

史跡七尾城跡整備基本計画書



本丸上空から七尾市街地をのぞむ（南から）

2021. 3

七尾市教育委員会

ごあいさつ

七尾城は、国内最大級の規模と巧みな構造を有する戦国時代のお城で、お城の麓には城下の町並が展開する学術的価値が、文献史学や考古学、歴史地理学などからの調査研究によって明らかにされています。

こうした学術的価値に加え、廃城後の城跡になってから今日まで守り受け継がれてきた伝統も、学術的価値と同様に重要であると認識しているところです。

七尾城跡は、昭和9年（1934）にお城の中心部が国の史跡に指定されてから87年が経過し、官民それぞれから保存と活用の取り組みが行われてきています。本年度で80回を数える七尾城まつりは、昭和17年（1942）に地元有志の方々が開催し、今日まで継続している歴史があります。七尾市としても、これまで中心部における遊歩道整備や石垣の復旧などを実施していますが、対象地が民有地のため、事業は単発的で必要最小限にとどまることが課題となっていました。

七尾市教育委員会では、平成27年度までに本丸から二の丸周辺の中心部が公有地化されたことにより、平成29年度には今後の保存活用に向けた基本方針を示す「史跡七尾城跡保存活用計画」を策定しました。

保存活用計画が、保存整備を進める際に検討が必要な諸要件を整理したものであるのに対し、この度の「史跡七尾城跡整備基本計画」は、今後10年間で実施可能な整備計画を示したものです。令和3年度からは、お城中心部の史跡指定地と七尾城登山口駐車場付近の城下、両者をつなぐ大手道を対象範囲として、本計画に示したさまざまな事業を関係する皆様と共に実施してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご指導、ご助言をいただいた史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会の皆様、文化庁、石川県教育委員会、地元町会をはじめとする関係各位に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも七尾城跡の保存活用の取り組みに、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月

七尾市教育委員会

教育長 黒崎 直人

例 言

1. 本書は、石川県七尾市古府町竹町古屋敷町入会大塚ほかに所在する史跡七尾城跡の整備基本計画書である。
2. 史跡七尾城跡整備基本計画策定事業は、七尾市教育委員会が平成30年度から令和2年度までの3か年計画で実施し、令和元年度から同2年度は国庫補助金及び石川県費補助金の交付を受けた。
3. 本事業は、七尾市史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会の指導のもと、七尾市教育委員会スポーツ・文化課に事務局を置いて実施した。
4. 本書の執筆は、第1章から第4章を七尾市教育委員会スポーツ・文化課七尾城跡保存活用推進室、第5章を(株)空間文化開発機構が担当し、七尾城跡保存活用推進室が(株)空間文化機構の支援を得て編集した。
5. 本書に掲載した図面、図表、写真等の一部は、業務委託により(株)空間文化開発機構が作成したものである。
6. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、同文化資源活用課、石川県教育委員会文化財課、石川県金沢城調査研究所の関係機関、地元町会や個人など、多くの関係機関や団体、個人の指導・助言を得た。

史跡七尾城跡整備基本計画書目次

第1章	計画策定の経緯と目的	1
第1節	計画策定の経緯	1
第2節	計画の目的	1
第3節	計画対象範囲と実施期間	2
第4節	委員会の設置	3
第5節	上位・関連計画との関係	6
第2章	計画地の現状	9
第1節	自然環境	9
第2節	歴史的環境	17
第3節	社会的環境	19
第3章	史跡の概要および現状と課題	31
第1節	史跡指定の状況	31
第2節	七尾城跡の概要	35
第3節	発掘調査の経緯	39
第4節	これまでの保存・活用に関わる計画	46
第5節	これまでの整備	48
第6節	史跡七尾城跡の本質的価値	51
第7節	追加指定後の地区区分	53
第8節	現状と課題	55
第9節	史跡等の公開活用のための諸条件の把握	62
第10節	広域関連整備計画	66
第4章	基本理念と基本方針	69
第1節	基本理念(史跡七尾城跡の整備が目指す姿)	69
第2節	基本方針	69

第5章 整備基本計画	71
第1節 全体整備方針	71
第2節 地区区分	72
第3節 地区別整備方針	77
第4節 遺構保存に関する計画	87
第5節 遺構修復に関する計画	90
第6節 動線計画	93
第7節 地形保全に関する計画	97
第8節 防災対策に関する計画	97
第9節 遺構の表現に関する計画	99
第10節 修景および植生に関する計画	100
第11節 案内・解説施設に関する計画	102
第12節 管理施設および便益施設に関する計画	104
第13節 公開・活用およびそのための施設に関する計画	105
第14節 周辺地域の環境保全に関する計画	106
第15節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	106
第16節 整備事業に必要な調査等に関する計画	107
第17節 公開・活用に関する計画	109
第18節 管理・運営に関する計画	110
第19節 事業計画	112

巻末 完成予想図

A3版カラー

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

七尾城は、能登畠山氏が築いた国内最大級の城郭で、その遺構は、廃城後から今日まで良好に保存されてきている。保存と活用に向けた取り組みは、昭和9年(1934)に本丸から三の丸までの中心部が県内3番目の史跡に指定された後、本格化する。昭和17年には、畠山一清氏が本丸に「七尾城址」の石碑を建立し、第1回七尾城まつりが開催されている。この七尾城まつりは、地元有志が中心となって開催されてきており、令和元年度で78回を数える。昭和38年(1963)には、山麓の城下町域内の古屋敷町に出土品などを展示公開する七尾城史資料館が開館している。その後、昭和42年には、自動車で本丸駐車場まで登ることが出来る県道城山線が開通し、観光地としての活用の機運が高まる。この県道城山線の開通にあわせて、史跡指定地内の遊歩道や城下と城郭を結ぶ大手道(旧道)の整備も行われたことにより、多くの人々が七尾城跡を訪れるようになった。

活用策が先行する一方で、本丸をはじめとした中心部周辺では、幾度となく石垣が崩落し、その度に修復している状況にあったことから、七尾城跡が有する価値を保存・継承するための指針が必要な状況に立たされていた。このことから、七尾市では、昭和54年(1979)に「七尾城跡地形測量図(S=1/1,000)」を作成するとともに、今後の保存管理指針を示す「七尾城跡保存管理計画」(以下「保存管理計画」)を策定した。平成8年(1996)には、「国指定史跡 七尾城跡整備基本構想」を策定して整備事業の推進を目指したが、城下を国道470号能越自動車道七尾氷見道路(以下、「能越道」と略す)が横断する計画が発表され、保存管理計画の大幅な見直しに迫られた。このことにより平成14年3月には、能越道建設を前提とした「史跡七尾城跡保存管理計画」を策定し、新たな方針を示した。

市では、この保存管理計画に基づき、平成27年度までに、史跡七尾城跡の本質的価値を構成する主要な要素である石垣の基礎調査や、追加指定による史跡指定地の拡大や城郭中心部の公有地化などの活用整備事業の実施に向けた取り組みを進めてきた。

さらには、北陸新幹線開業や能越道七尾IC開通といった交通アクセス整備が進むなど、七尾城跡を巡る社会環境が大きく変わってきたことから、今後の活用方針も視野に入れた新たな「史跡七尾城跡保存活用計画」(以下「保存活用計画」)を平成30年3月に策定した。

保存活用計画策定後、速やかな活用整備事業の実施を目指す市では、平成30年4月に教育委員会スポーツ・文化課内に七尾城跡保存活用推進室を新設し、今後の具体的な活用整備の方向性を示す「史跡七尾城跡整備基本計画」(以下、「整備基本計画」)を文化庁や石川県の指導の下で策定することとした。

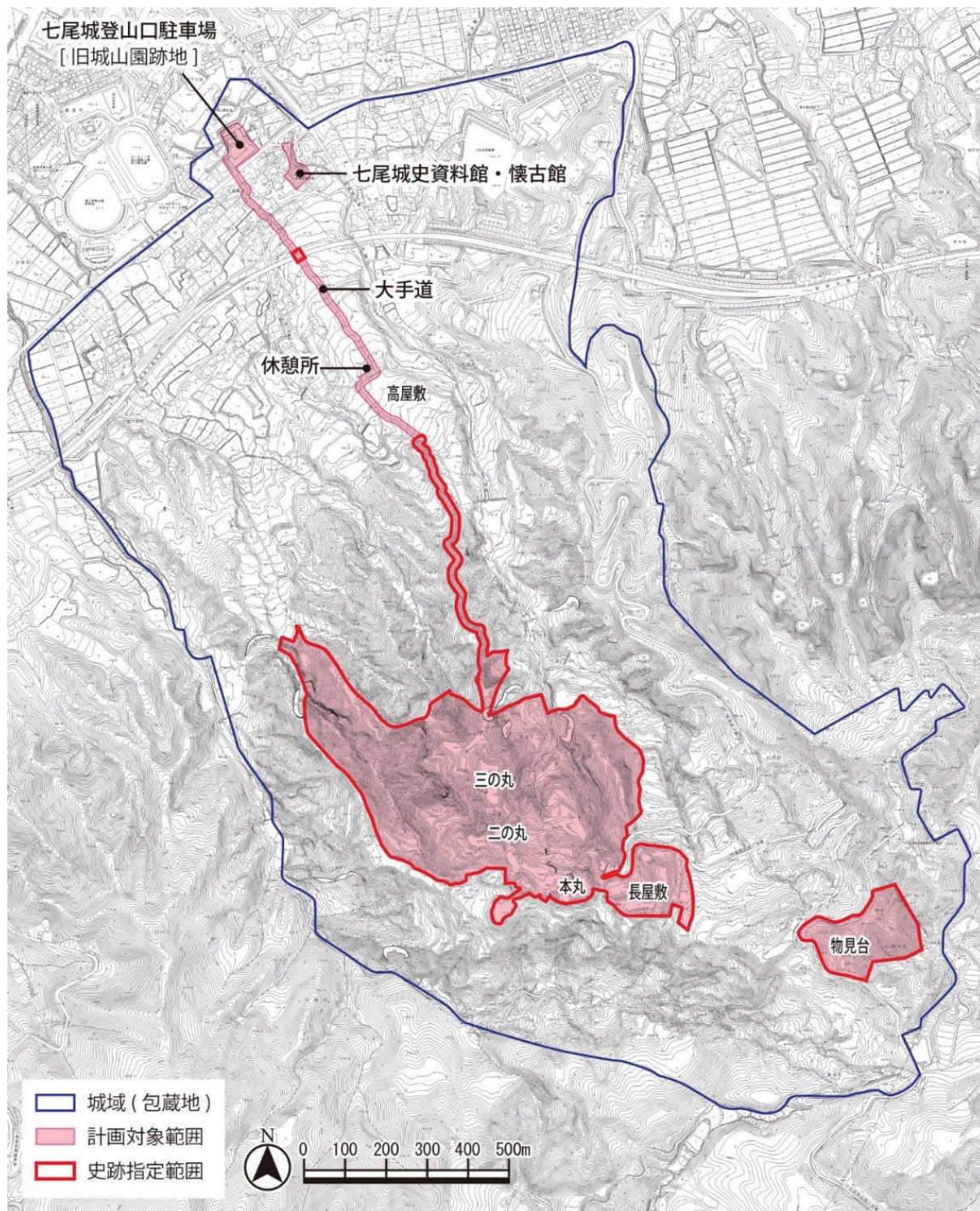
第2節 計画の目的

整備基本計画は、保存活用計画に示された保存と活用、整備の方針に基づき、喫緊の課題や問題点を整理した上で、今後実施する活用整備事業の拠り所となる基本理念を掲げる。さらに、事業実施期間における具体的な整備内容や各種調査、スケジュールなどを詳しく示すことを目的とする。

第3節 計画対象範囲と実施期間

計画対象範囲は、史跡指定地と優先的な追加指定を目指し発掘等各種調査を進めている大手道(旧道)、展示機能を有する七尾城史資料館・懐古館および駐車場、七尾城登山口駐車場の整備を実施している旧城山園跡地、高屋敷近くの手道に接する休憩所(七尾市所有地)を加えた範囲とする(図1-1)。

本計画の実施期間は、令和3～12(2021～2030)年度までの10か年とする。



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 1-1 計画の対象範囲

第4節 委員会の設置

(1) 要綱と構成

整備基本計画の策定にあつて、七尾市史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会設置運営要綱に基づき「史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会」（以下「委員会」）を設置して指導、助言を得た(表1-1)。委員会は、学識経験者と地元関係者の11名の委員から構成し、七尾市教育委員会および事務局指導として文化庁および石川県で組織した(表1-2)。

表1-1 七尾市史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会設置運営要綱

(設置) 第1条 七尾城跡の保存活用を図るため七尾市史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 委員会は、七尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う史跡七尾城跡整備基本計画策定に関して審議し、必要な指導助言を行うものとする。 (組織) 第3条 委員会の委員は、学識経験者、教育関係者、地元関係者等のうちから、教育委員会が委嘱する。 (任期) 第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和3年3月31日までとする。 (委員長及び副委員長) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長が指名する。 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議) 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 (事務局) 第7条 委員会の事務局は、教育委員会スポーツ・文化課に置く。 (その他) 第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、平成30年8月9日から施行する。 (最初の会議) 2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。 (告示の失効) 3 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
--

表 1-2 史跡七尾城跡整備基本計画策定委員会委員名簿

＜委員＞

	氏名	現 職 名	区分
委員長	東四柳 史明	金沢学院大学名誉教授	学識経験者
副委員長	塚林 康治	七尾市文化財保護審議会会長	学識経験者
委員	谷内尾 晋司	石川考古学研究会顧問	学識経験者
	西形 達明	関西大学名誉教授 (令和2年4月1日～)	学識経験者
	北野 博司	東北芸術工科大学教授	学識経験者
	千田 嘉博	奈良大学教授	学識経験者
	国分 秀二	七尾城山を愛する会会長	地元関係者
	安田 猛治	小池川原町会長 (平成30年8月9日～)	地元関係者
	増 宏	(平成31年1月1日～)	
	竹田 慎一	(令和3年1月1日～)	
	山本 実	古城町会長 (平成30年8月9日～)	地元関係者
	山本 良孝	(平成31年1月1日～)	
	山本 達郎	(令和3年1月1日～)	
	澤田 豊一	古屋敷町会長 (平成30年8月9日～)	地元関係者
	村田 修一	竹町会長 (平成30年8月9日～)	地元関係者
	石田 和義	(平成31年1月1日～)	

＜事務局＞

	現 職 名
事務局指導	文化庁文化資源活用課
	石川県教育委員会事務局文化財課
	石川県金沢城調査研究所
事務局	七尾市教育委員会事務局スポーツ・文化課

(2) 検討の経過

計画の策定期間は平成30年度(2018)から令和2年度(2020)までの3か年とし、2年目から国庫補助事業にて実施した。策定期間中に6回の委員会を開催して、各委員の指導・助言を計画に反映し、計画内容が整った令和3年2月に七尾市民に対して意見募集(パブリックコメント)を求めた。七尾市民の意見を踏まえた最終案にて七尾市議会の承認を受け、令和3年3月をもって計画策定とした。

表 1-3 委員会の経過

年度	回数	年月日	主な報告・協議事項	
平成30年度	第1回	平成30年 8月9日	主な報告	・「保存活用計画」の策定について ・九尺石の災害復旧について
			協議事項	・「整備基本計画」の策定方針について 対象範囲等
	第2回	平成31年 3月13日	主な報告	・追加指定について
			協議事項	・今後のスケジュールについて ・発掘調査について
令和元年度	第3回	令和元年 8月23日	主な報告	・策定の進捗状況について
			協議事項	・章立てについて ・発掘調査計画について
	第4回	令和2年 3月3日	主な報告	・発掘調査(大手道)報告について ・令和2年度整備(現状復旧)計画について
			協議事項	・第1章～第5章(案)の検討 ・令和2年度以降の発掘調査計画について
令和2年度	第5回	令和2年 10月23日	主な報告	・令和2年度整備(現状復旧)実施状況について ・発掘調査報告について
			協議事項	・第1章～第5章(案)の検討
	第6回	令和3年 2月19日	主な報告	・令和2年度発掘調査成果について ・整備基本計画(案)について
			協議事項	・整備基本計画の最終検討



図 1-2 現地指導の様子(第3回委員会)



図 1-3 委員会の様子(第4回委員会)

第5節 上位・関連計画との関係

史跡七尾城跡の保存・活用を目的とした活用整備は、七尾市のまちづくりにおける最上位計画である七尾市第2次総合計画(以下「総合計画」)に掲げる「恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち 歴史・文化の継承」を具現化するための施策のひとつである。

七尾市は史跡七尾城跡に関する計画として、これまでに保存管理計画(1979・2002年)や整備基本構想(1996年)、保存活用計画(2018年)といった、保存や活用を目的とした計画を策定してきた。

本計画は、これらの計画と整合を図るとともに、七尾市都市マスタープランや景観計画といった観光やまちづくり等の関連計画と有機的に連携し、七尾市が史跡七尾城跡を活用したまちづくりを推進していく。

表1-4 第2次七尾市総合計画の文化財関連における要旨

第2次七尾市総合計画	
計 画 期 間	令和元年度～令和10年度(2019年度～2028年度)
計画の構成	基本構想と基本計画で構成
将 来 像	能登の未来を牽引し七色に輝く 市民活躍都市 ななお
基 本 方 針	恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち 歴史・文化の継承
施 策	1. 歴史・文化遺産の保全と活用
	世界的に評価された歴史・文化遺産の保全 ユネスコ無形文化遺産に登録された「青柏祭の曳山行事」をはじめとする、歴史的に価値の高い文化遺産や文化財を次世代に引き継ぐため、適切な管理保全を行うとともに、市民が誇りに思えるよう、啓発活動を推進する。 歴史文化遺産の調査、研究 新たな文化財の指定・登録にむけた、歴史・文化遺産の掘り起こしや埋蔵文化財などの調査、研究を進める。
	2. 魅力ある歴史・文化遺産の情報発信
	歴史・文化遺産の情報発信 七尾城跡、能登畠山文化などの七尾の歴史・文化遺産の魅力を様々な媒体をとおして発信することで、国内外の多くの方々の来訪を促す取り組みを推進する。 歴史・文化を活かした交流の促進 様々な機会をとおして歴史・文化学習を推進する。「石川県七尾美術館」や「のと里山里海ミュージアム」などの展示・交流施設において、来訪者が参加・体験できるワークショップなどの各種イベントを開催するとともに、国内外への情報発信を行い、歴史・文化を活かした交流の促進に取り組む。

表 1-5 他の計画との関係一覧表

	■第2期「七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」	■「七尾市都市マスタープラン」
指針	七尾市の持続的発展に向け、「第2次七尾市総合計画」の主な取り組みについて、優先順位とその効果をにらみ、横断的かつ有機的に連携し、確実に目標を達成する。	都市づくりの基本理念として「第1次七尾市総合計画」を踏襲し、七尾市の都市づくりの総合的な指針(将来像都市像)を示す。
将来像	従来の「しごと」起点のアプローチに加え、地域の特性に応じた「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行い、まち・ひと・しごとの好循環をつくり出す。	地域の宝を市民が育む「住み続けたい・訪れたいまち」
計画の構成	「七尾への新しい人の流れをつくる」ほかの4本柱	「全体構想」・「地域別構想」・「実現化方策」の3部構成
実施期間	令和2年度～令和6年度(5年間)	平成40年度(目標年次)
基本的施策	Ⅲ 七尾への新しい人の流れをつくる	—
施策	(中項目)交流人口の拡大 (小項目)観光の魅力づくりの推進	
現状と課題	七尾城跡など市内4カ所の国指定史跡を回遊するルートを整備し、広く普及することをにらみ。看板を設置する必要がある。	今後のまちづくりを進める上でもきわめて重要な「地域の宝」で、特性を活かしながら積極的にまちづくりに活用していく。19頁(第2章 将来目標の設定 2 将来都市像)
施策の方針	七尾城跡などの歴史文化、和倉温泉お祭り会館など地域資源を活かし、和倉温泉や能登島などの地域が連携して、四季折々の祭りや食などを含めた周遊観光ルートを提案するなど、新たな魅力づくりを進める。	緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のリクリエーション活動、癒しや憩いの場として、能登歴史公園や七尾城跡などを位置づけ、交流資源としての活用を図る。 63～65頁(第3章 都市づくりの基本方針 4. 都市環境形成の方針)
策定期日	令和2年(2020)3月	平成23年(2011)3月
担当部局	七尾市総務部企画財政課	七尾市建設部都市建築課
主な関係法令	「まち・ひと・しごと創生法」(第10条)	「都市計画法」(第18条の2)

	■「七尾市 景観計画」	■「石川県長期構想」
指針	美しく魅力あふれる市民共有の財産の維持・継承を基本に新しい世代に受け継いでいく。	施策の重点化に十分に意を用いつつ、諸課題を踏まえた今後10年間の明確なビジョンを描き、これを実現するための施策を着実に展開していく。
将来像	魅力ある景観の維持・継承を基本に、「市民が守り、育て、創る 七尾の景観づくり」	「輝く未来へ幸せを実感できるふるさとづくり」
計画の構成	「基本目標」・「市域における景観づくりの方針」の2部構成	魅力を磨き 人・ものを惹き付ける「いしかわ」ほかの3部構成
実施期間		個性と魅力にあふれる文化と学術の地域づくり
基本的施策	2-2 市域における景観づくりの方針	個性と魅力にあふれる文化の創造と発展
施策	(3) 七尾市の景観の礎となる“景観地域づくり”	文化遺産の発掘・保存・活用
現状と課題	城山や赤蔵山、別所岳の山並に囲まれ、生活との関わりが深い森林など豊かな緑が広がる景観が形成されている。	
施策の方針	山地・里山景観を阻害する建築物・工作物の規制・誘導、市域を見渡せる眺望点の確保などによって、緑豊かな山地・里山の保全を進める。	有形・無形文化財や民俗文化財、史跡・名称・天然記念物などの歴史的文化遺産の発掘や、その適切な保存活用を進める。
策定期日	平成27年(2015)10月	平成28年(2016)3月
担当部局	七尾市建設部都市建築課	石川県企画振興部企画課
主な関係法令	「景観法」(8条)	

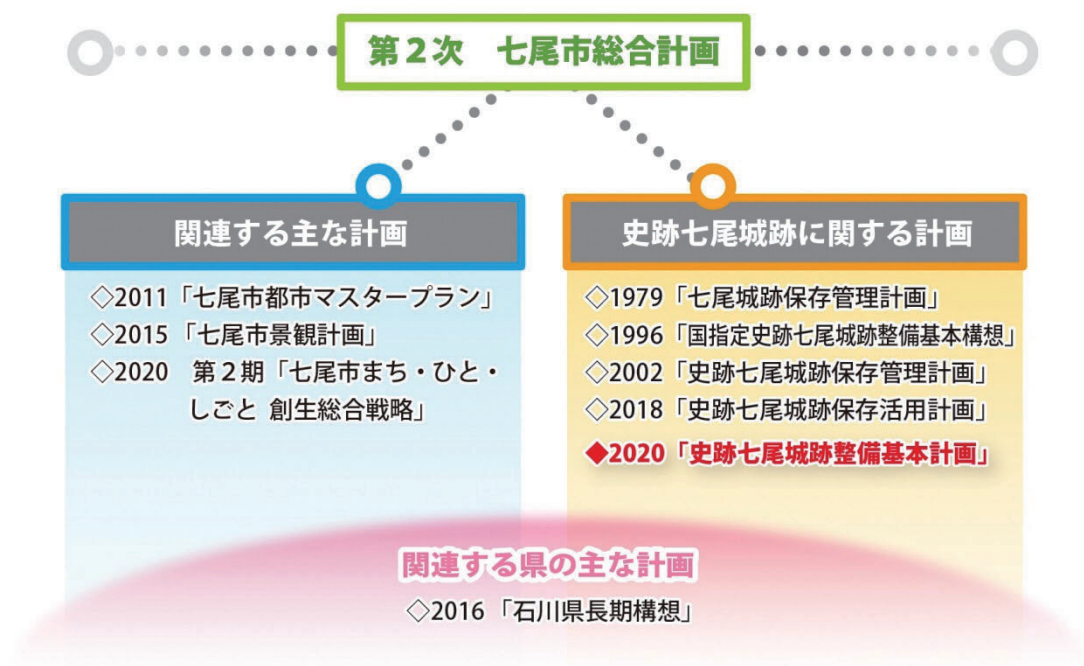


図1-4 上位関連計画との関係図

第2章 計画地の現状

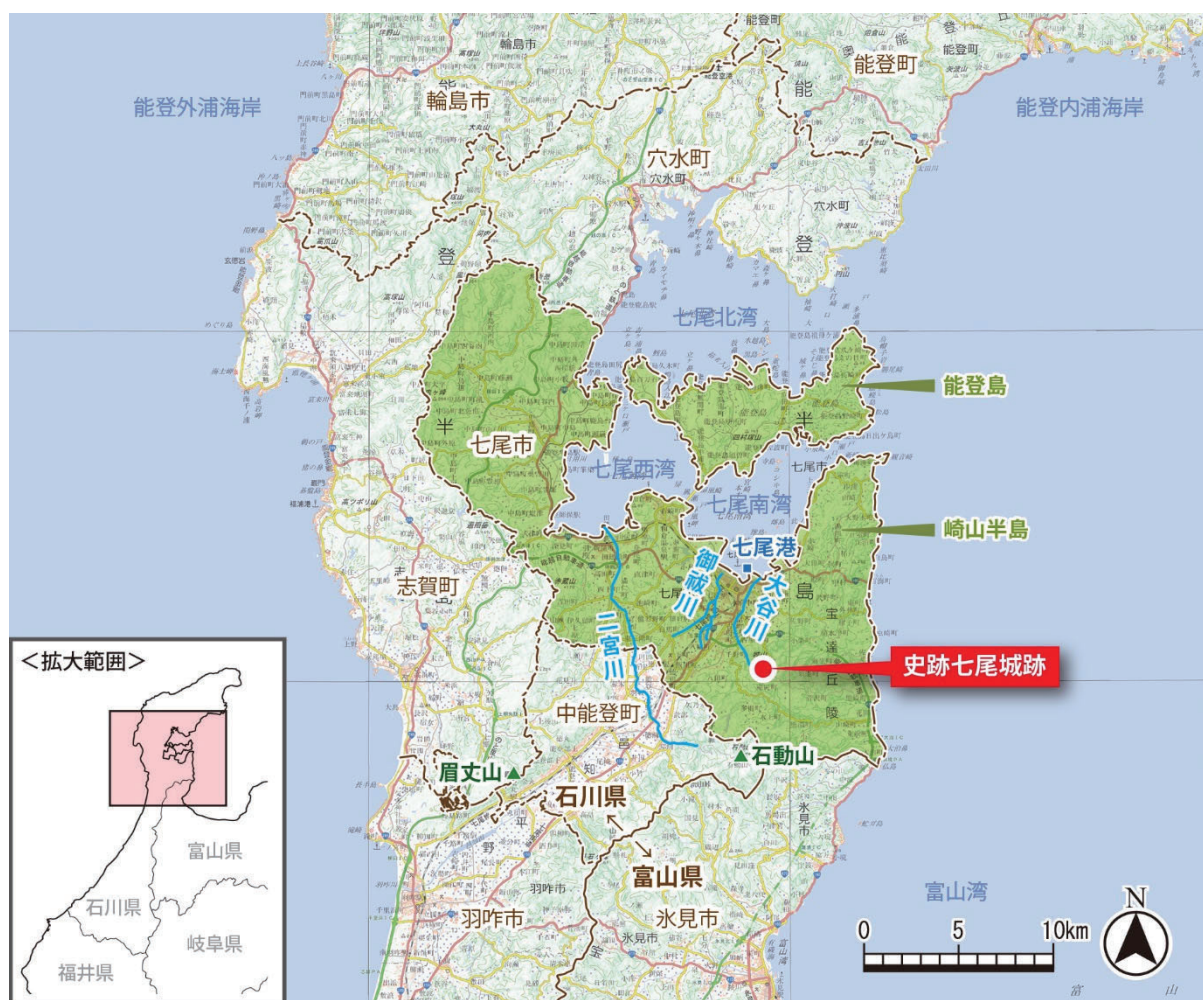
第1節 自然環境

第1項 位置・地勢

七尾市は、日本海に突き出た能登半島の中央東側に位置する。海岸部は、七尾湾から富山湾に面し、内陸部は、北側が穴水町、西側が志賀町、南側が中能登町から富山県氷見市に接しており、天然の良港として知られる七尾港を窓口に発展してきた地方都市である。七尾港は、外洋の日本海交易と七尾湾を中心とした内湾交易、さらには五畿七道の1つである北陸道や奥能登方面に連絡する能登街道の発着地であったことから、海上交通や陸上交通の要衝として半島で重要な役割を果たしていた。

七尾市は、こうした地理的環境により、古代律令国家の地方拠点である能登国府が置かれて以来、近世まで歴代の地方政治拠点が置かれた能登の政治・経済・文化の中心地であった。

現在は、七尾港に面した低地(邑知地溝帯北端)に市街地が展開し、東部から南部には富山県との境界をなす急峻な石動山系が、西部には眉丈山系の山並みが連なり、御祓川、大谷川、二宮川などの河川が七尾湾に注いでいる。海岸線は、日本海からの荒波が打ち寄せる外浦海岸と、波穏やかな七尾湾から富山湾に面した内浦海岸に大別される。こうした海岸線と山並み、河川が連動する里山里海の豊かな自然に恵まれた地域である。



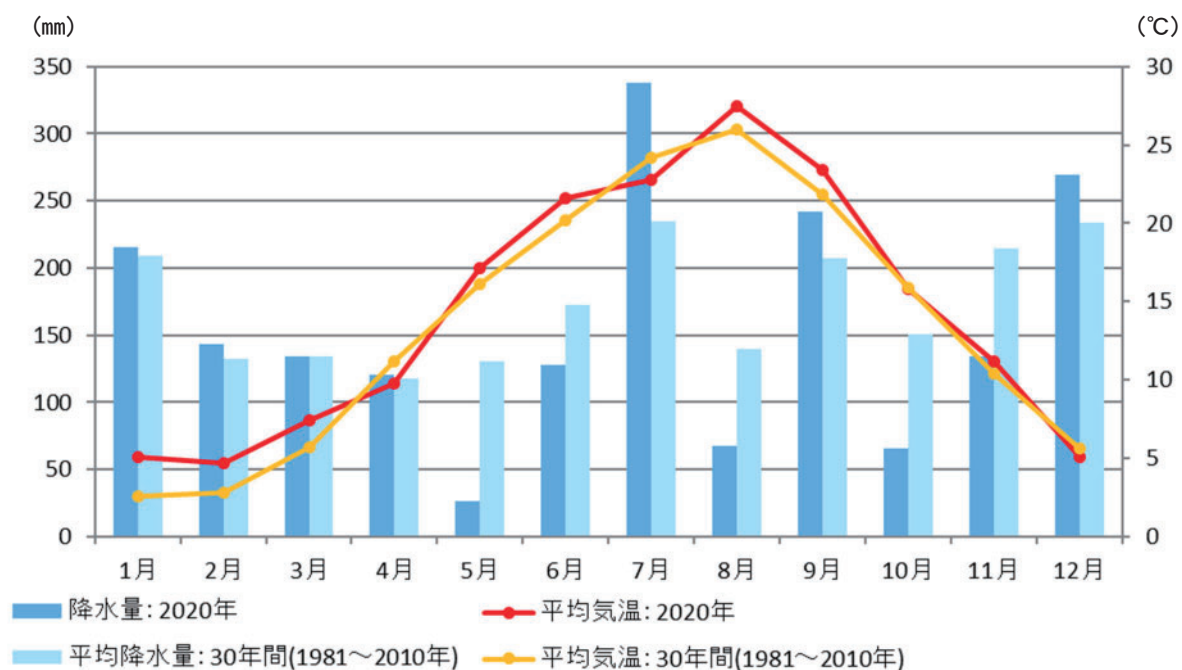
(ベース：国土地理院)

図2-1 地勢図

第2項 気候

七尾市の気象(1981～2010)は、年間の平均気温が13.6℃、降水量が2076.9mm、日照時間が1542.3時間で、積雪は多い年で50～70cm程度ある。日本海側特有の気候で、冬季の積雪と年間降水日数が多いことを特徴とする。

七尾市においても6～9月にかけて集中豪雨が頻発し、様々な被害をもたらしている。表2-1に示すように過去10年間に於いて短時間における雨量が多い傾向にあり、平成29年6月30日から7月3日までの断続的な降雨は7月の平均降水量(235.1mm)に迫る224.0mmを観測した。この時の豪雨では河川の増水や土砂崩れ、家屋への浸水、道路の冠水だけでなく七尾城跡にも多大な被害をもたらした。



(参考データ：気象庁〔七尾〕平年値)

図2-2 七尾市の月別の気温と降水量

表 2-1 七尾市における降水量の順位

順位	日の最大降水量	日の最大1時間降水量	日の最大10分降水量
1	2013/6/19 208mm	2010/7/9 70mm	2008/8/15 23mm
2	1990/8/17 195mm	2017/8/25 69mm	2019/8/22 21mm
3	2018/8/31 172mm	2019/8/22 68mm	2017/8/25 19mm
4	2017/7/1 166mm	2013/8/30 61mm	2013/8/30 18mm
5	2008/6/29 160mm	2018/8/31 58mm	2008/8/19 18mm
6	1998/8/17 145mm	1998/8/13 55mm	2010/9/22 16mm
7	1985/7/8 144mm	2008/8/16 51mm	2010/7/9 16mm
8	2009/7/1 137mm	1990/9/15 49mm	2013/8/23 14mm
9	2014/8/16 134mm	2008/8/15 48mm	2014/9/2 14mm
10	2011/9/21 134mm	2014/8/16 45mm	2013/9/3 14mm

※ゴシック体は過去10年間

第3項 地形

七尾城跡は、石動山から嶺山半島へ延びる石動山系の通称「城山」に位置する。標高300m付近の本丸から三の丸を中心とした主郭部から、邑知地溝帯に向けて派生する尾根筋一帯に曲輪が築かれている。

城山を取り巻く大谷川やその支流の鍛冶屋川、木落川、庄津川から谷(沢)を麓から山頂に向けて登ると、はじめは巨礫も少なく、流れも緩やかな小規模扇状地であるが、徐々に巨岩、巨石(1m以上)が見られるようになる。本丸駐車場・寺屋敷の北側、樋の水東側の木落川が流れる木落谷では、烏帽子谷との分岐を過ぎると傾斜が強くなる。

また、それぞれの尾根には、人為的に作った切岸も見られるものの、大手道の長坂に代表されるように中腹は急峻な痩せ尾根となっている。



(ベース：Google Earth)

図2-3 地形図



(ベース：『保存活用計画』図15 七尾城起伏図)

図2-4 史跡七尾城跡の標高(起伏)図

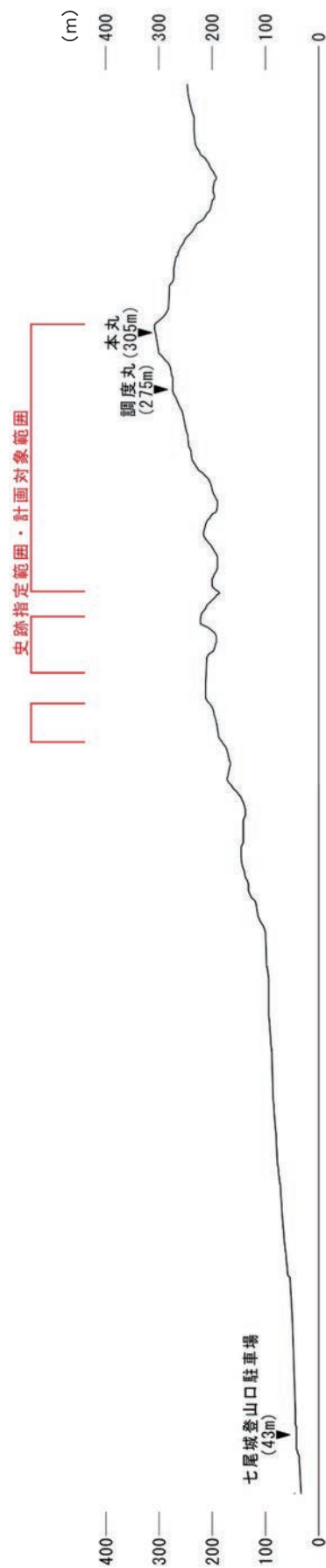
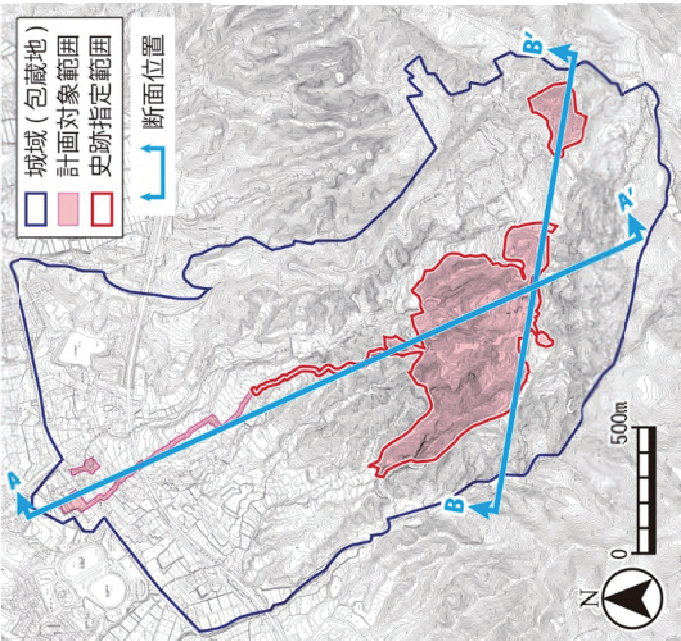


図2-6 A-A' 断面図



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図2-5 断面位置図

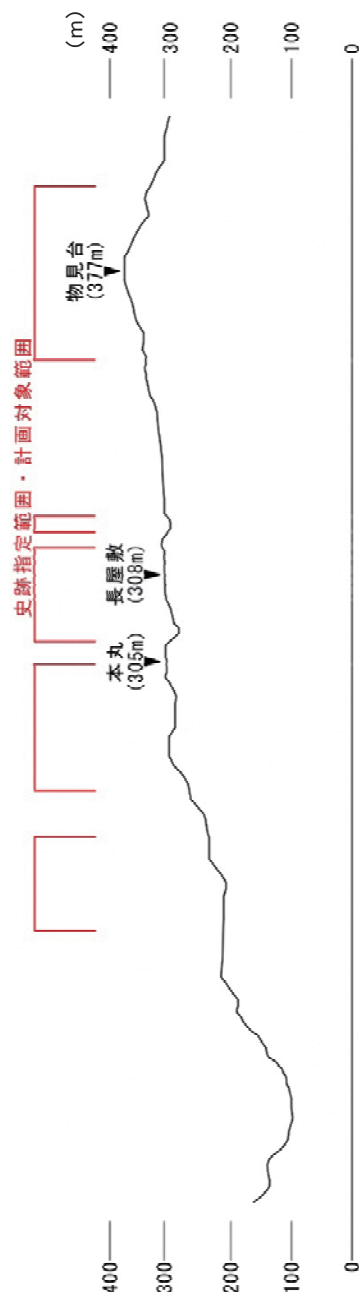


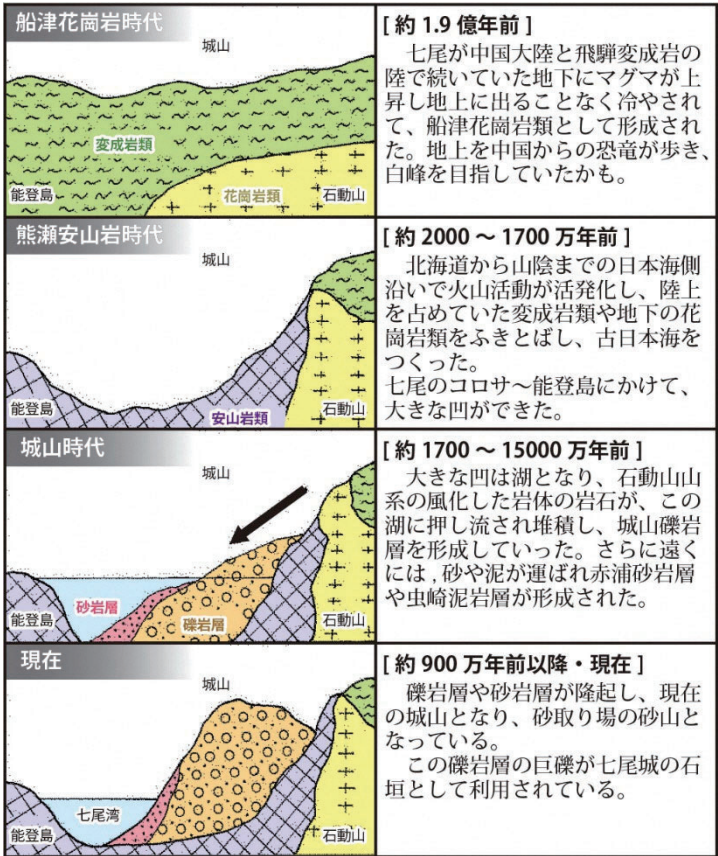
図2-7 B-B' 断面図

第4項 地質

七尾城跡が位置する城山一帯の地層は、下部中新統(約2300万年前から約500万年前までの中新世にできた地層)の城山礫岩層と称されている(糸野編1965)。

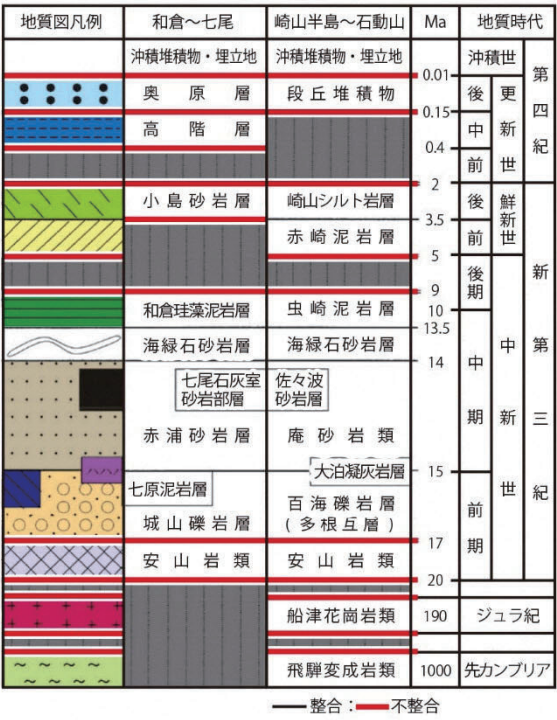
①七尾城跡周辺の地質と城山礫岩層

七尾城跡が位置する城山礫岩層の南部には、城山より高海拔の石動山系に至る範囲に、通称熊渕安山岩類・船津花崗岩類、そして飛騨変成岩類が分布している。前期中新世(1700万年～1500万年前)、これらの風化した岩体が風雨によってけずられ、大雨の流れで運搬され堆積して出来たものが、城山礫岩層である。

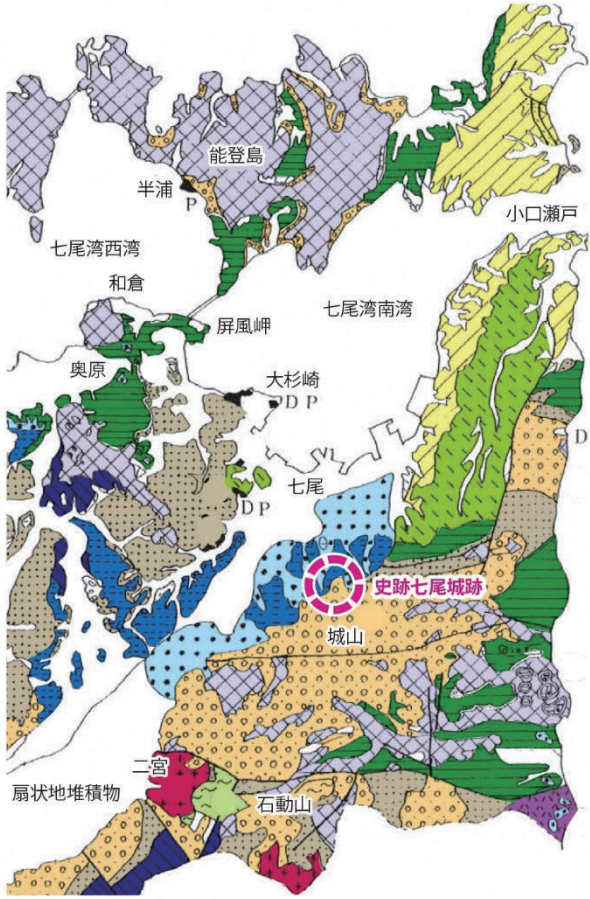


(ベース：『保存活用計画』図26 能登島～城山～石動山の大地変化の模式断面図)

図2-8 能登島～城山～石動山の大地変化の模式断面図



(ベース：『保存活用計画』図25 七尾城跡周辺の地層名と時代)



(ベース：『保存活用計画』図24 七尾城跡周辺の地質図)

図2-9 史跡七尾城跡周辺の地質図

②七尾城跡の石垣石材

七尾城跡の石垣は、主に花崗岩と安山岩、流紋岩を用いて築かれている。岩質については、下表において簡単に解説する。

表 2-2 岩石の解説

種類	岩 質
花崗岩	花崗岩を構成する鉱物は一般に石英・長石・角閃石・黒雲母の4種類で、鉱物の割合や結晶の大きさによって細分化される。石動山のふもと二宮に見られる花崗岩は、鉱物結晶が比較的大きい「斑状」と、角閃石を含む割合が多い「閃緑岩」が加えられた『斑状花崗閃緑岩』に分類される。大きい結晶の長石は肉紅色を示しているが、黒っぽい黒雲母や角閃石の量も多く、石英が半透明で灰色に近いことから全体として暗い。石垣に利用されている花崗岩は、この肉紅色の花崗岩の他、墓石として利用される灰白色の花崗岩もある。温井屋敷にある「九尺石」も花崗岩で築かれている。
安山岩	安山岩は、マグマが地表近くや地表で冷えて固まった火成岩である。岩石の色は、一般に黒っぽいのが、場所によって異なり暗灰色、暗褐色を示す。岩石中にキラリと光る輝石が含まれることから、「輝石安山岩」とされている。
流紋岩	流紋岩は、黄白色の長石と灰色がかった石英の2つの鉱物が交互に重なって流状を示し、全体に明るい黄白色の火成岩である。石垣に利用されている流紋岩は、風化が進み流状(縞模様)が不明瞭で、斑状結晶を含んでいて、典型的な流紋岩の特徴と異なる。

石材の大部分は、城山を構成する城山礫岩層に含まれる岩石で、城跡周辺の崖や尾根・谷に露出していたものを運び出したり、岩石を掘り出して利用したと考えられる。

《引用文献》

- 鮎野義夫編 1965 『能登半島の地質』『能登半島学術調査書』石川県 P.1-84.
 鮎野義夫編 1993 『新版・石川県地質図(10万分の1)・石川県地質誌』石川県 318pp.
 野村正純 1996 『七尾市自然環境調査報告書』『地質・化石』七尾市 P.1-34
 野村正純 2001 『17. 七尾周辺一地層と化石―北陸の自然をたずねて』
 北陸の自然をたずねて編集委員会〔新改訂〕日曜の地学6 築地書館 P.119-125.

第5項 植生

城山一帯の植生は大部分が山林で、七尾城跡中心部の平地や緩い斜面にはスギ林があり、細い尾根や急傾斜地にはヤブツバキ林や落葉樹を中心としたコナラ林が多くみられる。

城山周辺はもともと暖地性のヤブツバキ林であったが、長年にわたる植林などによりアカマツやコナラを中心とした二次林となった。これらの木々は薪や木炭などとして活用され、山中には炭焼き窯跡が残っている。

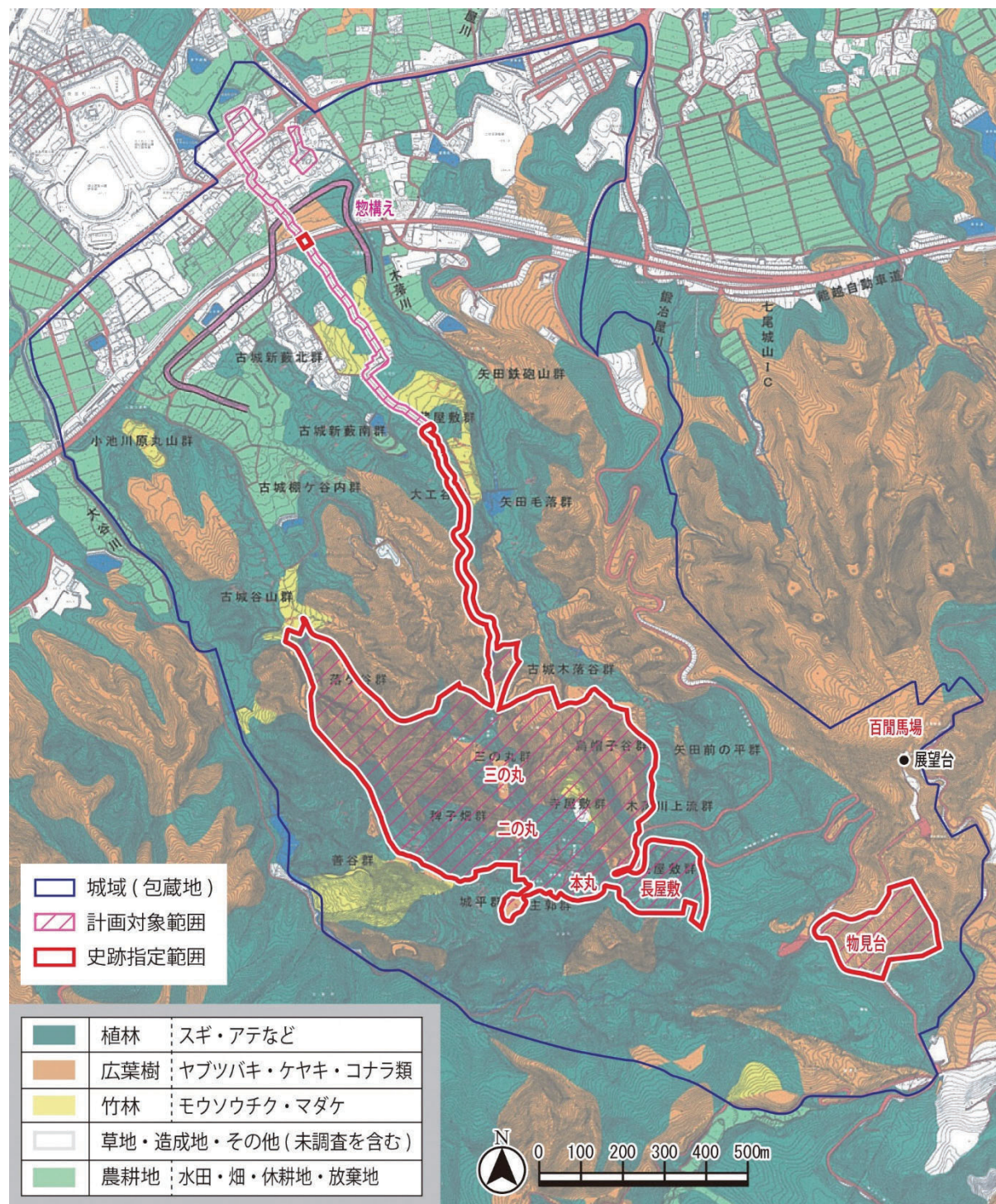
アカマツやコナラの二次林は、炭焼きの衰退とともに建築材となるスギやアテ(アスナロ)林に代わっていった。しかし、建築材として利用出来るまでに成長した頃には、安価な外国産材の大量輸入により需要が減少したため、山林の手入れが行き届かなくなった。

最近は、一部で強制伐採が行われているものの荒廃が甚だしく、モウソウチクが低地からスギの植林地に入り混み、長屋敷や善谷群ではマダケが繁茂している。また、スギが植林されていない雑木林においても、ササ類が覆い尽くしてきている。

平成22年(2010)頃には、カシノナガキクイムシが大発生したことによりナラ枯れが発生し、ミズナラやコナラの大木が枯死した。

安寧寺から北東に延びる尾根筋には、戦時中コルクの代用として植林されたアベマキの巨木が見られ、二の丸や本丸駐車城周辺などには、モミジ類やサクラ類が植林された。

保存活用計画策定時(平成29年度)に植生調査を行い、城域一帯の植生図を作成した(図2-10)。

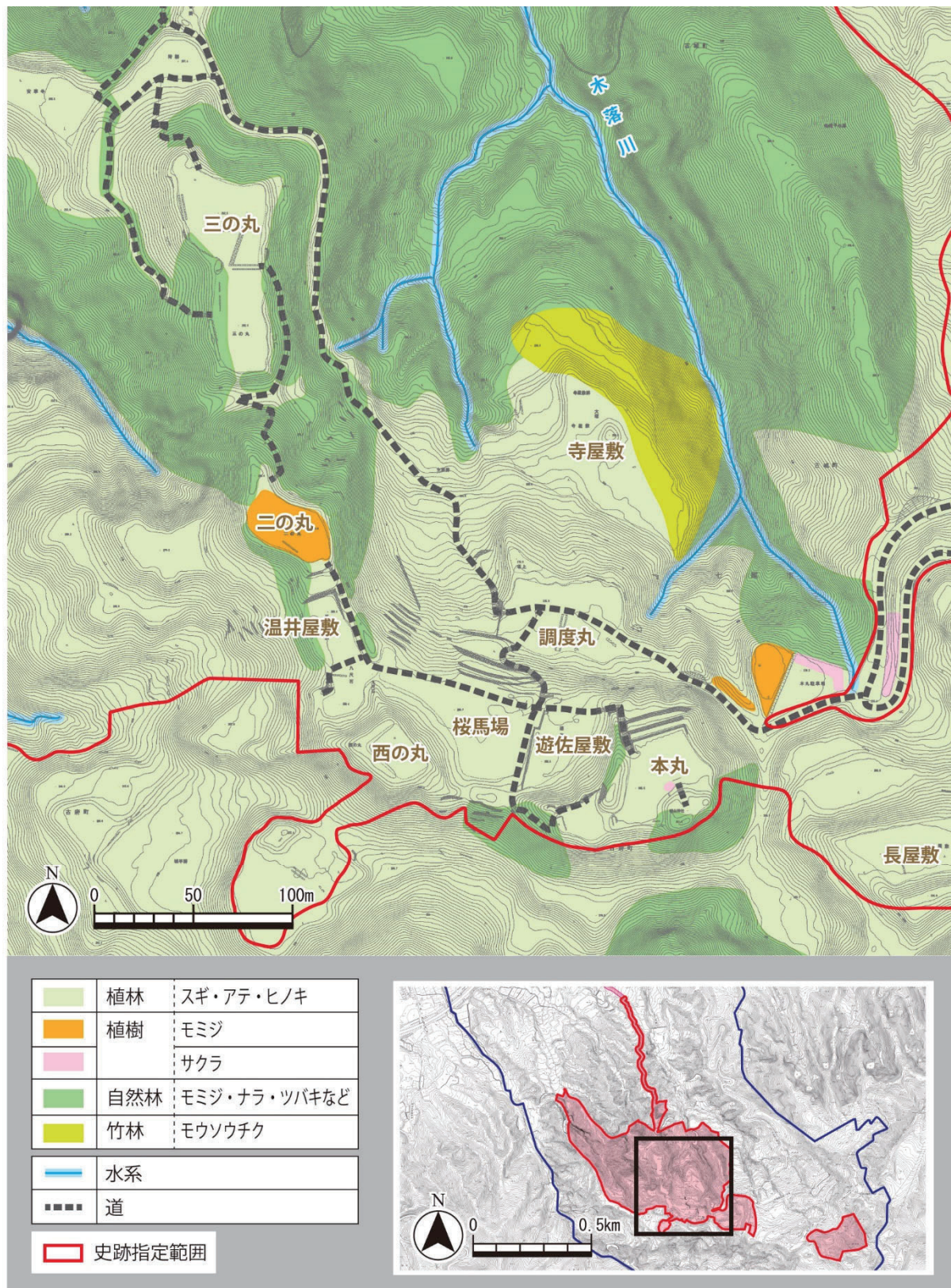


(ベース:『保存活用計画』図23 七尾城跡周辺の植生分布図)

図2-10 史跡七尾城跡周辺の植生図

山林の荒廃や休耕田の増加により山道がどんどん失われつつあることに加え、昨今のイノシシ被害の増加によって山林の荒廃が進行し、植生も大きく変わりつつある。

本整備基本計画の策定にあたっては、既存木の取り扱いの検討に必要な基礎資料を得るため、本丸および二の丸等の中心部を対象とした植生調査を行った(図2-11)。



(ベース：[上図]測量図※数値地形図 / [下図]史跡七尾城跡平面図)

図2-11 史跡七尾城跡中心部の植生図

第2節 歴史的環境

七尾城は戦国時代に能登畠山氏が領国支配の拠点として、現在の石川県七尾市古府町竹町古屋敷町入会地一帯の石動山系の要害に築いた山城である。標高300mの本丸を中心として、掌を広げたように派生する尾根筋一帯に多数の曲輪を連ねている。主な遺構は外堀に見立てた東側の木落川から西側の大谷川に挟まれた範囲に所在し、麓の城下を含めた範囲は、東西約1.2km、南北約2.5kmの範囲にある。特に、中心部となる本丸周辺の曲輪は、石垣で固められている。

七尾城を築いた能登畠山氏は、応永15年(1408)に創立した室町幕府管領畠山氏の有力庶流である。能登守護職であり、室町幕府の最高権力者グループである御相伴衆も務めた幕閣の重臣であった。当時、守護は在京を原則としたことから、畠山氏が領国能登に在国して政務を執るようになるのは応仁・文明の乱(1467～1477)以降の第3代義統からである。

文明10年(1478)に下向した義統は、その政治拠点を港付近の「府中」に守護所を置いたが、第7代義総の治世下である大永5年(1525)までには、それまでの守護所と立地環境が全く異なる石動山系の要害に七尾城を築き、拠点を移している。往時の七尾城については、たびたび下向していた京の禅僧である彭叔守仙が天文13年(1544)に記した「独楽亭記」に、「天宮」と称する大規模な城郭とそれに連動する「千門万戸」と称された活気あふれる城下の町並の様子が記されている。

その後、第8代畠山恵祐(義統)・第9代義綱が弘治3年(1557)に、長尾景虎(上杉謙信)に宛てた書状に「当城彌堅固候」と記しているように縄張りが増強されるが、天正5年(1577)には上杉謙信の侵攻により落城する。このことにより七尾城は、上杉氏の能登の支配拠点となるが、天正6年の謙信の急死に伴い、織田方の支配下となり前田利家が入城する。しかし、利家は天正17年(1589)までには、港付近の小丸山城に拠点を移したことにより廃城となる。廃城後の七尾城の動向については、江戸時代には加賀藩が鎌留御林として管理したことから、城郭遺構が良好な状態で残され、今日に受け継がれている。

表 2-3 能登畠山氏・七尾城跡略年表

年号	(西暦)	主な出来事	領主		拠点
延元 3年	(1338)	足利尊氏が征夷大將軍となり、室町幕府が成立する。	畠山	もとくに基国	(府中) 守護代所
明德 2年	(1391)	畠山基国、河内・越中とともに、能登守護となる。		みづのり満慶	
応永 13年	(1406)	畠山基国が没し、次男満慶が家督を継ぐ。			
応永 15年	(1408)	畠山満慶、畠山家の家督を兄の満家に譲り、満家から能登守護を与えられる。能登畠山家(畠山匠作家)を創設する。	能登畠山	初代 みのり満慶	府中 守護館
永享 4年	(1432)	畠山満慶没し、長男義忠が家督を継ぐ。		二代 よしただ義忠	
享徳 4年	(1455)	この頃、畠山義統が守護となる。祖父の義忠が隠居する。		三代 よしむね義統	
応仁 元年	(1467)	畠山義統、西軍方で応仁の乱に参戦する。			
文明 10年	(1478)	応仁の乱が終わり、この頃、畠山義統、能登に下向する。			
文明 15年	(1483)	畠山義統、府中守護館で連歌会を催し、「賦何船連歌」が詠まれる。			
延徳 2年	(1490)	畠山義元、能登に下向する。			
明応 6年	(1497)	畠山義統没し、長男義元が家督を継ぐ。		四代 よしもと義元	
明応 9年	(1500)	守護代の遊佐統秀ら、義統の次男慶致を守護に擁立する。義元は越後へ逃れる。(明応の政変)		五代 のりむね慶致	
文亀 3年	(1503)	畠山慶致、父義統の七回忌法要を瑞応山大寧寺で行う。			
永正 5年	(1508)	畠山義元、越後から戻り、再び能登守護となる。		六代 よしもと義元	
永正 12年	(1515)	畠山義元没し、慶致の長男義総、能登守護となる。		七代 よしふさ義総	
大永 3年	(1523)	七尾の招月庵で「賦何路連歌」が詠まれる。			
大永 5年	(1525)	七尾城内の義総邸で「賦何人連歌」が詠まれる。			
大永 6年	(1526)	畠山義総、七尾城内で歌会を催し、冷泉為広・為和父子、列席するが、同年冷泉為広 七尾で没する。			

年号	(西暦)	主な出来事	領主		拠点	
天文 8年	(1539)	絵師の長谷川等伯(信春)、七尾に生まれる。		八代 よしつぐ 義統	七尾城（山城と城下）	
天文 13年	(1544)	禅僧の彭叔守仙が「独楽亭記」に七尾城と城下の様子を記す。				
天文 14年	(1545)	畠山義総没し、次男義統が家督を継ぐ。				
天文 16年	(1547)	畠山駿河(義総の弟)ら、能登に侵入し、重臣の温井総貞らによって鎮圧される。				
天文 19年	(1550)	この頃、能登の内乱(遊佐統光と温井総貞の対立)によって七尾城下が焼失する。				
天文 20年	(1551)	この頃、重臣七名からなる「畠山七人衆」が領国支配の実権を握る。 この頃、畠山義統の長男義綱が守護となる。隠居した義統は恵祐と号し、義綱の後見人となる。				九代 よしつな 義綱
弘治 元年	(1555)	畠山義統・義綱父子らが、温井紹春を謀殺し、大名権力の回復をはかる。 温井一党が一向一揆などの支援を得て、七尾城方と対峙する。(弘治の内乱)				
永禄 9年	(1566)	重臣らが畠山義綱を追放し、長男義慶を守護に擁立する。				十代 よしのり 義慶
永禄 11年	(1568)	畠山義綱、七尾城に攻め込み、包囲する。				
天正 2年	(1574)	畠山義慶、重臣に毒殺され、弟義隆が家督を継ぐ。	十一代 よしたか 義隆			
天正 4年	(1576)	越後の上杉謙信、能登へ攻め入り、七尾城を囲む。				
天正 5年	(1577)	遊佐・三宅・温井氏らが上杉方に内応し、開城に反対する長氏一族を謀殺する。 七尾城が落城し、能登畠山氏が滅亡する。 上杉方の鰐坂長実が七尾城代となる。	上杉 けんしん 謙信			
天正 6年	(1578)	上杉謙信、急死する。(48 歳)	かげかつ 景勝			
天正 7年	(1579)	温井景隆ら鰐坂長実を追放し、七尾城を奪い返す。				
天正 9年	(1581)	織田信長、菅屋長頼を七尾城代とし、温井景隆・三宅長盛が石動山へ退き、その後越後へ行く。	織田	すがやながより 菅屋長頼	小丸山城（平山城と城下）	
天正 10年	(1582)	前田利家、織田信長より能登一国を与えられる。 織田信長、菅屋長頼に能登・越中の城割りを命じ、安土へ戻らせる。	前田	としいえ 利家		
		本能寺の変で織田信長が自害する。(49 歳)				
		温井景隆・三宅長盛ら、越後勢とともに石動山に入るが、前田利家・佐久間盛政らによって滅ぼされる。 利家、石動山を焼き討ちする。(石動山・荒山の合戦) この頃から、前田利家が所口の小丸山に築城を開始する。				
		天正 11年		(1583)		前田利家、豊臣秀吉より、石川、河北二郡を与えられ金沢(尾山)へ移る。 前田安勝(利家の兄)が、七尾城代となる。
天正 12年	(1584)	前田利家、加越国境などで越中の佐々成政と戦う。 佐々成政勢が七尾城を包囲する。				
天正 13年	(1585)	佐々成政、羽柴秀吉に降伏する。				
天正 17年	(1589)	愛宕山の気多本宮や小島・所口の百姓屋敷を明神野に移す。				
文禄 2年	(1593)	前田利家の次男利政、豊臣秀吉より能登一国を与えられる。		としまさ 利政		
文禄 3年	(1594)	前田安勝没する。長男利好が七尾城代となる。		城代 としよし 利好		
文禄 4年	(1595)	所口の惣構え堀の開削を進める。				
慶長 4年	(1599)	前田利家、大坂で没する。(63 歳)				
慶長 5年	(1600)	関ヶ原の戦い。 前田利政が改易され、利政領は加賀藩領となる。		としなが 利長		
慶長 8年	(1603)	徳川家康、江戸幕府を開く。		城代 ともよし 知好		
慶長 15年	(1610)	前田利好没する。利家三男知好が七尾城代となる。 長谷川等伯、江戸で没する。(72 歳)				
元和 元年	(1615)	「一国一城令」が出される。				
元和 2年	(1616)	七尾城代前田知好(利家三男)、京へ上り七尾(小丸山)城廃城。				

第3節 社会的環境

第1項 人口・世帯数

本市の人口は、昭和55年(1980)の69,945人をピークに減少の一途をたどり、40年後の令和2年(2020)12月時点で約3/4の51,173人となっている。世帯数については、平成7年以降大きな変化がみられなかったが、平成27年以降に急増している。これにより1世帯当たりの人数は、昭和55年の約3.7人に対して、令和2年12月時点で約2.3人まで低下している。

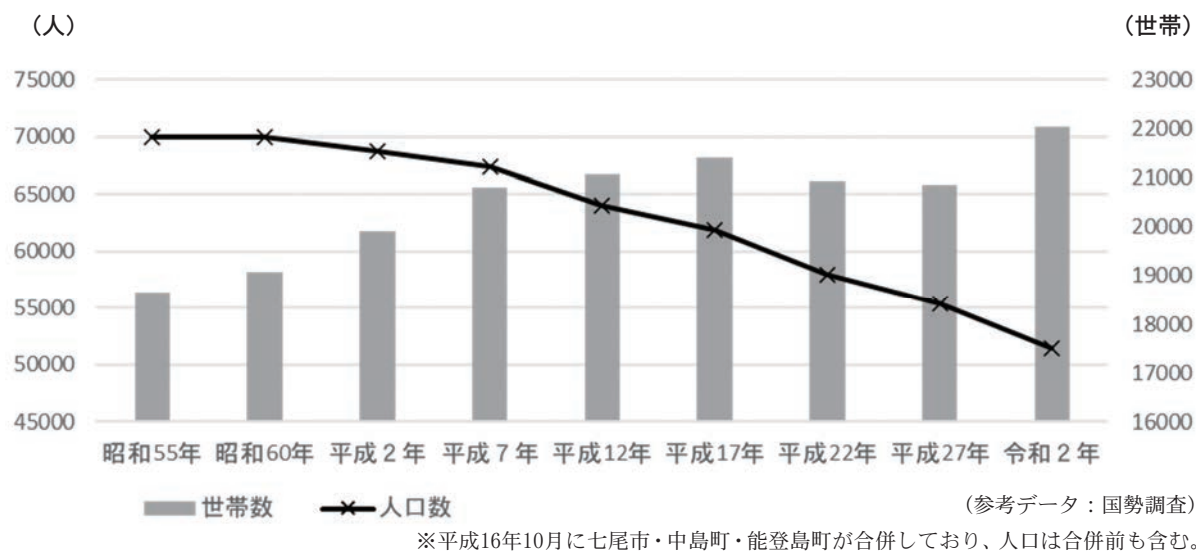


図2-12 七尾市の人口・世帯数の推移

第2項 児童・生徒数

令和2年12月時点で小学生から高校生までの合計は4,766人で、40年前の9,795人から約半分となっている。これは人口の減少率をはるかに超えるもので、七尾市でも急速な少子化が問題となっている。平成17年の増加は、平成16年に旧七尾市と旧田鶴浜町、旧中島町、旧能登島町が合併したことによるもの。

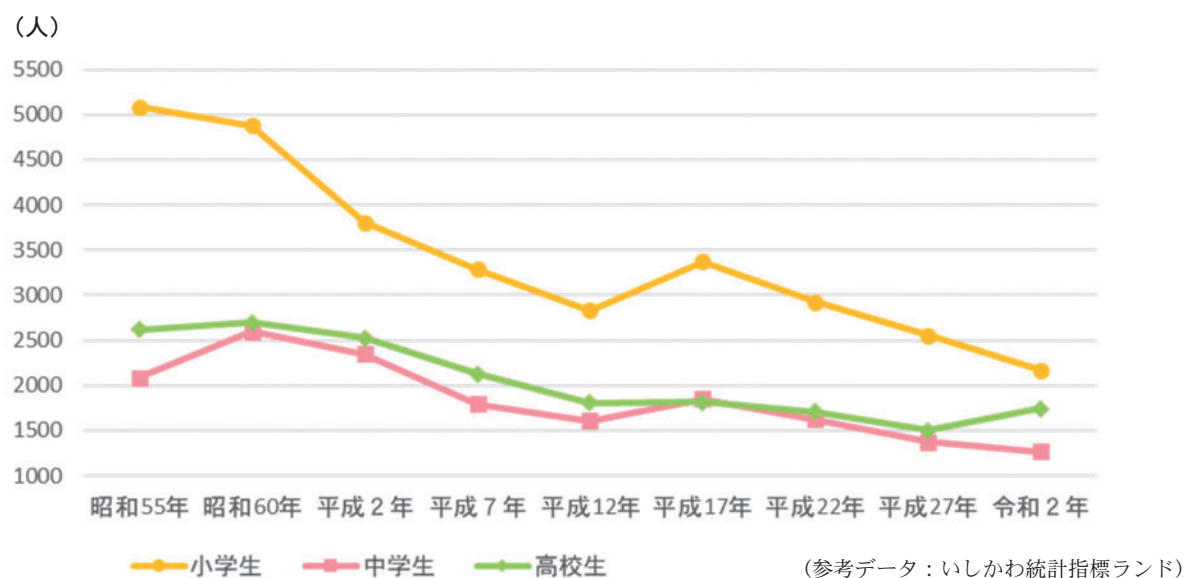


図2-13 七尾市の児童・生徒数の推移

第3項 交通アクセス

史跡七尾城跡の最寄り駅であるJR七尾駅は、JR金沢駅から特急列車(1日に5往復運行)で約50分、東京からの所要時間は北陸新幹線を利用しても約4時間半かかる。能登空港から羽田空港までを全日空が運行しているものの、1日2往復(令和2年12月時点で1往復に減便)と便数が少ない上に、空港まで列車やバスを乗り継ぐ必要がある。そのため首都圏からは泊まり掛けの来訪が基本となり、現に北陸新幹線の開業以降は和倉温泉の利用者が大幅に増えている。

史跡七尾城跡の本丸は、最寄り駅であるJR七尾駅から直線距離で南東約4kmに位置する。史跡七尾城跡を訪れる手段としては、七尾城登山口駐車場や七尾城史資料館を起点に徒歩で大手道(旧道)から城郭へ登るルートと、城郭(本丸駐車場)まで車で登る2つのルートがある。

公共交通機関による史跡七尾城跡までのアクセスとしては、JR七尾駅から市内を循環するコミュニティバス(まりん号：七尾城ルート)が運行されている。七尾城史資料館前で下車(所要時間約15分)し、大手道(旧道)を登って約60分で本丸に到着できる。ただし、令和2年時点でのバスの運行は、9時から16時までの毎時1本と少ない。

自動車を利用する場合、県道177号城山線と市道矢田郷81号が交差する城山交差点から城山線を登り、約10分で本丸駐車場に到着する。なお、北陸自動車道の小矢部砺波ジャンクションから、平成27年に開通した能越自動車道を利用して、七尾城山インターチェンジまでの所要時間は約50分である。

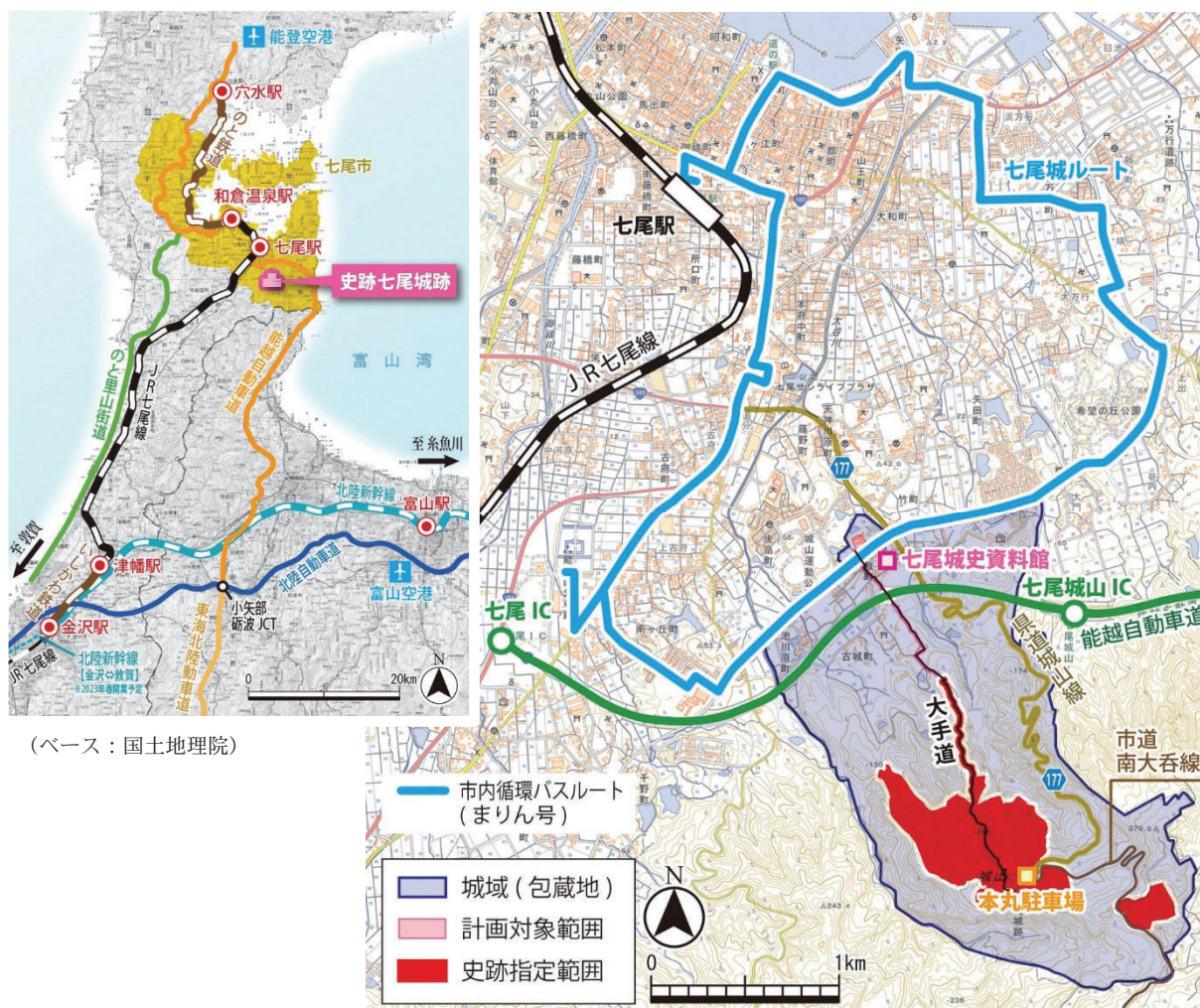


図 2-14 アクセス図

第4項 周辺文化財および観光施設

史跡七尾城跡の麓には、ガイドンス機能を有する七尾城史資料館と懐古館が所在している。七尾城史資料館は、能登畠山氏一族である松波畠山氏の末裔とされる畠山一清氏から昭和38年に寄付された展示館で、関係資料をはじめ、七尾城の全貌を明らかにした迫力ある復元CG動画を公開している。

資料館に隣接する懐古館は、江戸時代後期に建築された茅葺屋根建物で、平成18年に国登録有形文化財に登録されている。懐古館は、かつて本丸部分を所有していた地主の旧宅で、七尾城跡を訪れる著名人が立ち寄る賓客をもてなす場でもあった。

七尾城史資料館から西側2kmには、南門の実物大復元をはじめ、中心部の伽藍を復元した能登国分寺公園(史跡能登国分寺跡附建物群跡)が所在する。その西側には、能登歴史公園(国分寺地区)が石川県によって整備されており、園内には、七尾市が建設した「のと里山里海ミュージアム」が平成30年10月28日に開館している。同館は、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」に関する展示がメインであるが、「歴史ゾーン」には七尾城コーナーを設置している。同コーナーでは、AR機能と連動する3次元レーザー測量の成果を反映させた七尾城跡模型(1/2,000)を設置しており、七尾城の全貌を把握するツールとして好評を得ている。

さらに、能登歴史公園北側2.5kmには、七尾城下で生まれ、素養を磨いたとされる絵師長谷川等伯の作品を展示する石川県七尾美術館が所在している。

また、七尾城跡本丸北側約5kmには、道の駅にも指定されている観光交流施設「能登食祭市場」が、その北西約7kmには開湯1200年の歴史ある渚のいで湯「和倉温泉」が所在し、令和2年6月1日には和倉温泉お祭り会館が開館している。

表2-4 指定文化財一覧表

(令和3年3月現在)

指定区分	種別	No.	名称	員数	管理者／保存団体等	所在地	指定・登録年月日
国指定	建造物	1	藤津比古神社本殿 附棟札	1棟・2枚		中島町藤瀬	昭和42年 6月15日
		2	座主家住宅	1棟		中島町藤瀬	昭和46年12月28日
	絵画	3	絹本着色 前田利春画像	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和25年 8月29日
		4	木造 千手観音坐像	1軀	海門寺	大田町	平成24年 9月 6日
	彫刻	5	木造 久麻加夫都阿良加志比古神坐像	1軀	久麻加夫都阿良加志比古神社	中島町宮前	昭和25年 8月29日
		6	刺繍 阿弥陀三尊像	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和30年 2月 2日
	工芸品	7	青柏祭の曳山行事		青柏祭でか山保存会	七尾市	昭和58年 1月11日
		8	氣多の鵜祭の習俗		鵜浦町会(鵜捕部)、氣多神社	鵜浦町・羽咋市寺家町	平成12年12月27日
		9	熊甲二十日祭の袴旗行事		お熊甲奉賛会	中島町宮前	昭和56年 1月28日
	史跡	10	七尾城跡		七尾市	古府町竹町古屋敷町入会 外	昭和 9年12月28日 平成23年 2月 7日 (追加)
		11	能登国分寺跡 附建物群跡			国分・古府町	昭和49年12月23日
		12	万行遺跡			万行町	平成15年 8月27日 平成16年 2月27日 (追加)
		13	須曾蝦夷穴古墳			能登島須曾町	昭和56年 1月27日
国登録	登録有形文化財 (建造物)	1	北島屋茶店主屋			一本杉町	平成16年11月29日
		2	栗田家住宅(旧上野啓文堂)主屋			一本杉町	平成16年11月29日
		3	鳥居醤油店主屋			一本杉町	平成16年11月29日
		4	高澤ろうそく店主屋			一本杉町	平成16年11月29日
		5	神野家住宅主屋			塗師町	平成17年12月 5日
		6	膳本家住宅主屋			一本杉町	平成17年12月 5日
		7	春成酒造店主屋			今町	平成17年12月27日
		8	懐古館(旧飯田家住宅)主屋		(公財)七尾城址文化事業団	古屋敷町	平成18年 4月12日
		9	赤倉家住宅主屋			魚町	平成20年 7月23日
		10	室木家住宅主屋			中島町浜田	平成17年12月27日
		11	室木家住宅 門及び塀			中島町浜田	平成18年 3月23日
		12	春木屋洋品店(旧春木屋商店洋服部)			捨物町	平成26年10月 7日
		13	小山屋醤油店店舗主屋			相生町	平成29年10月27日
		14	小山屋醤油店表土蔵			相生町	平成29年10月27日
		15	小山屋醤油店土蔵			相生町	平成29年10月27日
		16	小山屋醤油店土蔵			相生町	平成29年10月27日
		17	青林寺客殿(和倉御便殿本殿)			和倉町	平成29年10月27日
		18	信行寺書院(和倉御便殿供奉殿)			和倉町	平成29年10月27日

第2章 計画地の現状

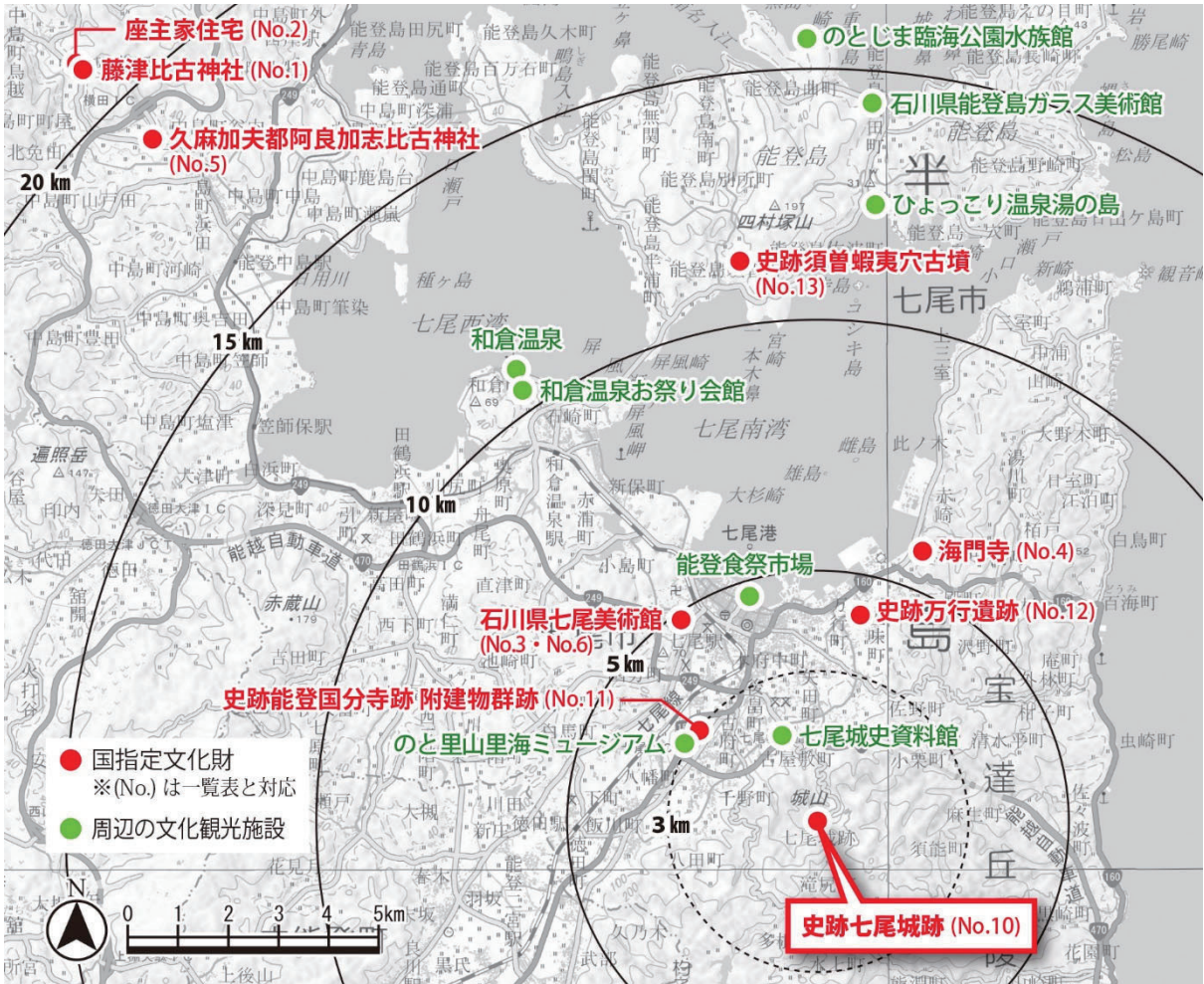
指定区分	種別	No.	名称	員数	管理者／保存団体等	所在地	指定・登録年月日
県指定	絵画	1	絹本着色 長齡夫人画像	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和44年 3月19日
		2	絹本着色 三尊来迎図	1幅	石川県立美術館	金沢市出羽町	昭和45年11月25日
		3	紙本墨画 達磨図	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和53年 7月13日
		4	紙本淡彩 十六羅漢図	8幅	石川県立美術館	小丸山台	昭和53年 7月13日
		5	絹本着色 印繪明神垂迹図	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和55年 7月10日
		6	絹本着色 愛宕権現図 長谷川信春筆	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	平成 8年 4月 9日
		7	紙本墨画 陳希夷睡図 長谷川信春筆	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	平成17年 3月25日
		8	絹本着色 善女龍王図 長谷川信春筆	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	平成17年 3月25日
		9	絹本着色 涅槃図	1幅		小島町	平成26年 1月10日
		10	紙本墨画 猿猴図屏風	2曲1隻	石川県七尾美術館	小丸山台	平成30年 1月30日
		11	紙本墨画 松竹図屏風	2曲1隻	石川県七尾美術館	小丸山台	平成30年 1月30日
	彫刻	12	木造 阿弥陀如来坐像	1躯		小島町	平成23年 2月 1日
		13	木造 薬師如来坐像			中島町宮前	昭和60年 4月 5日
	典籍	14	紙本墨書 正法眼蔵・伝光録・正法眼蔵仏祖悟則 附 納入箱	82冊・1合	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和58年 1月25日
		15	賦何船連歌	1巻	石川県七尾美術館	小丸山台	平成12年 3月14日
	歴史資料	16	伊夜比咩神社棟札	32枚		能登島向田町	昭和58年 1月25日
	無形民俗文化財 (風俗習慣)	17	日室の鎌祭り(「能登の諏訪祭りの鎌打ち神事」のうち)		日室の鎌祭り保存会	江泊町(日室)	平成 4年10月 9日
		18	能登島向田の火祭		能登島向田の火祭保存会	能登島向田町	昭和62年 1月14日
	無形民俗文化財 (民俗芸能)	19	七尾まだら(「能登のまだら」のうち)		七尾まだら春風会	七尾市	昭和41年 7月 8日
		20	院内勅使塚古墳	1基		下町	昭和47年 3月21日
	史跡	21	赤蔵山		三引町会	三引町	平成 3年10月 4日
		22	上町マンダラ古墳群	2基		中島町上町	昭和55年10月 7日
	天然記念物	23	飯川のヒヨドリザクラ			飯川町	昭和47年 8月23日
		24	伊影山神社のイチョウ			庵町	平成 2年 9月26日
		25	岩屋化石層		七尾市	小島町	平成 2年 9月26日
		26	唐島神社社叢タブ林		塩津町会	中島町塩津	平成14年 8月27日
市指定	建造物	1	総社本殿	1棟	古府町会	古府町	昭和54年 6月21日
		2	熊野神社本殿	1棟	熊野神社氏子一同	大田町	昭和54年 6月21日
		3	日吉神社本殿	1棟	日吉神社氏子一同	大田町	昭和54年 6月21日
		4	妙剎白石神社本殿	1棟	千野町会	千野町	昭和54年 6月21日
		5	東嶺寺本堂	1棟		田鶴浜町	昭和63年 6月 6日
		6	東嶺寺山門	1棟		田鶴浜町	昭和63年 6月 6日
		7	赤倉神社拝殿	1棟	三引町会	三引町	平成元年 3月 9日
		8	赤倉神社本殿	1棟	三引町会	三引町	平成元年 3月 9日
		9	赤倉神社仁王門棟	1棟	三引町会	三引町	平成元年 3月 9日
		10	室木邸 ・主屋 ・納屋 ・米倉 ・土蔵	1棟 2棟 1棟 2棟		中島町外	昭和38年 7月29日
	絵画	11	宝蔵	1棟		中島町宮前	昭和47年 3月23日
		12	釈迦涅槃図	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和33年 2月24日
		13	三千仏画像	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和33年 2月26日
		14	絹本着色 十三仏画像	1幅		小島町	昭和33年 2月26日
		15	絹本着色 日蓮画像	1幅	石川県立美術館	金沢市出羽町	昭和48年 7月25日
		16	絹本着色 前田安勝画像	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和52年 2月25日
		17	絹本着色 前田利政画像	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和52年 2月25日
		18	紙本着色 涅槃図	1幅		小島町	昭和53年 4月 1日
		19	紙本白描淡彩 涅槃図模本	1幅	石川県七尾美術館	小丸山台	昭和53年 4月 1日
		20	龍木左近将監公肖像	1幅		中島町中島	昭和54年12月 3日
		21	螢山紹瑾禅師自賛画像	1幅		田鶴浜町	平成 9年 5月12日
		22	絹本着色 涅槃図	1幅		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		23	紙本淡彩 十六羅漢図	2幅		小丸山台	平成16年 9月20日
		24	絹本着色 長好連像	1幅		小丸山台	平成16年 9月20日
		25	紙本墨画 淡彩山水図		石川県七尾美術館	小丸山台	平成26年 8月29日
		26	紙本着色 涅槃図		石川県七尾美術館	小丸山台	平成26年 8月29日
	彫刻	27	木造 聖観音立像	1躯		小島町	昭和33年 2月26日
		28	木造 二天立像	2躯		小島町	昭和33年 2月26日
		29	木造 地藏菩薩立像	1躯		小島町	昭和33年 2月26日
		30	木造 日蓮坐像	1躯		小島町	昭和48年 7月25日
		31	木造 聖観音立像	1躯		藤野町	平成11年11月29日
		32	木造 長景連像	1躯	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		33	木製 鬼瓦	1基	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		34	木造 獅子頭	1頭	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		35	翁婆面	2面	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		36	木造 阿弥陀如来坐像	1躯	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		37	木造 観音立像	1躯		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		38	牛ヶ鼻観音(木造 十一面観音立像)	1躯	怡岩院	三引町	平成16年 9月20日
		39	木造 随神像	1対		大津町	平成16年 9月20日
		40	木造 狛犬	1対		大津町	平成16年 9月20日
		41	木造 随神像	1対		杉森町	平成16年 9月20日
		42	木造 狛犬	1対		杉森町	平成16年 9月20日
		43	木造 釈迦三尊像	1躯		中島町豊田町	昭和41年 5月23日
		44	木造 聖観世音菩薩立像	1躯		中島町笠師	昭和41年 5月23日
		45	木造 狛犬	1対		中島町宮前	昭和41年 5月23日

指定区分	種別	No.	名称	員数	管理者／保存団体等	所在地	指定・登録年月日
市指定	彫刻	46	木造 漆塗獅子頭	1頭	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和62年 3月 4日
		47	猿田彦面	1面	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和62年 3月 4日
		48	翁面	1面	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和62年 3月 4日
		49	端面	1面	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和62年 3月 4日
		50	木造 獅子頭	1頭	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成元年11月21日
		51	木造 随神像	2軀	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 5年12月 7日
		52	木造 釈迦如来坐像	1軀		中島町中島	平成12年 6月29日
		53	木造 文殊菩薩坐像	1軀		中島町中島	平成12年 6月29日
		54	木造 普賢菩薩坐像	1軀		中島町中島	平成12年 6月29日
		55	木造 月浦宗暹坐像	1軀		中島町中島	平成12年 6月29日
		56	木造 男神坐像	4軀		能登島向田町	昭和49年11月 5日
		57	木造 男神女神坐像	14軀		能登島曲町	昭和49年11月 5日
		58	木造 女神坐像	1軀		能登島祖母ヶ浦町	昭和49年11月 5日
		59	木造 薬師如来立像	1軀		能登島祖母ヶ浦町	昭和49年11月 5日
		60	木造 随神像	2軀		能登島半浦町	昭和49年11月 5日
		61	木造 男神女神坐像	10軀		能登島半浦町	昭和49年11月 5日
		62	木造 毘沙門天立像	1軀		能登島別所町	昭和49年11月 5日
		63	木造 菩薩形立像	3軀		能登島野崎町	昭和49年11月 5日
		64	木造 三神像	6軀		能登島野崎町	昭和49年11月 5日
		65	木造 聖観音座像	1軀		能登島園町	昭和49年11月 5日
	工芸品	66	木製螺鈿蒔絵鞍	1脊	七尾城史資料館	古屋敷町	昭和48年 7月25日
		67	山王二十一社神楽鈴		七尾城史資料館	古屋敷町	昭和52年 2月25日
		68	西光寺梵鐘	1口		小島町	昭和52年 2月25日
		69	長壽寺梵鐘	1口		小島町	昭和52年 2月25日
		70	海門寺梵鐘	1口		太田町	昭和52年 2月25日
		71	法螺貝	2個	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		72	擬宝珠	2個	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		73	瓶子	2個	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		74	梵鐘	1口	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		75	欄間	1面		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		76	本堂扉	4枚1式		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		77	高卓	1脚		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		78	香炉	1口		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		79	花瓶	2基1対		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		80	銭九曜文鏡	1面		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		81	梵鐘	1口		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		82	梵鐘	1口	怡岩院	田鶴浜町	平成16年 9月20日
		83	社号扁額	1面		吉田町	平成16年 9月20日
		84	東嶺神儀	1基		三引町	平成16年 9月20日
		85	鉦鼓	1口	川尻町会	川尻町	平成16年 9月20日
		86	蒔絵鞍	1脊	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和41年 5月23日
		87	の場孫三寄進七条袈裟	1領		中島町河崎	昭和60年 4月10日
		88	徳照寺喚鐘	1口		中島町河崎	平成10年 3月27日
		89	久麻加夫都阿良加志比古神社 湯立釜	1口	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成10年 3月27日
		90	小牧白山社 湯立釜	1口	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成10年 3月27日
		91	銅造 菅忍比咩神社額	1面	個人	能登島鰺目町	昭和49年11月 5日
		92	銅造 大日如来懸仏	1面		能登島祖母ヶ浦町	昭和49年11月 5日
		93	木造 蔵王権現懸仏	1面		能登島曲町	昭和49年11月 5日
	古文書	94	青木家文書	1括		江泊町	昭和34年11月 3日
		95	池岡家文書	1括		花園町	昭和34年11月 3日
		96	府中町文書	1括	印鑰神社氏子総代	府中町	昭和45年 5月25日
		97	高橋家文書	1括		庵町	昭和48年 7月25日
		98	櫻井家文書	1括		多根町	昭和48年 7月25日
		99	国分町有文書	1括	国分町会	国分町	昭和48年 7月25日
		100	熊淵町有文書	1括		熊淵町	昭和48年 7月25日
		101	小島町有文書	1括	唐崎神社	小島町	昭和48年 7月25日
		102	八幡町有文書	1括		八幡町	昭和52年 2月25日
		103	龍門寺文書	8通		小島町・小丸山台	平成15年 7月24日
		104	笠師村御印	1枚	上笠師・中笠師・ 下笠師・南側(2年毎)	中島町笠師	昭和47年 3月23日
		105	塩津村御印	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
		106	奥吉田村御印	1枚		中島町奥吉田	昭和47年 3月23日
		107	河崎村御印	1枚		中島町河崎	昭和47年 3月23日
		108	豊田村御印	1枚		中島町豊田	昭和47年 3月23日
		109	豊田町村御印	1枚		中島町豊田町	昭和47年 3月23日
		110	小牧村御印	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
		111	河内村御印	1枚		中島町河内	昭和47年 3月23日
		112	鳥越村御印	1枚		中島町鳥越	昭和47年 3月23日
		113	外原村御印	1枚		中島町外原	昭和47年 3月23日
		114	土川村御印	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和48年 6月21日
		115	横田村御印	1枚		中島町横田	昭和48年 6月21日
		116	北免田村御印	1枚		中島町北免田	昭和49年 9月12日
		117	上町村御印	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 5年12月 7日
		118	境塚議定書	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
		119	海塚議定書	3枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
		120	人質詰申日記	1枚		中島町上町	昭和54年12月 3日
		121	悪作につき減租免状	1枚		中島町浜田	昭和54年12月 3日
		122	利家朱印状	1枚		中島町浜田	昭和54年12月 3日
		123	熊木村与一家扶持宛行状・安堵状	10枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 8年 6月24日
		124	末世目覚草	1冊		中島町中島	平成23年 7月21日
		125	野崎区有文書	1括		能登島野崎町	昭和49年11月 5日
		126	半浦区有文書	1括		能登島半浦町	昭和49年11月 5日
		127	無間区有文書	1括		能登島無間町	昭和49年11月 5日
		128	鰺目漁業会文書	1括		能登島鰺目町	昭和49年11月 5日

第2章 計画地の現状

指定区分	種別	No.	名称	員数	管理者／保存団体等	所在地	指定・登録年月日
市指定	古文書	129	伊夜比咩神社文書	1括		能登島向田町	昭和49年11月 5日
		130	長崎区有文書	1括		能登島長崎町	昭和49年11月 5日
		131	南区有文書	1括		能登島南町	昭和49年11月 5日
		132	中谷内家文書	1括		能登島別所町	昭和49年11月 5日
		133	木下家文書	1括		能登島無間町	昭和49年11月 5日
		134	畠山義総書状	2通	七尾市(七尾城史資料館)	小丸山台・古屋敷町	平成25年 6月26日
	考古資料	135	気多本宮中世文書	2通		所口町	平成31年 4月22日
		136	赤浦遺跡出土貝殻文土器	1口		赤浦町	昭和52年 2月25日
		137	能登国分寺跡出土方形三尊壇仏	3片	のと里山里海ミュージアム	国分町	平成 3年 8月 5日
		138	古代石器	250点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		139	縄文土器片	22点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		140	弥生土器片	15点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		141	須恵器片	18点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		142	石斧	8点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		143	凹石	2点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		144	たたき石	1点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		145	金環	5点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		146	鉄鍬ほか	8点	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		147	刀剣	4口	七尾市(文化財資料整理室)	寿町	昭和39年 9月29日
		148	山岸ハリ塚古墳出土遺物	36点	石川県立歴史博物館 装身具類27点 七尾市(祭り会館) 須恵器9点	金沢市出羽町 中島町横田	平成13年 6月26日
	歴史資料	149	大念寺屋敷出土遺物	1括	七尾城史資料館	古屋敷町	昭和33年 2月24日
		150	文明十一年名号板碑	1基		岡町	昭和33年 2月24日
		151	天満天神宮三十六歌仙額	36面		矢田町	昭和46年 9月23日
		152	総社三十六歌仙額	36面		小丸山台	昭和46年 9月23日
		153	総社三番叟図額	2面		小丸山台	昭和46年 9月23日
		154	扁額	4面	七尾城史資料館	古屋敷町	昭和46年 9月23日
		155	藤原四手緒天保絵馬額	1面	藤原四手緒神社氏子一同	中挾町	昭和48年 7月25日
		156	龍門寺袈裟・法衣袋等	4点		小島町	昭和48年 7月25日
		157	国下厩庇大日板碑	1基		国下町	昭和46年 9月23日
		158	八幡弥陀三尊板碑	1基		八幡町	昭和46年 9月23日
		159	鹿渡島観音額	1面		鶴浦町	平成 2年12月21日
		160	志摩則正「開方盤」 和算資料	1面 7点	石川県立歴史博物館	金沢市出羽町	平成 4年 5月26日
		161	新保町の石龜と宝篋印塔	1基	新保町会	新保町	平成 6年 3月24日
		162	長福寺歴史資料	13点		今町	平成11年11月29日
		163	千野弥陀板碑	1基	千野町会	千野町	平成13年 3月23日
		164	前田利家・利長石廟	1基		小島町	平成20年 4月22日
		165	赤蔵山祭事現狀絵図額	1枚	三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		166	絵馬額	1面		高田町	平成16年 9月20日
		167	長氏の臣郷侍邸宅配置図	1枚		田鶴浜町	平成16年 9月20日
		168	キリシタン灯籠竿石	1基		三引町	平成16年 9月20日
		169	絵馬繫馬図	2面		中島町豊田町	昭和41年 5月23日
		170	弘安六年神殿棟札	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和41年 5月23日
		171	正和三年熊野権現建立棟札	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和41年 5月23日
		172	宝篋印塔	1基		中島町外・小牧	昭和41年 5月23日
		173	阿弥陀三尊板碑	1基		中島町豊田町	昭和41年 5月23日
		174	地藏板碑	1基		中島町北免田	昭和41年 5月23日
		175	道標	1基		中島町笠師	昭和41年 5月23日
		176	名号板碑	1基		中島町町屋	昭和41年 5月23日
		177	絵馬	1面	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
		178	算額	1面	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
		179	樹	1個	石川県立歴史博物館	金沢市出羽町	昭和47年 3月23日
		180	小牧村絵図	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
		181	五傍の揭示	3面		中島町瀬瀨	昭和54年12月 3日
		182	能登国海辺筋村建等分間絵図	部分	七尾市(祭り会館)	中島町中島	昭和54年12月 3日
		183	深浦五傍の揭示	4面	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 5年12月 7日
		184	谷内村境塚絵図	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 7年 6月28日
		185	深浦村境塚絵図	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成 7年 6月28日
		186	小牧村境塚・海塚絵図	1枚	七尾市(祭り会館)	中島町横田	平成10年12月 9日
		187	谷内観音堂安置仏像群	6躯	谷内町会	中島町谷内	平成15年12月17日
		188	曲大宮神社棟札	9枚		能登島曲町	昭和49年11月 5日
		189	間観音堂建立棟札	2枚		能登島間町	昭和49年11月 5日
		190	嶋之如法経供養札	1枚		能登島別所町	昭和49年11月 5日
		191	別所神社棟札	5枚		能登島別所町	昭和49年11月 5日
		192	柴山神社棟札	3枚		能登島半浦町	昭和49年11月 5日
		193	山王神社棟札	4枚		能登島日出ヶ島町	昭和49年11月 5日
		194	山王神社絵馬	1幅		能登島日出ヶ島町	昭和49年11月 5日
		195	東岳受旭無縫塔	1基	海門寺	大田町	平成25年 6月26日
		196	熊野神社真文四年奉納絵馬	27面	海門寺	大田町	平成25年 6月26日
		197	天文十七年銘石塔	1基		八幡町	平成26年 8月29日
		198	橋本家文書歴史資料	760点		中島町中島	平成26年 8月29日
	有形民俗文化財	199	大旗	1旗	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和47年 3月23日
		200	豊田孫三家大旗	1旗	七尾市(祭り会館)	中島町横田	昭和60年 1月21日
	無形民俗文化財 (風俗習慣)	201	大田町の左義長		藤平谷内青壮年団	大田町	平成 2年12月21日
		202	田鶴浜の左義長		田鶴浜壮年会	田鶴浜町	平成16年 9月20日
		203	鉦打のおすずみ祭り		藤津比古神社	中島町藤瀬	昭和53年 5月12日
		204	新宮祭の杵旗行事		藤津比古神社	中島町藤瀬	平成 7年 6月28日
		205	六保のおすずみ祭り		日吉神社	中島町豊田町	平成 7年 6月28日
		206	六保祭の杵旗行事		日吉神社	中島町豊田町	平成 7年 6月28日
		207	塩津のおすずみ祭り		菅忍比咩神社	中島町塩津	平成 7年 6月28日
		208	笠師祭の杵旗行事		菅忍比咩神社	中島町笠師	平成 7年 6月28日

指定区分	種別	No.	名称	員数	管理者／保存団体等	所在地	指定・登録年月日
市指定	無形民俗文化財 (民俗芸能)	209	七尾豊年太鼓		七尾豊年太鼓保存会	七尾市	昭和48年 7月25日
		210	正調 能登舟こぎ唄		正調能登舟こぎ唄保存会	石崎町	平成 4年 5月26日
		211	獅子舞		三引町会	三引町	平成16年 9月20日
		212	ぼんぼらがいい (山崎の目連尊者地獄巡り)		ぼんぼらがいい保存会	山崎町	平成29年 3月29日
	無形民俗文化財 (民俗技術)	213	丸木舟製作技術			中島町瀬嵐	昭和47年 3月23日
		214	高木森古墳	1基	矢田町会	矢田町	昭和34年11月 3日
		215	三室古墳群			三室町	昭和34年11月 3日
		216	千野庵寺跡		千野町会	千野町	昭和34年11月 3日
	史跡	217	東嶺寺内長家墓所			田鶴浜町	昭和63年 6月 6日
		218	小牧白山社中世墓群		小牧町会	中島町小牧	昭和60年 4月10日
		219	殿様道			中島町奥吉田・笠師	平成 5年12月 7日
		220	中島水道跡			中島町中島	平成 5年12月 7日
		221	佐波縄文遺跡			能登島須曾町	昭和41年 9月 1日
		222	祖母ヶ浦石塚遺跡			能登島祖母ヶ浦町	昭和49年11月 5日
		223	閼間音堂石塔群		能登島閼間町会	能登島閼間町	昭和49年11月 5日
		224	閼間行者端五輪塔群			能登島閼間町	昭和49年11月 5日
		225	向田信光寺石塔群			能登島向田町	昭和49年11月 5日
		226	小浦左幸屋敷跡			能登島小浦町	平成11年 6月 1日
	名勝	227	机島			中島町瀬嵐	昭和47年 3月23日
		228	北国八十八ヶ所霊場			中島町笠師	平成 5年12月 7日
	天然記念物	229	ケヤキ	1本		飯川町	昭和40年10月 1日
		230	ラカンマキ	1本		小島町	昭和40年10月 1日
		231	タブノキ	1本		大野木町	昭和48年 7月25日
		232	スギ	1本		山崎町	昭和48年 7月25日
		233	小丸山公園常緑広葉樹林			小島町・馬出町	昭和57年12月24日
		234	椿林寺常緑広葉樹林			鵜浦町	昭和59年12月22日
		235	観音島海浜植物群落		鵜浦町会	鵜浦町	昭和59年12月22日
		236	雌島・雄島の植物群			七尾南湾	平成 2年12月21日
		237	大杉	1本		中島町宮前	昭和47年 3月23日
		238	小牧のスダジイ	1本	小牧町会	中島町小牧	平成 8年 6月24日
		239	出村家のタブノキ	1本		能登島長崎町	平成 8年 3月26日



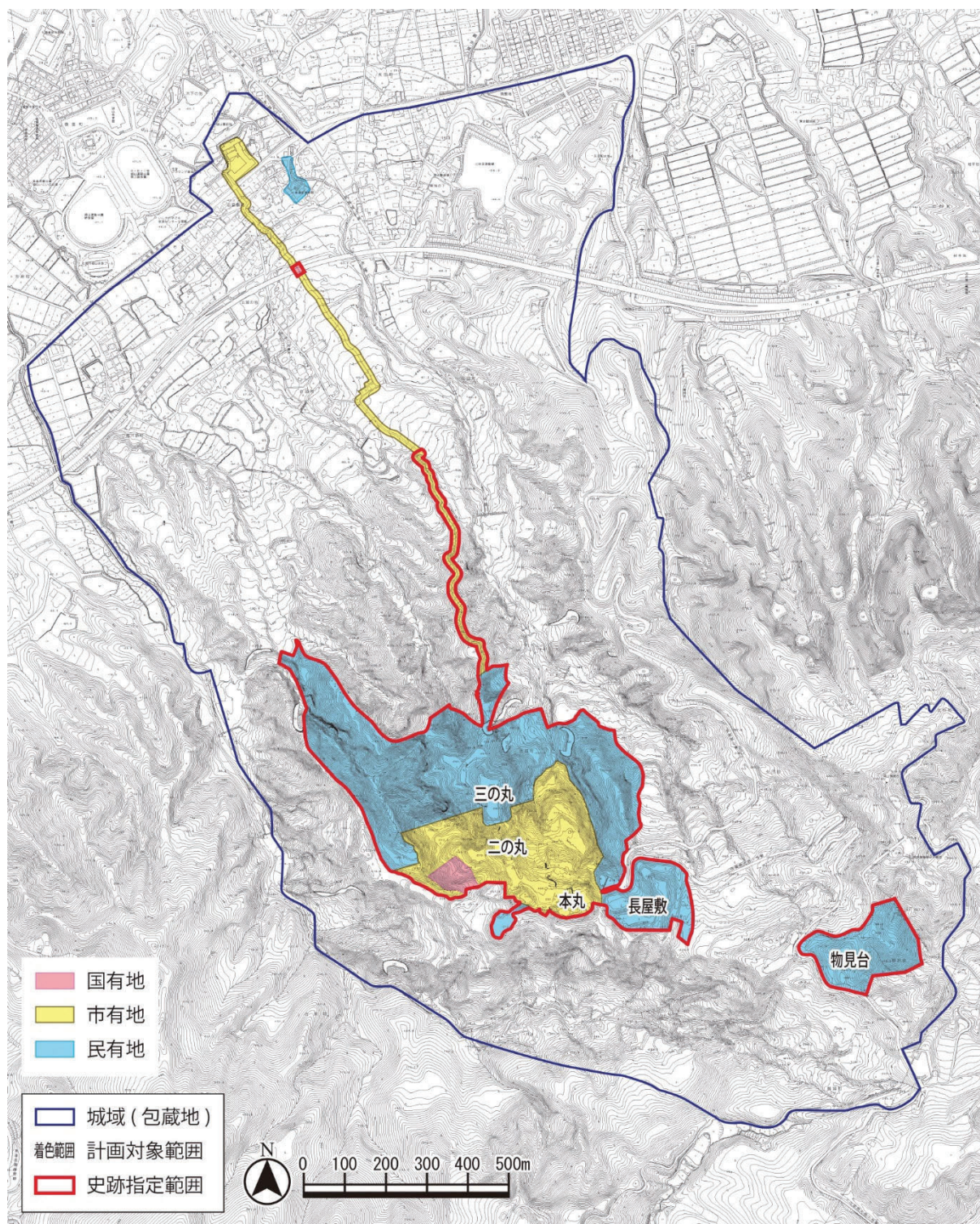
(ベース：国土地理院)

図 2-15 周辺文化財・観光施設位置図

第5項 土地所有

史跡指定地の内、本丸および二の丸周辺と城郭までの大手道(能越道直下を除く)は、市有地である。二の丸より南西側の一部と能越道直下の大手道は国有地である。三の丸を含め城郭の北側と長屋敷、物見台は民有地である。

七尾城登山口駐車場整備が進められている旧城山園跡地から優先的な追加指定を計画している大手道、高屋敷近くの休憩所は全て市有地である。ガイダンス機能を有する七尾城史資料館・懐古館は、建物敷地以外民有地である。



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

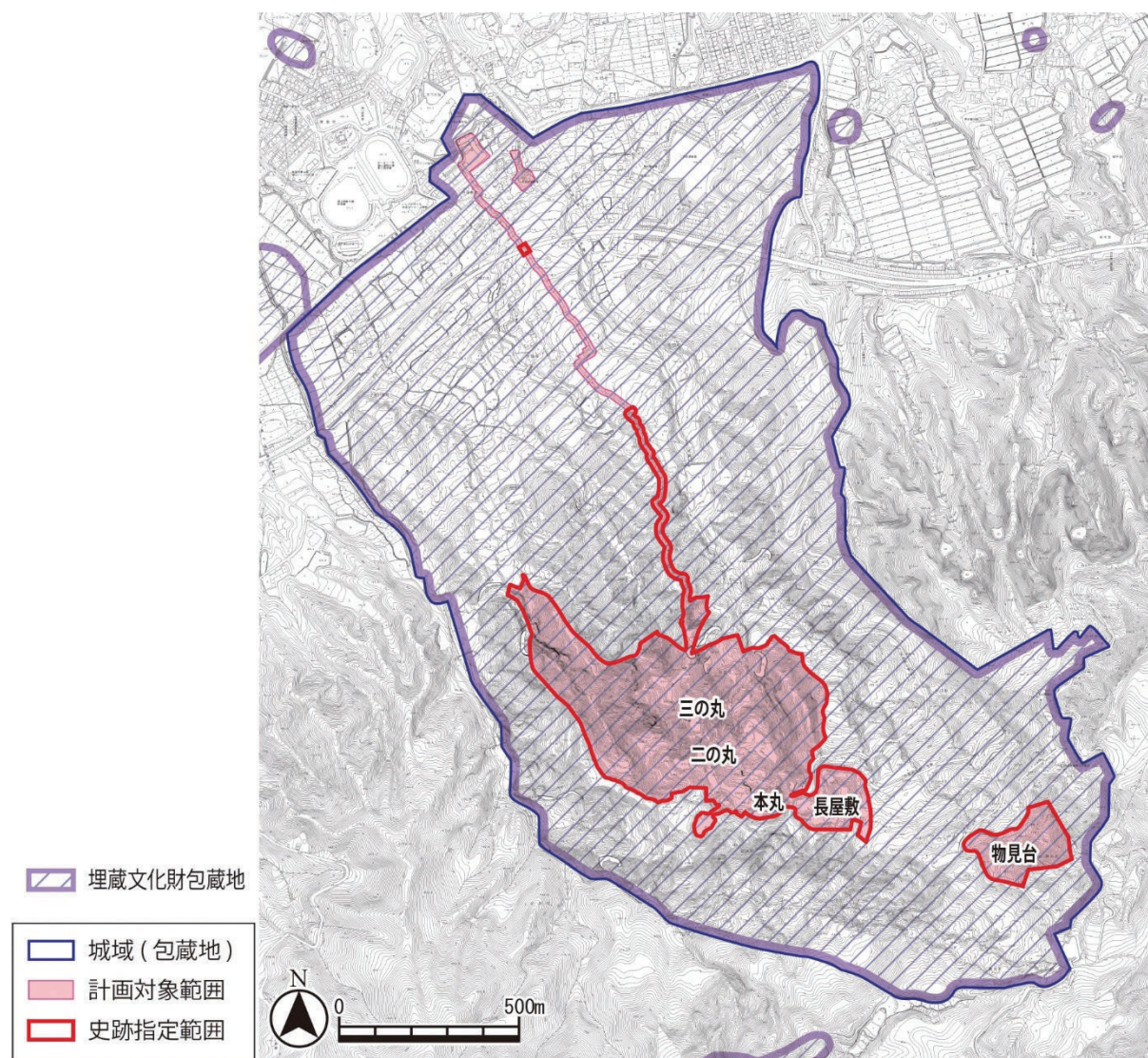
図2-16 計画対象範囲の土地所有図

第6項 法的規制

計画対象範囲および周辺一帯は、文化財保護法および都市計画法、景観法等により地区の指定を受け、遺跡および自然環境、景観等が保護されている。

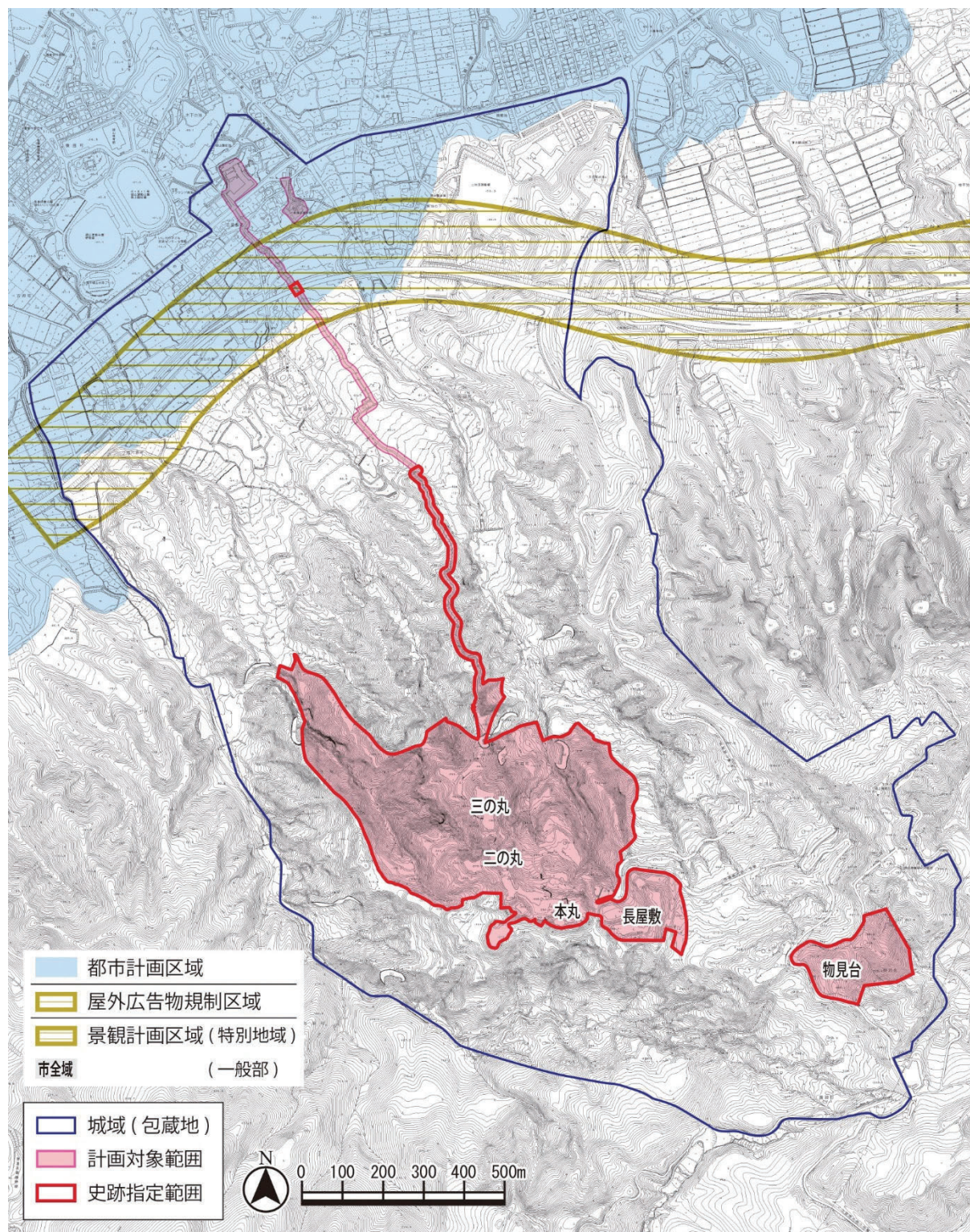
表 2-5 関係法令、規則等一覧表

法 令	区 分	図番号
文化財保護法	史跡	図2-17
	埋蔵文化財包蔵地	
都市計画法	都市計画区域	図2-18
景観法	景観計画区域(特別地域・一般部)	図2-18
屋外広告物法	屋外広告物規制区域 (広告物の表示等を禁止する区間及び区域)	図2-18
森林法	保安林	図2-19
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域(農用地区域)	図2-19
自然公園法	国定公園区域(第1種・第2種)	図2-19
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	図2-20
砂防法	砂防指定地	図2-20



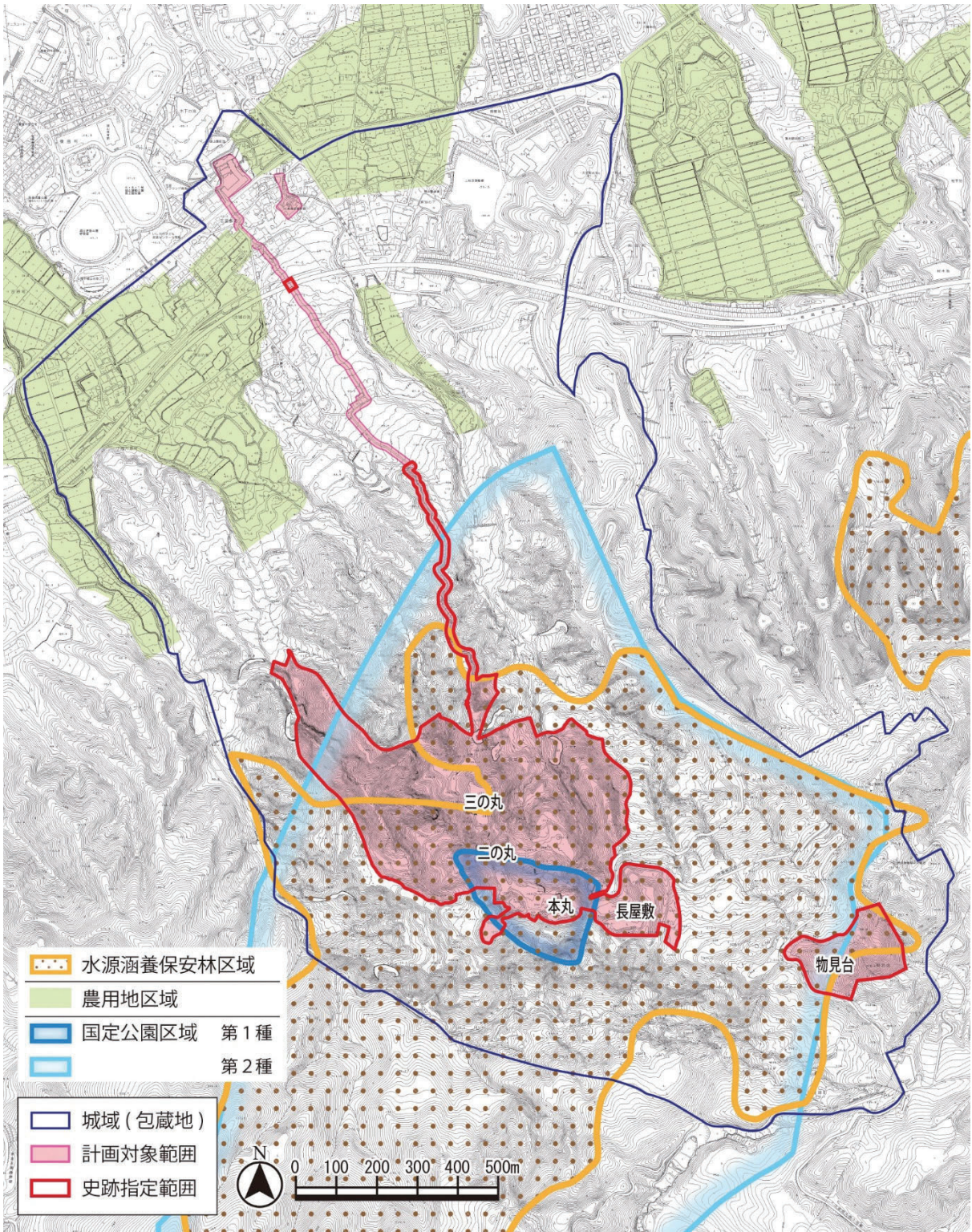
(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図2-17 埋蔵文化財包蔵地



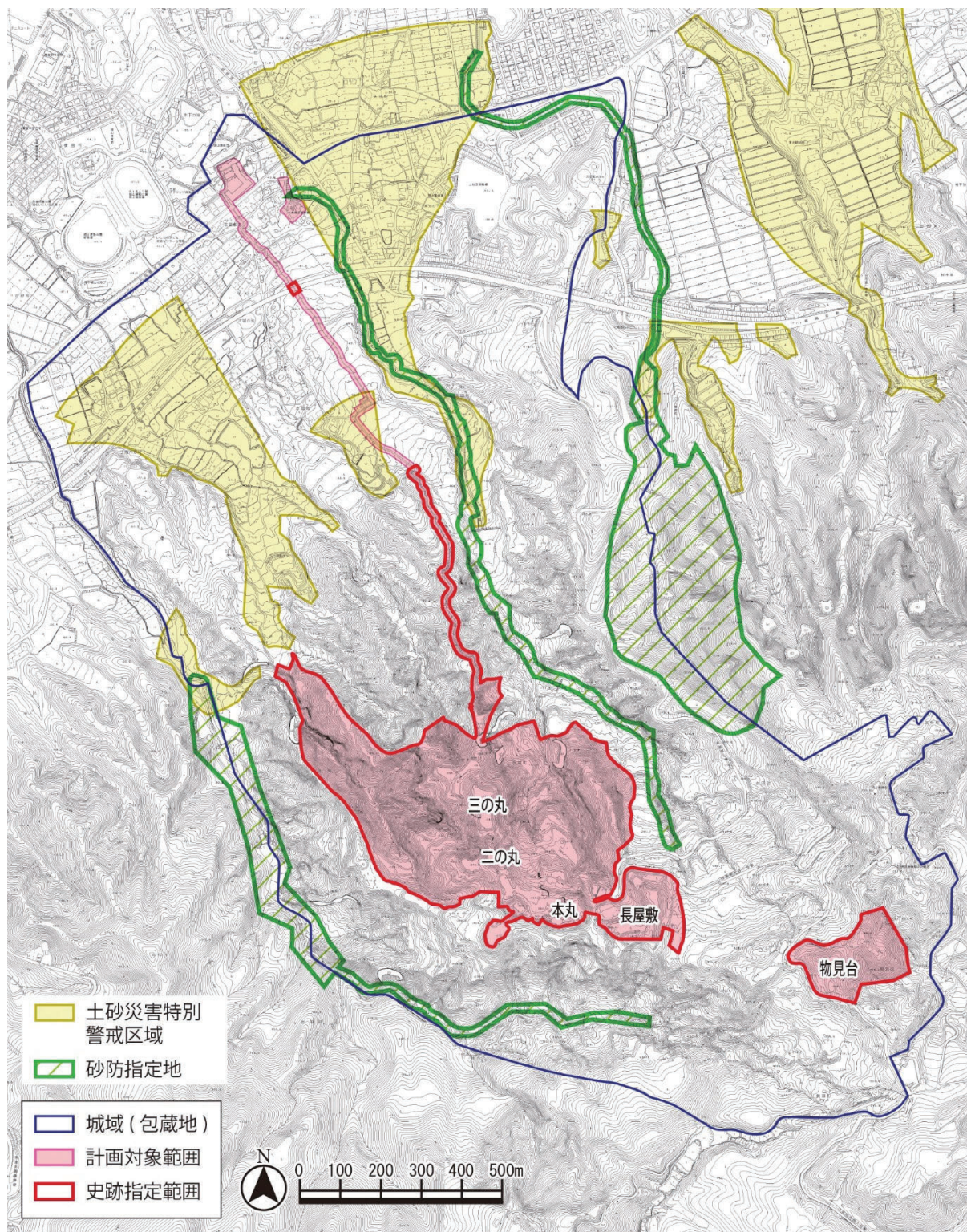
(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図2-18 都市計画区域・景観計画区域・屋外広告物規制区域



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図2-19 水源涵養保安林区域・農用地区域・国定公園区域



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図2-20 土砂災害特別警戒区域・砂防指定地

第3章 史跡の概要および現状と課題

第1節 史跡指定の状況

第1項 指定の経緯

七尾城跡の史跡指定に関わる歴史は古い。学術的には、大正13年(1924)発刊の『石川縣史蹟名勝調査報告』第二輯に報告されたことにより、広く知られるようになる。その後、昭和3年(1928)『石川県鹿島郡誌 前編』や昭和8年『石川縣史』などで七尾城跡の報告がなされたことにより、史跡指定に向けた機運と環境が整っていった。

昭和9年(1934)5月1日には、矢田郷村(現在の矢田郷地区)が石川県社寺兵事課で県との最終調整を行い、同月には、石川県知事から文部大臣に指定申請が行われている。同年9月には文部省技官が七尾城跡に派遣され、現地調査と測量を行うなど、史跡指定に向けた現地確認が行われている。同年12月28日には、官報第2398号文部省告示第312号により中心部の4筆、六町四反二畝二歩が史跡に指定(告示)され、翌年の昭和10年2月14日に矢田郷村が管理団体指定を受けている。

◆文部省告示 第312号(昭和9年指定の告示)

名称	官報告示	所在地	地域	面積(台帳)
七尾城跡	昭和9年 12月28日付け 文部省告示 第312号	石川県鹿島郡矢田郷 村字古府古屋敷竹町 入會地大塚	14番ノ1、14番ノ2、14番ノ4、 15番ノ2	六町四反 二畝二歩 (63,674㎡)

※14番ノ1は、平成23年度の公有地事業に伴い14番1・5・6・7の4筆に分筆

◆昭和9年指定の説明

石動山脈ノ北端ニ近ク七尾港ノ東南ニアリ
能登ノ守護畠山氏ノ在城セシ處ナリシカ天正五年上杉謙信此城ヲ攻落セシ時月明ニ一詩ヲ賦セシヲ
以テ有名ナリ海拔約千尺ノ地點二本丸ヲ構ヘ二ノ丸三ノ丸西丸等ノ城臺アリ 遊佐屋敷櫻馬場附近
二ハ石垣ノ存スルアリ 寺屋敷時鐘跡水戸(とよノ水)等何レモ舊形ヲ存セリ

(出典：文化庁「国指定文化財等データベース」)

第2項 追加指定

昭和41年(1966)、七尾市は史跡指定地を所有者から公園用地として無償貸与を受け、現在まで日常管理を含めて適切に保存・管理している。昭和53年度には追加指定計画を示した初めての「保存管理計画」を策定している。平成13年度には、能越自動車道の城下横断計画(都市計画)決定による能越道建設を前提とした新たな「保存管理計画」を策定し、計画的な調査や追加指定に向けた方向性を示した。この計画に基づき、一連の遺構群の適切な保存管理・活用を推進する作業を進め、平成23年2月7日には、官報(号外第24号)文部科学省告示第17号によって本丸から三の丸、長屋敷までの34筆、202,495㎡が追加指定され、中心部の保存措置が図られた。さらに、平成31年2月26日には、文部科学省告示第26号(号外第36号)によって大手道を含む登山道と東側の拠点である「物見台」の曲輪群が新たに追加指定(約11,385㎡)されたことにより、指定範囲が、約277,554㎡に拡大した。

◆文部科学省告示 第17号(平成23年追加指定の告示)

名称	官報告示	所在地	地域	面積(台帳)
七尾城跡	平成23年 2月7日付け 文部科学省告示 第17号	石川県七尾市古屋敷町 壺 同 古屋敷町参 同 古屋敷町四 同 古府町七 同 古府町竹町古屋敷 町入会大塚 同 古府町竹町古屋敷 町入会大塚甲 同 古府町竹町古屋敷 町入会稗子畑 同 古府町竹町古屋敷 町入会長坂 同 古府町竹町古屋敷 町入会落ヶ谷 同 古府町竹町古屋敷 町入会エボシカ谷甲 同 古府町竹町古屋敷 町入会エボシカ谷乙 同 古府町竹町古屋敷 町入会舟久保	8番、12番 1番、3番、6番、7番、8番、9番、 11番、12番1、12番2、14番 3番、11番 8番、10番1、10番2 14番3 15番1 6番甲、7番甲、8番 2番19、5番 4番10、5番8、5番9、5番10、5番11 17番 5番、7番 18番11、18番12 右の地域に介在する道路敷、石川県七尾 市古府町竹町古屋敷町入会長坂5番に西 接し同入会エボシカ谷甲17番に東接す るまでの道路敷、七尾市古府町竹町古屋 敷町入会大塚14番1に東接する道路敷に 東接し同古屋敷町参14番に南接するま での道路敷、七尾市古屋敷町参1番に南 接し同参7番に南接するまでの道路敷、 七尾市古屋敷町参12番1に西接する道路 敷、七尾市古府町竹町古屋敷町入会稗子 畑7番甲に西接し同古屋敷町参11番に東 接するまでの道路敷、七尾市古府町竹町 古屋敷町入会大塚甲15番1に東接し同15 番2に東接するまでの道路敷、七尾市古 府町竹町古屋敷町入会落ヶ谷4番10に南 接し同稗子畑6番 甲に東接するまでの 道路敷、七尾市古城町袴要壺之1番に東 接し同古府町竹町古屋敷町入会城平10 番甲に北接するまでの水路敷を含む。	202, 495㎡

※古府町竹町古屋敷町入会稗子畑7番甲は平成24年度の公有地事業に伴い7番1～4の4筆に分筆

◆平成23年追加指定の説明

七尾城跡は、能登半島の七尾湾に面する七尾市街地から南東に約五キロメートルの石動山系の標高およそ三〇〇メートルの尾根上に、室町期の能登守護畠山氏の居城として築かれた中世山城で、昭和九年に史跡指定された。

築城時期は、通説では能登畠山氏としての初代満慶から数えて三代義統か四代義元のころとされるが、文献史料上では城館としての七尾の初見は、永正十一年(一五一四)十二月であること(『加能越古文叢』)から、畠山氏が現在のJR七尾駅南側に推定される守護所から七尾城に拠点を移したのは十六世紀初期と考えられる。その当時、当城で落命した冷泉為広らをはじめとする京都からの多くの公家や僧侶の滞在が相次いだことが記録に見えている。天正四年(一五七六)越後から能登に攻め込んだ上杉謙信に城は包囲され、翌年落城したとされる。その後、織田信長に属した前田利家が能登を与えられ、天正九年に入城したが、利家はその翌年に現在の七尾市街地に位置する小丸山に居を移したため、七尾城は廃城となったとされる。

城郭全体の規模としては、山麓に広がる城下遺構を含めて、東西約一キロメートル、南北約二・五キロメートルにも及ぶ大規模なもので、山頂部には、本丸(主郭)を中心に二の丸(二郭)・三の丸(三郭)・西の丸・調度丸・桜の馬場・遊佐屋敷・温井屋敷・寺屋敷・長屋敷などと通称される曲輪群が所在しているが、これらの名称は幕末期の絵図によるもので、当時の名称とは異なる可能性が高い。また、主郭部周辺には野面積みの高石垣が存在するほか、深い空堀や土塁などの遺構の残存が良好であり、北陸では最大級の規模を誇り、堅固な構造を有する中世城郭といえる。

今回、主郭や二郭に隣接した郭群および斜面部に加えて、三郭およびその周辺部を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

(出典：文化庁文化財部監修『月刊 文化財』平成23年2月号(569号)〔第一法規発行〕)

◆文部科学省告示 第26号(平成31年追加指定の告示)

名称	官報告示	所在地	地域	面積(台帳)
七尾城跡	平成31年 2月26日付け 文部科学省告示 第26号	石川県七尾市矢田町壱 壱号前ヶ平	3番1、4番2、4番5 右(※上記)の地域に介在する道路敷、石川県七尾市古城町八部9番1と同古城町口部26番1に挟まれ同古城町八部18番2と同古城町口部35番2に挟まれるまでの道路敷、同古府町竹町古屋敷町入会長坂乙2番1、2番2及び2番3地先から同古府町竹町古屋敷町入会長坂4番1に西接するまでの道路敷を含む。	11,385㎡

(出典：官報 号外第36号)

◆平成31年追加指定の説明

七尾城跡は、能登半島の七尾湾に面する七尾市街地から南東に約五キロメートルの石動山系の標高三〇〇メートルの尾根上に、室町期の能登守護畠山氏の居城として築かれた中世山城である。上杉謙信が攻め落とした際に月明りに一詩を賦したことで著名であり、本丸をはじめ二の丸、三の丸、西の丸などの城台、遊佐屋敷や桜の馬場付近に石垣が残存することから、昭和九年に史跡指定された。

築城時期は、通説では能登畠山氏としての初代満慶から数えて三代義統か四代義元の一五世紀後半とされるが、文献資料上では城館としての七尾の初見が永正十一年(一五一四)十二月であること(『加能越古文叢』)から、畠山氏が現在のJR七尾駅南側に推定される守護所から七尾城に拠点を移したのは一六世紀初期と考えられる。その当時、当城で落命した冷泉為広らをはじめとする京都からの多くの公家や僧侶の滞在が相次いだことが記録に見えている。天正四年(一五七六)越後から能登に攻め込んだ上杉謙信に包囲され、翌年落城した。その後、織田信長

に属した前田利家が能登を与えられ、天正九年に入城したが、利家はその翌年に現在の七尾市街地に位置する小丸山に居を移したため、七尾城は廃城となったとされる。

城郭全体の規模としては、山麓に広がる城下遺構を含めて、東西約一キロメートル、南北約二・五キロメートルにも及ぶ大規模なもので、山頂部には、本丸(主郭)を中心に二の丸(二郭)・三の丸(三郭)・西の丸・調度丸・桜の馬場・遊佐屋敷・温井屋敷・寺屋敷・長屋敷などと通称される曲輪群が所在しているが、これらの名称は幕末期の絵図によるもので、当時の名称とは異なる可能性が高い。また、主郭部周辺には野面積みの石垣が存在するほか、深い空堀や土塁などの遺構の残存が良好であり、北陸では最大級の規模を誇り、堅固な構造を有する中世城郭といえる。

能越自動車の橋脚位置を決めるため、平成十七から十九年度にかけて石川県教育委員会が行った発掘調査により、堀と切岸で構成される惣構えが確認された。さらに、惣構えの内側において、石組の側溝をもち、砂利敷き舗装された大手道が確認された。また、平成二十七から二十九年度にかけては、七尾市教育委員会による航空レーザ測量調査が行われ、物見台の虎口や畝状空堀をはじめとして城域全体の詳細な地形が明らかになった。

今回、「物見台」と通称される郭と登城道について、条件が整ったため追加指定し、保護の万全を図るものである。

(出典：『月刊 文化財』平成31年2月号〔第一法規株発行〕)

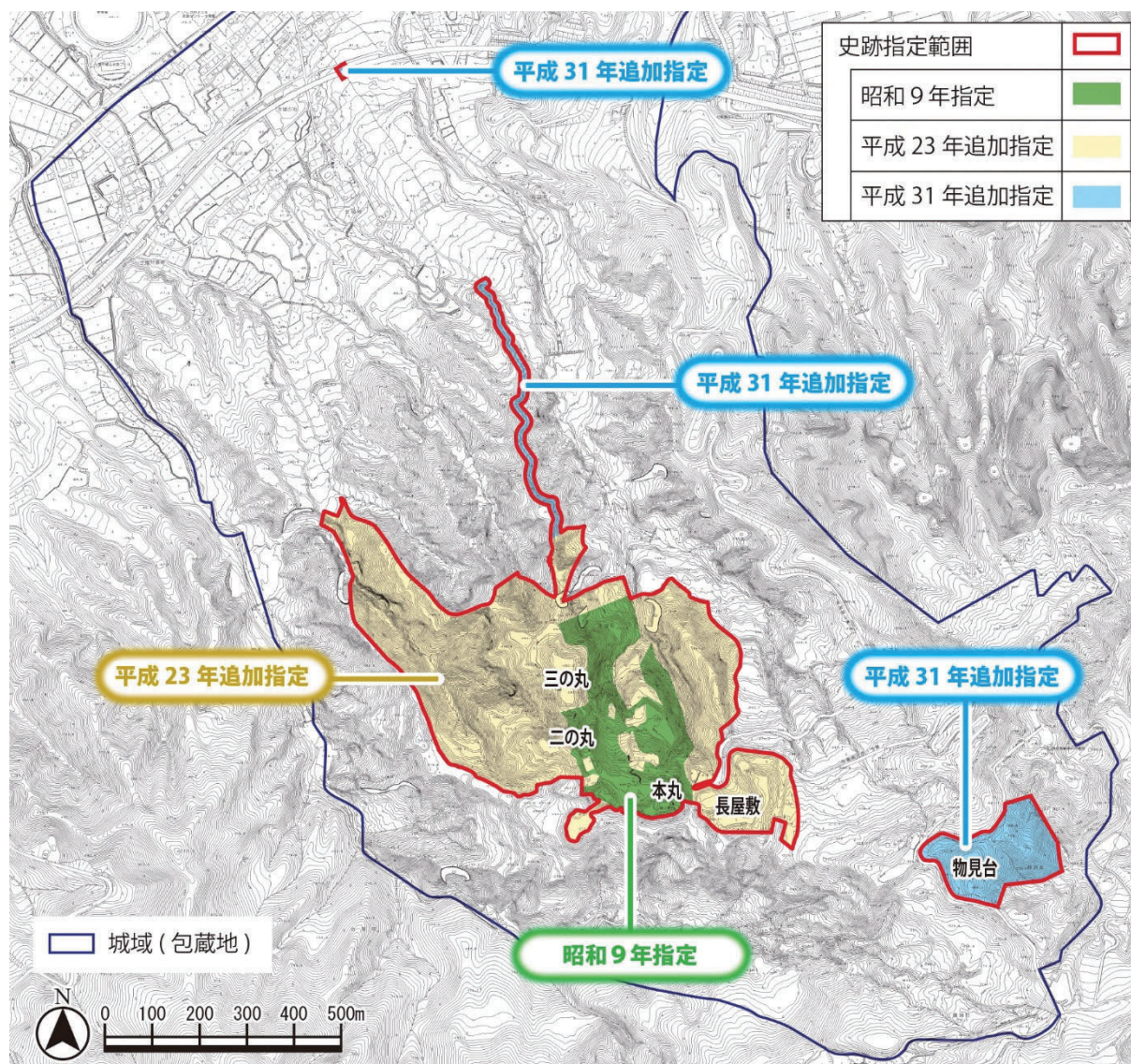


図 3-1 史跡指定範囲

(ベース：史跡七尾城跡平面図)

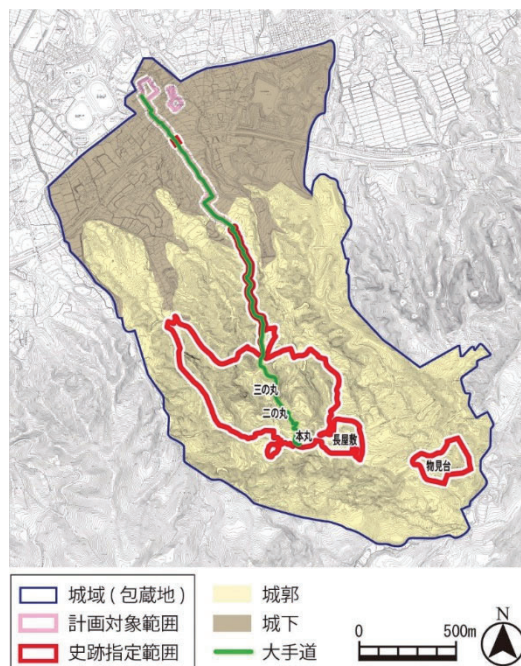
第2節 七尾城跡の概要

七尾城跡の概要を城郭と大手道、城下の3つに区分してまとめる。

第1項 城郭

七尾城は、石川県七尾市古府町竹町古屋敷町一帯の石動山系の尾根筋に築かれている。標高300mの本丸を軸にした縄張りは、外堀に見立てられる東側の木落川から西側の大谷川までの東西約1.2km、南北約2.5kmの範囲を中心に大小多数の曲輪を連ねる。

七尾城は、室町時代中頃の応永15年(1408)に能登国守護職に補任された能登畠山氏が、戦国時代に守護所に代わる新たな拠点として築いた城郭で、上杉氏や前田氏も一時拠点とした歴史性がある。戦国末期以後の城跡になってからは、加賀藩が城跡を管理していたこともあり、遺構が良好に残存している。山頂の中心部となる本丸周辺では、能登の山城には珍しく随所に石垣がみられることや、本丸から望む風光明媚な七尾湾の風景や上杉謙信との攻防を偲んだ「九月十三夜 陣中の作」の漢詩文などに人々の関心が寄せられている。江戸時代の終わり頃までには、地元の文化人が記した紀行文に紹介される旧跡となり、現在に至っている。



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図3-2 城郭・城下範囲

七尾城は、地形からおおよそ山頂の曲輪群、山腹の曲輪群、山麓の曲輪群に分類できる。これらの曲輪群の名称は、古絵図の記述や伝承、昭和9年の史跡指定時の名称を踏襲し、記述や伝承が無いものについては所在地の小字名に基づいている。七尾城跡が描かれている古絵図としては6点が存在し、その中でも「能州鹿島郡七尾城古城図」(図3-3)は曲輪名が詳しく記載され、現行の曲輪名とも概ね一致していることから、この図を元にして高い可能性が高い。

※『能州鹿島郡七尾城古城図』は元禄年間に作成された絵図の写し(昭和10年以降)と推測され、『能登七尾城主畠山記』付図(昭和3年)とほぼ同じ構図である。昭和9年(1934)に七尾城跡の国史跡指定の際の申請書添付図によれば、「原図ハ元禄年間ノ図ナリ」とあり、元禄年間の原図の存在が想定される。「七尾古城古絵図の筆者関係について」『平成30年度七尾城跡保存活用推進室年報』麦居和真2019

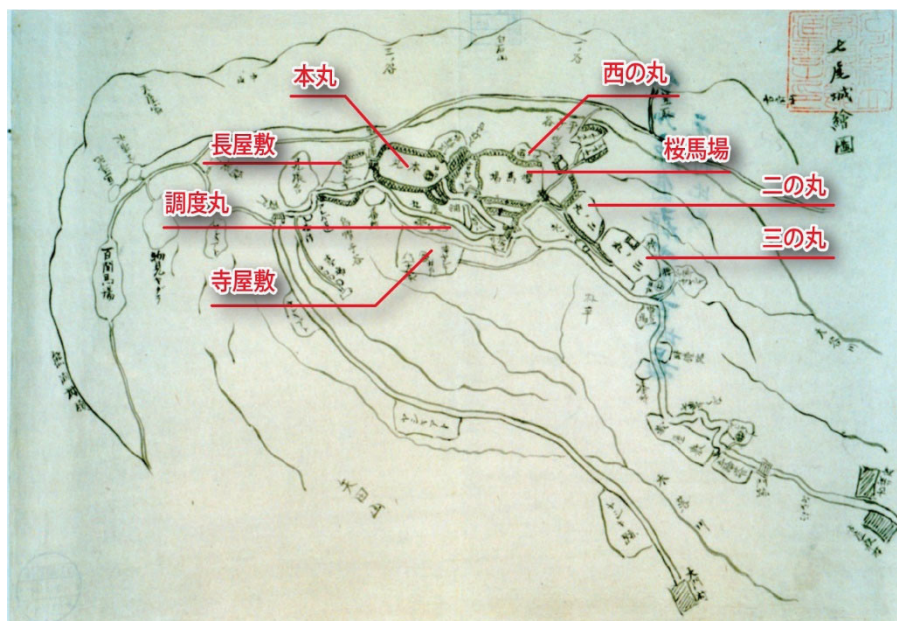


図3-3 能州鹿島郡七尾城古城図

石川県立図書館所蔵「能州古城図絵」 推定 元禄期(1688-1704)

各曲輪群は、平成29年度の保存活用計画策定に伴って作成した航空レーザ測量図(P11図2-4)によって特徴を読み取ることができた。本丸から二の丸までの主郭群と主郭群を取り囲む曲輪群は大型の曲輪中心とする一群で、それぞれ大規模な堀切によって分断されている状況が判明した。

さらには、石垣総合調査や現地踏査により斜面一帯に築かれた大規模な石垣は、本丸から二の丸までの主郭群だけにみられ、その他の曲輪群には出入り口などの一部分だけに積まれている。また、石垣構造についても、築石の大きさや隅角部における重積みと算木積みの技法に違いがある。石垣以外の遺構については、主郭群の東側の物見台の主郭となる曲輪の斜面には、七尾城跡では稀有な畝状空堀群が所在し、良好に遺存している。

こうした七尾城の曲輪群の構造の特徴は、七尾城の変遷を反映していると想定される。発掘調査が及んでいない現状においては推論の域にとどまるが、今後の検討課題として以下の所見を提示する。

- ①七尾城は大永5年(1525)までには整備され、城内には畠山氏の館も所在した。この時の七尾城は、土塁や切岸による土造りであったと考えられる。
- ②城郭主郭群の顕著な石垣(総石垣)は、主郭群の顕在化を強く意図したもので、改修(改築)によるものと見られる。この土造りから石造りに改修する時期については、畠山氏後半(弘治年間頃)から前田氏(天正9年～17年頃)の頃かと幅を持って想定している。
- ③石垣隅角部の技法(積み方)については、重積みと算木積みの並存も考えられるが、石材への加工の有無や間詰石の状況から、算木積みが後出するとみられる。算木積みの時期については、前田氏段階の頃かと考えている。
- ④物見台の畝状空堀群については、七尾城の曲輪には稀有な遺構であることから、上杉氏による改修を想定している。
- ⑤寺屋敷にある大塚は土塔状の高まりで、七尾城内で唯一無二の特異な遺構である。形状は多角錐で、平面は六角形ないしは八角形を呈し、底部長辺約12m、高さ約3mを測る。この遺構の性格については、発掘調査が行われていないため推論の域にとどまるが、七尾城に伴う寺院や庭園などの関連遺構の可能性が考えられる。



図 3-4 物見台の畝状空堀群



図 3-5 寺屋敷の大塚

第2項 大手道および城内道

大手道は発掘調査により、七尾城登山口駐車場(シッケ地区遺跡)～能越道高架下～立石の地藏南側(能越道高架下から約100m南側)までの間が、現道とほぼ重複することが確認されている。

これ以降南側の経路については、遺構を確認していないが幕末からの古絵図の記載とほぼ一致している。但し、城郭入口となる赤坂口の位置など部分的に新たに開設したとの伝承を残す箇所がある。

城郭中心部の城内道は、発掘調査による確認作業が行われていないため、一致、不一致の判断できない。ここでは、古絵図(6点)に描かれている道と見学路を比較した結果をまとめる。本丸から二の丸までは見学路と一致するが、二の丸から三の丸を経由して安寧寺に至るルートが絵図と異なる。検討した大半の絵図には、二の丸と三の丸を繋ぐ城内道が描かれていない(前記曲輪群の独立性が反映されている可能性もある)。ただし、元禄期のものと考えられる古絵図(図3-3)には、桜馬場から温井屋敷から二の丸北東部斜面上端部を通り三の丸北東部斜面の現出入口に繋がる城内道が描かれている。このルートについては、石垣調査で想定した城内道とも一致することから、今後より詳しく検討する必要がある。また、主要道路以外にも曲輪間を往来する複数の城内道が存在することが想定されるため、今後も注意深く調査を実施していく必要がある。

第3項 城下

七尾城下は、標高約45mから約95mの山麓部一帯の古屋敷町から古城町に城郭と連動して形成されている。

城下の実態については、京から下向した禅僧が記した「独楽亭記」などの文献史料や陶磁器類を中心とした採集遺物、農道による地割り、屋敷や寺院に関わる小字名などから、賑やかな地方都市であったと推察されていたが、地上遺構がほとんどみられなかったこともあり、長く推論の域にとどまっていた。

こうした状況のもと、城下の実態解明の扉が開かれたのは、平成3年(1991)に城下北辺部で市が実施したシッケ地区での発掘調査である。同調査では、南北軸の現農道下に重複する石組み側溝を備えた道路跡やその西側に連続する整然とした町屋の遺構群、土器や漆器などの豊富な遺物群が発見されたことにより、文献史料から推察されてきた城下の姿が初めて確認された。

その後、シッケ地区の成果を受けて市が開始した確認調査や県が実施した能越自動車道の緊急調査の成果が蓄積し、歴史地理学など諸分野の視点も加えた学際的な分析が行われたことにより、城下のプランや範囲、存続期間や変遷の状況が想定されている。

すなわち、城下域は、東西南北軸の道路(現農道)によって整然とした街区となる町割りが復元される範囲とみられ、東西が東側の木落川から西側の庄津川までの約600m、南北が通称「高屋敷」からシッケ地区付近までの約720mまでが城下の主要域とみなされた。

存続期間は、16世紀前半から末頃に想定され、16世紀後半に城下中央部を東西に横断する切岸と堀による大規模な外郭施設である「惣構え」を構築して、城下を再編している。

(ベース：史跡七尾城跡平面図)

第3節 発掘調査の経緯

第1項 城郭の発掘調査

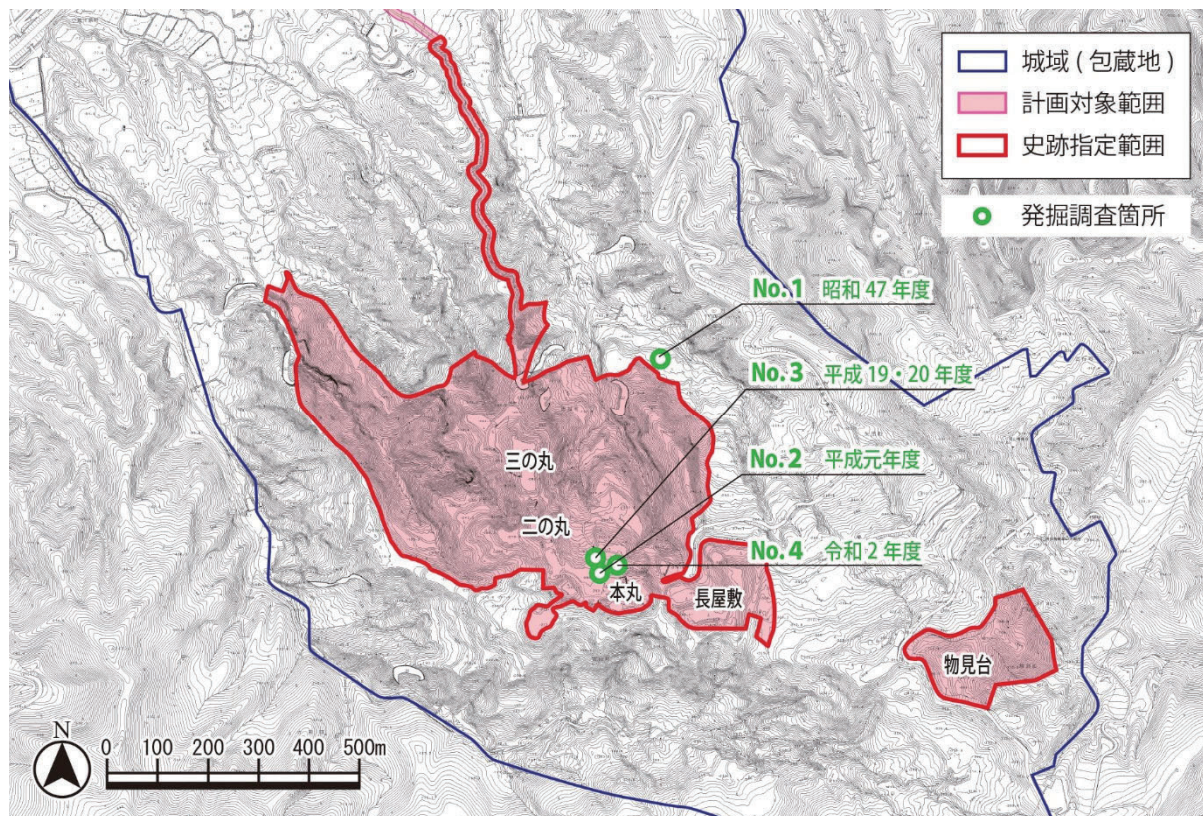
城郭の発掘調査は、令和元年度までは石垣の修復や砂防工事にともなう事前調査が下記のとおり3件行われているだけで、城郭の実態解明に至るまでの発掘成果はほとんど得られていない状況であった。

唯一、平成19・20(2007・2008)年度に実施した桜馬場北側石垣(A0405)の修復工事に伴う発掘調査では、A0405が16世紀後半以降に構築あるいは改築されている状況を確認し、現状を含めて3時期の変遷を想定している。

令和2年度には、文化庁・石川県との事前協議を踏まえ、保存活用計画に示めされた発掘調査計画に基づき、城郭内では初となる学術調査を調度丸で開始し、次年度以降も石塁や虎口、建物跡などの遺構の実態解明に向けた調査を実施していく予定としている。

表 3-1 調査一覧

No.	時期	箇所	原因・目的	主体	調査概要	主な成果
1	昭和47年 (1972)	木落川 上流	砂防ダム (第4号)建設	市 (調査委員会)	遺構平面図作成・遺物採集	2段積石垣の確認 と陶磁器類の採集
2	平成元年 (1989)	桜馬場 北側	石垣(A0404) 保存修理	市	崩落した石垣 覆土の調査	陶磁器類等の採集
3	平成19・20年 (2007・2008)	桜馬場 北側	石垣(A0405) 保存修理	市	裏込、根石、 層序(初の調査)	石垣の構築状況・時期 (変遷)の確認
4	令和2年 (2020)	調度丸	石垣(A0801・802) 学術(確認調査)	市	石塁とその周辺 100㎡を調査	石塁とその周辺の 状況確認



※図中のNo.は表3-1と対応
(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 3-7 城郭発掘調査箇所図

第2項 城下の発掘調査

城下の発掘調査は、城下北辺のシッケ地区(平成3年<1991>)での緊急調査以後、市による範囲確認調査や県による能越自動車道建設に伴う緊急調査が平成25年度まで継続的に行われ、城下の範囲や構造、変遷などの概要が明らかとなってきた。

発掘調査成果によると七尾城下は、16世紀前半に七尾城の山麓部にあたる古城町から古屋敷町までの緩斜面に形成され、16世紀末頃までに廃絶する。この間の16世紀後半には、城下の中央部を東西に横断する堀や切岸による大規模な防御施設となる惣構えを新たに築いて、城下の再編を行っていることも確認されている。

さらには、地籍図から復元できる町割りの区画や、寺院・町屋などに関連する小字名が往時の状況をとどめている可能性が想定され、山上の城郭とともに山下の城下が一体となる遺構が良好に遺存していることも確認されている。

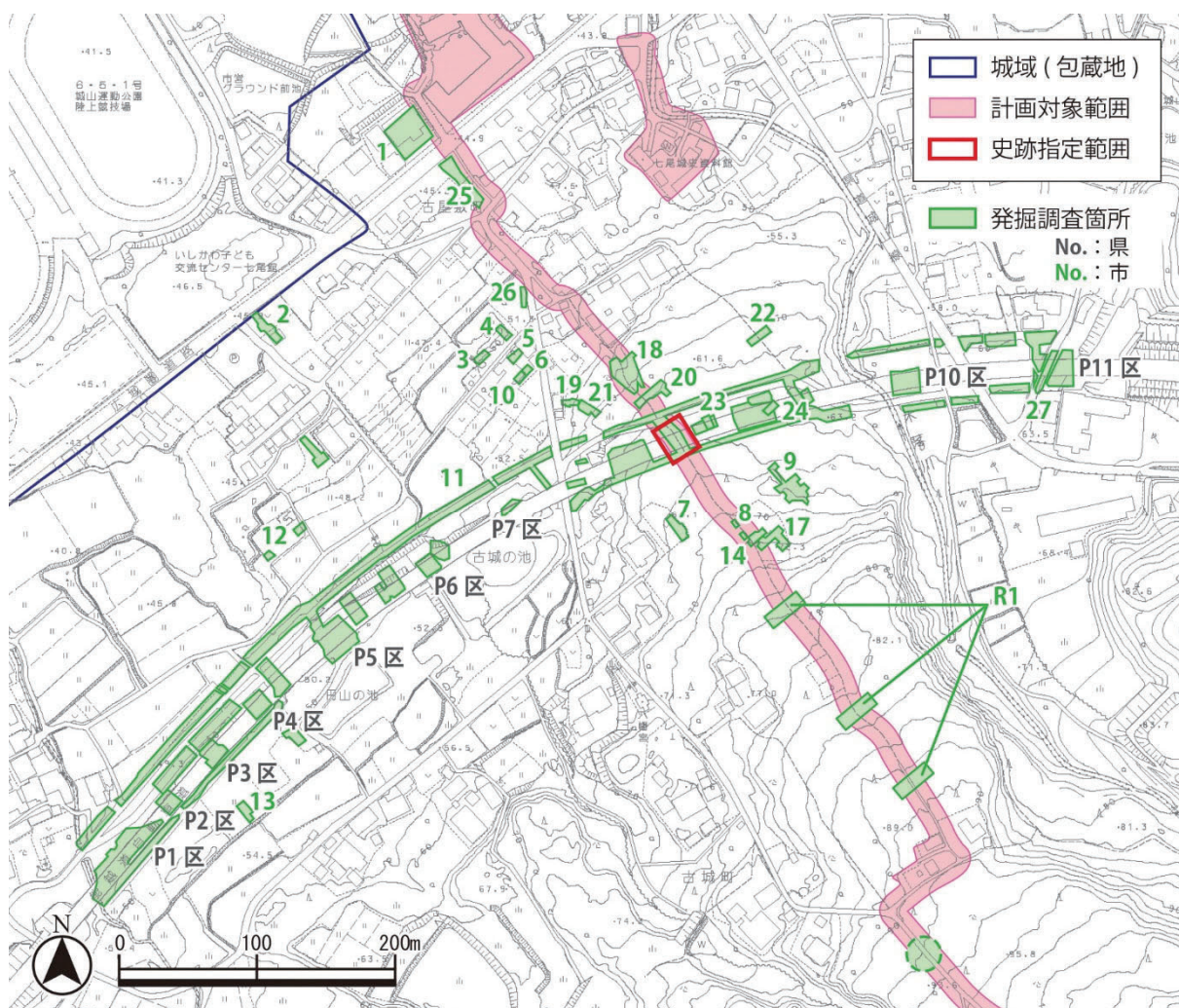
以下に、これまでの発掘調査成果の概要を示す。

表 3-2 城下の主な発掘調査一覧

※時期欄に示す No. は図 3-8 と対応

No.	時期	主体	調査面積	原因	主な成果
1	平成3年 (1991) ※1	市	570m ²	緊急 (デイサービスセンター建設)	①シッケ地区で、整然とした町割りに基づいて形成された七尾城下の所在をはじめて考古学的に確認する。 ②城下は、16世紀第2四半期頃に形成され、16世紀末頃までに廃絶することを確認する。
2	平成7～10年 (1995～1997) ※2～24	市	1,189m ²	学術 (範囲確認)	①大手道と伝承する旧道が、戦国期の主要道路を踏襲することを確認する。 ②古城町と古屋敷町の町境となる段差が、城下再編時に防御施設として築かれた惣構えの痕跡であることを確認する。 ③城下の大手道沿道には、町屋や武家屋敷などが連続して所在し、惣構えの外(北側)にも、手工業生産などを担った町屋が展開したことを確認する。 ④惣構えと大手道が交錯する通称「門の高」には、堅固な構造の出入口が築かれていたことを確認する。
3	平成17～19年 (2005～2007) ※能越道路線内	県	19,750m ²	緊急 (能越道の橋脚位置を決める確認調査)	①堀と切岸で構成される惣構えを確認する。 ②堀と切岸の接続部分に、城戸の内と外を繋ぐ出入り口の存在を想定する。 ③木落川が惣構えを兼ねた東側の防御線であったことを想定する。 ④惣構えの内側で、石組の側溝を持ち、砂利敷き舗装された大手道を確認する。 ⑤大手道沿道に、石垣で区画された屋敷地、掘立柱建物や竪穴状遺構を伴う屋敷地を確認する。 ⑥惣構えの外側で、鍛冶、鋳物、金工、染め物、甲冑などに関わる職人の居住を想定する。

No.	時期	主体	調査面積	原因	主な成果
4	平成19年 (2007) ※25	市	300m ²	緊急 (能越道仮設 道路建設)	①大手道の南延を確認する。 ②土師器生産窯を確認する。
5	平成20～25年 (2008～2013) ※P1～P10区	県	11,175m ²	緊急 (能越道の橋 脚建設箇所)	①惣構えの外側にあたる庄津川西岸及び木落川東 岸において、戦国期～近世の遺構を確認する。 ②大手道に面する、石垣で区画された屋敷地の配 置と内部の構造を確認する。 ③城下では、軟弱地盤区域にあっても、盛土整地 を繰り返して、生活面を造成していることを確認 する。
6	平成2年 (2012) ※P11区	市	200m ²	緊急 (能越道の橋 脚建設箇所)	①木落川東側で城下に関連する戦国期の遺構を確認する。
7	令和元年 (2019) ※R1	市	60m ²	学術 (大手道[旧 道]の所在及 び構造の解 明)	①溝、石敷遺構、道路状遺構、素掘り井戸、円礫 を確認する。 ②3か所で旧道の構造を確認する。ただし、大手 道と確定できる遺構は未検出 ③地形の造成・整地した痕跡を確認する。



※図中の No. は表 3-2 の時期欄と対応
(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 3-8 城下発掘調査箇所図

第3項 石垣調査

史跡七尾城跡には戦国期から近世初頭に築かれたと考えられる石垣が数多く遺存し、史跡の本質的価値を構成するシンボリックな要素といえる。しかしながら、記録が残っている昭和9年の史跡指定後だけでも、石垣が集中する本丸や二の丸といった城郭中心部で幾度も被害を受けている。その都度修復されているものの、崩壊後の対応であったことから、必ずしも復元的な整備といえるものではなかった。

このような状況から石垣の適正な管理と復旧に向けた基礎的資料を得るため、平成22～26(2010～2014)年度までの5か年間にわたって国庫補助事業により石垣調査を実施した。山上から山麓までに至る約200haに及ぶ広大な城域において悉皆調査を行い、石垣や石塁のほか石材を用いた遺構を平面図にプロットした。この調査により、それまで認識していた石垣の総数100面を大きく超え、398面が遺存していることが明らかとなった。

確認した石垣は写真を撮影するとともに目視観察による所見と実測結果を石垣調査表(図3-9)にまとめた。さらに城郭中心部における主要な石垣を対象として、三次元測量(図3-10)や石質区分(図3-11)を実施した。石垣調査表には、推定される石垣の破損要因や遺存状況と示すとともに、石垣崩落の危険性や立地等から復旧もしくは応急措置等の必要性について今後詳細を検討する上での目安となる危険度についても判定している。

石垣調査により七尾城跡が北陸の中世城郭としては、類い希な石垣造りの城郭であることを再認識させる結果となった。城郭全体の分布状況から、本丸や二の丸等の城郭中心部に集中して築く一方で、周辺曲輪群においてもまとまって石垣が分布するなど、城郭構造の再評価に繋がる多くの知見が得られた。さらに斜面などの崩落が危惧される箇所も多く、保存措置が急務であることも明確となった。

七尾城跡の石垣については、石垣調査委員会から「防御性や意匠性はもとより、土木的・治山的機能や石垣の変遷をも考慮にいった総合的な観点からの再評価・再検討が必要」といった、今後の調査研究の方向性も提示されている。

[illegible]

図 3-9 石垣調査表
(二の丸：A0751)



図 3-10 三次元測量
(二の丸：A0751)

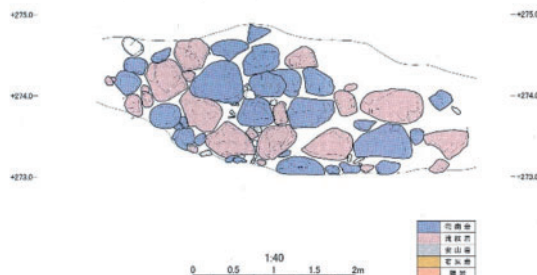
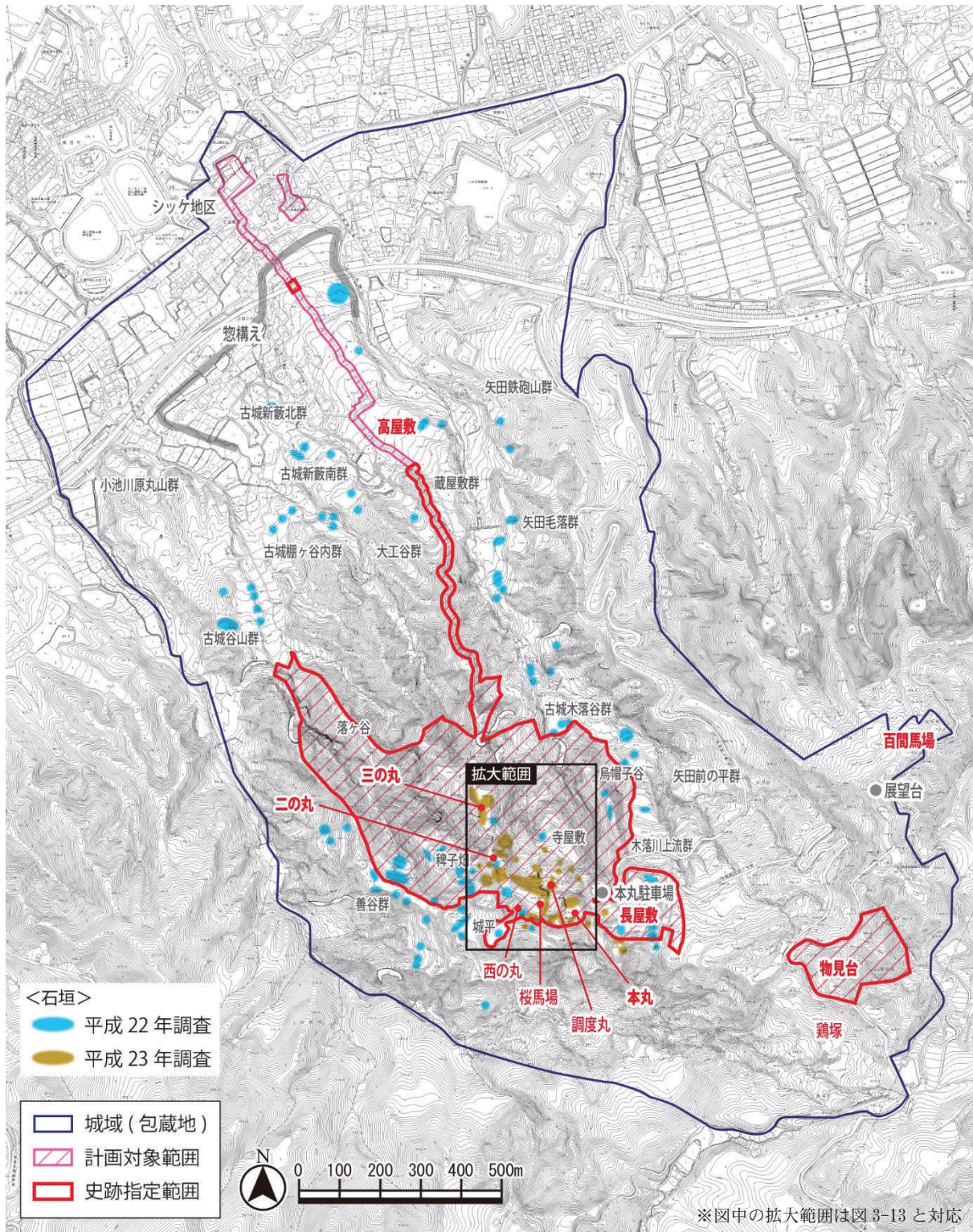
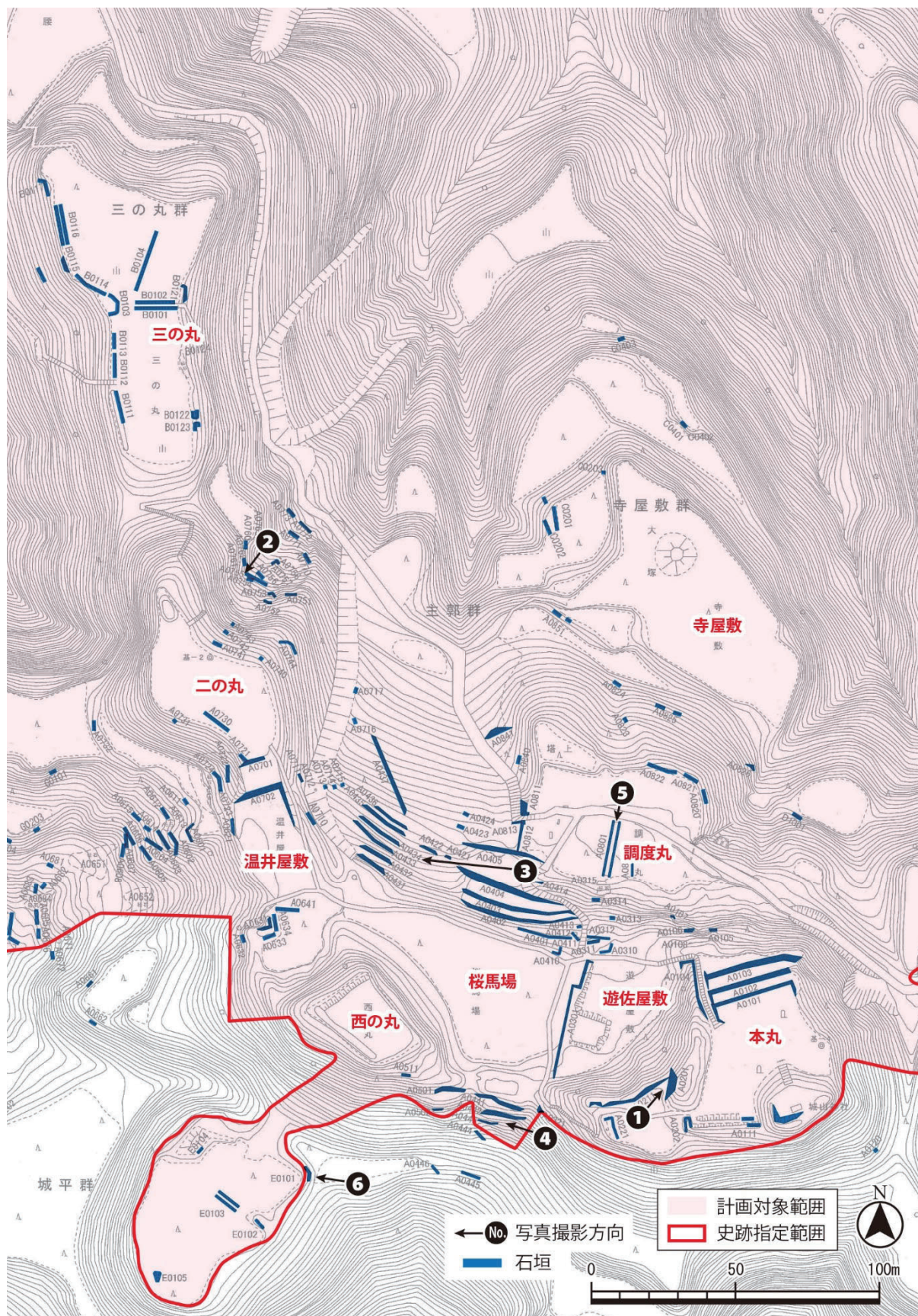


図 3-11 石質区分
(二の丸：A0751)



（ベース：史跡七尾城跡平面図）

図 3-12 七尾城跡石垣調査箇所図



(ベース：『史跡七尾城跡石垣調査報告書』2015年3月)

図3-13 城郭中心部における石垣箇所図



① 本丸：A0201



② 二の丸：A0753



③ 桜馬場：A0431～0436



④ 桜馬場：A0442



⑤ 調度丸：A0801



⑥ 城平群：E0101

※写真 No. は図 3-13 の
写真撮影方向と対応



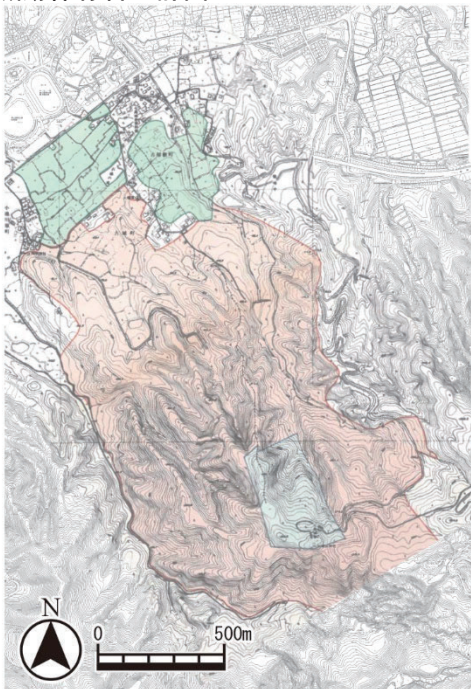
長屋敷：D0202

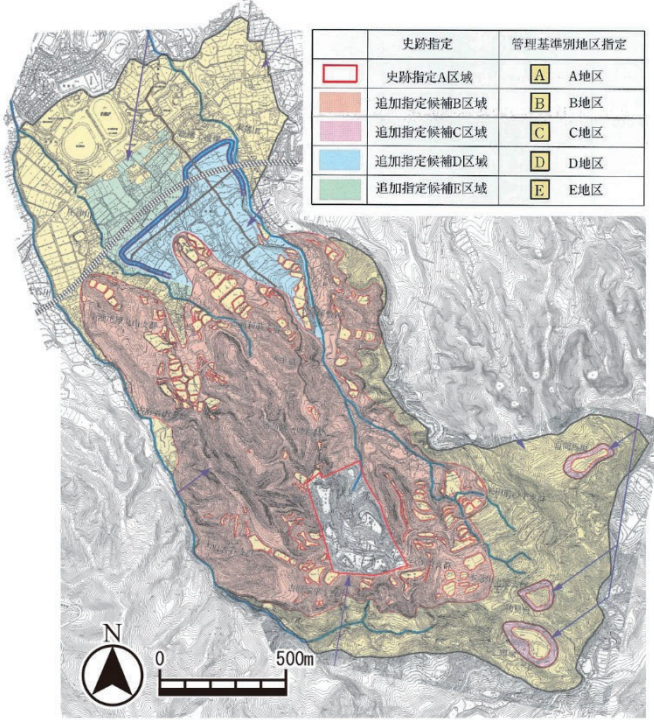
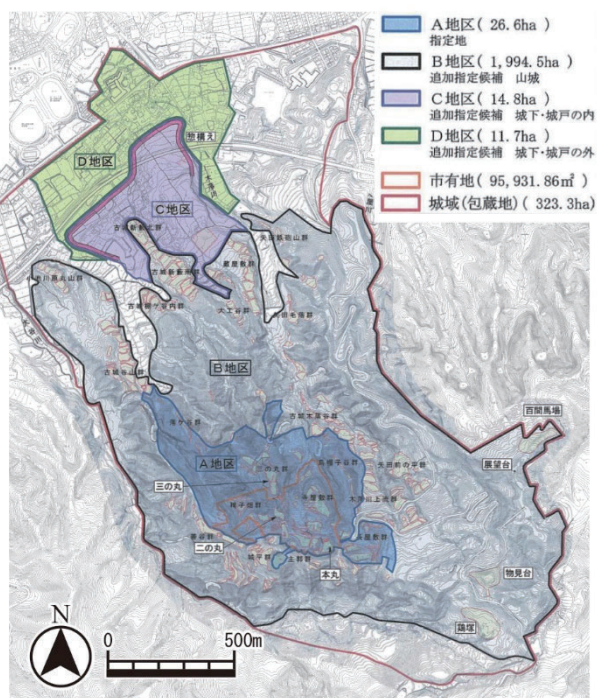
図3-14 石垣の状況写真

第4節 これまでの保存・活用に関わる計画

節の経緯に示した通り、これまで史跡七尾城跡の整備活用に向けた諸計画を策定している。以下のとおり、これまでの計画等の概要を示し(表3-3)、本計画に反映する。

表 3-3 これまでの計画概要

策定年度	計画名・概 要
昭和53年 (1978)	七尾城跡保存管理計画  (ベース：『史跡七尾城跡石垣調査報告書』2015年3月) 第1次保存管理計画の史跡指定地および追加指定予定区域 (1979) 保存管理 ①史跡地の明確化 (1/1,000地形図作成) ②追加指定を指定する予定 範囲 (既指定地周辺の約220ha) ③追加指定を受ける予定時期 環境整備方針 ①史跡内管理道路兼史跡 遊歩道の補修 ②石垣の保存対策 ③追加指定申請地の史跡遊歩道 を兼ねた管理道路の造成
平成7年 (1995)	国指定史跡七尾城跡整備基本構想 基本理念 歴史環境や自然環境を継承し、生活環境との調和を図りながら、七尾のシンボルとしての魅力化を目指す。 目標と方針 ＜目標＞ ①歴史環境の保存管理の推進 ②自然環境の保全と育成 ③計画的な調査研究 ④調査・整備と積極的な活用 ⑤歴史と文化のネットワーク化 ＜方針＞ ①指定区域の拡大と公有地化の推進 ②保全方法の検討と管理体制の整備 ③組織拡充と調査研究の推進 ④主要部の整備・復元と畠山文化の再現 ⑤センター施設の設置

策定年度	計 画 名	概 要												
平成13年 (2001)	史跡七尾城跡保存管理計画  <table data-bbox="647 374 984 546"><tr><th>史跡指定</th><th>管理基準別地区指定</th></tr><tr><td>史跡指定A区域</td><td>A地区</td></tr><tr><td>追加指定候補B区域</td><td>B地区</td></tr><tr><td>追加指定候補C区域</td><td>C地区</td></tr><tr><td>追加指定候補D区域</td><td>D地区</td></tr><tr><td>追加指定候補E区域</td><td>E地区</td></tr></table> (ベース：『史跡七尾城跡石垣調査報告書』2015年3月) 第2次保存管理計画の追加指定候補区域と管理基準別地区指定 (2002)	史跡指定	管理基準別地区指定	史跡指定A区域	A地区	追加指定候補B区域	B地区	追加指定候補C区域	C地区	追加指定候補D区域	D地区	追加指定候補E区域	E地区	目的 城郭と城下の保存・活用を図る 保存管理の基本方針 ①調査研究・歴史的空間・憩いの場として保存・整備、活用・管理する。 ②全体の保存を目指す。 ③取り組み方針を地区ごとに定める。 ④当面は発掘遺構整備地、活用施設・便益施設用地に重点を置く。 史跡整備の基本方針 土地所有者や地域住民の理解を得ながら進める。
史跡指定	管理基準別地区指定													
史跡指定A区域	A地区													
追加指定候補B区域	B地区													
追加指定候補C区域	C地区													
追加指定候補D区域	D地区													
追加指定候補E区域	E地区													
平成29年 (2017)	史跡七尾城跡保存活用計画  <table data-bbox="770 1247 995 1464"><tr><td>A地区 (26.6ha)</td><td>指定地</td></tr><tr><td>B地区 (1,994.5ha)</td><td>追加指定候補 山城</td></tr><tr><td>C地区 (14.8ha)</td><td>追加指定候補 城下・城戸の内</td></tr><tr><td>D地区 (11.7ha)</td><td>追加指定候補 城下・城戸の外</td></tr><tr><td>市有地 (95,931.86㎡)</td><td></td></tr><tr><td>城域(包蔵地) (323.3ha)</td><td></td></tr></table> (ベース：『史跡七尾城跡石垣調査報告書』2015年3月) 保存活用計画 対象範囲地区区分図(2018)	A地区 (26.6ha)	指定地	B地区 (1,994.5ha)	追加指定候補 山城	C地区 (14.8ha)	追加指定候補 城下・城戸の内	D地区 (11.7ha)	追加指定候補 城下・城戸の外	市有地 (95,931.86㎡)		城域(包蔵地) (323.3ha)		目的 本質的価値を保存継承させ、誇りと愛着醸成の拠点としての活用の実現を目指した基本方針を定める。 大綱 ①本質的価値を確実に継承していく ②価値を最大限活用した計画策定と実施 ③調査・研究により歴史的・学術的価値をより明らかにする ④持続可能な体制の充実を図る
A地区 (26.6ha)	指定地													
B地区 (1,994.5ha)	追加指定候補 山城													
C地区 (14.8ha)	追加指定候補 城下・城戸の内													
D地区 (11.7ha)	追加指定候補 城下・城戸の外													
市有地 (95,931.86㎡)														
城域(包蔵地) (323.3ha)														

第5節 これまでの整備

記録が残る昭和32年度(1957)以降に史跡指定地内で行われた整備履歴をまとめる。整備箇所は項目毎に図3-16に示す。

第1項 石垣の復旧

地震や風水害により崩壊した石垣の内、本丸および桜馬場の石垣(11面)について積み直しを行った。本丸石垣(A0101～0103の3面)は、昭和33年(1958)の積み直し後に再び不具合が生じたため、昭和40年代に石垣背後へコンクリートを使用した構造にて積み直しを行った。

表 3-4 石垣の復旧一覧

	No. (再整備)	年度		箇所	整 備 概 要				補助
		和暦	西暦		区分	内容	数量		
遺構の復旧	1	昭和32年	1957	調度丸西側	石垣	No. A0811・0812	積み直し	※範囲不明	国
	2	昭和33年	1958	本丸北(最下段・全体)	石垣	No. A0103 [道構:17号]	積み直し	西端から18.5m	国
	3			本丸北(中段・全体)	石垣	No. A0102 [道構:18号]	積み直し	西端から18.5m	国
	4			本丸北(上段・全体)	石垣	No. A0101 [道構:19号]	積み直し	西端から22m	国
	5			桜馬場北(下段・東側)	石垣	No. A0404 [道構:10号]	積み直し	東端から21m	国
	6			桜馬場北(中段・東側)	石垣	No. A0403 [道構:11号]	積み直し	東端から21.1m	国
	7			桜馬場北(上段・東側)	石垣	No. A0402 [道構:12号]	積み直し	東端から20.5m	国
	8			桜馬場・遊佐屋敷境界	石垣	No. A0301 [道構:16号]	積み直し	※範囲不明	国
	9	昭和34年	1959	本丸登口	石垣	No. A0104 [道構:20号]	積み直し	全面、24.5m	国
	(8)			遊佐屋敷北西	石垣	No. A0301 [道構:15号]	積み直し	東端から3.25m	国
	(2)	昭和41年	1966	本丸北(最下段)	石垣	No. A0103 [道構:17号]	積み直し	基礎、間詰めをモルタル	国
	(3)	昭和42年	1967	本丸北(中段)	石垣	No. A0102 [道構:18号]	積み直し	基礎、間詰めをモルタル	国
	(4)			本丸北(上段)	石垣	No. A0101 [道構:19号]	積み直し	基礎、間詰めをモルタル	国
	(5)	平成元年	1989	桜馬場北(下段・東側)	石垣	No. A0404	積み直し	26.5m、裏込めにｺﾝｸﾘｯﾄ杭	国
	(9)	10	平成20年	2008	本丸登口、桜馬場北(最下段)	石垣	No. A0104・0405	積み直し	

第2項 動線整備

七尾市は、史跡七尾城跡の積極的な活用に向け、大手道(旧道)および城郭中心部の曲輪間を結ぶ見学路の整備を早くから進めてきた。土地の半数は民有地であったが所有者の理解と協力を得て、平成18年度までに一通り動線整備が完了し、近年は施設の老朽化にともない危険箇所から優先的に更新して、来訪者の安全確保に努めている。

表 3-5 動線の整備一覧

	No. (再整備)	年度		箇所	整備概要			補助
		和暦	西暦		区分	内容	数量	
動線整備	1	昭和42年	1967	樋の水～調度丸	旧道	石段、側溝等	延長142m、幅員3.0m	
	2			開拓道路(現県道城山線)	道路			
	3	昭和43年	1968	樋の水～赤坂口	旧道		切り盛りして造成	延長1,100m、幅員2.0m
	4	昭和45年	1970	九尺石入口～安寧寺	園路	木製階段		延長370m ※道路255m、階段78m
	(4)	昭和56年	1981	二の丸～袴腰	園路		昭和45年度園路の再整備	国
	5	昭和59年	1984	本丸北・赤坂登口	園路	木製丸太階段〔No.23〕		本丸86段・赤坂62段
	(4)	昭和63年	1988	温井屋敷～二の丸北東斜面	園路	木製階段、園路	昭和56年修理箇所の再修理	木製階段2か所、園路2か所
	6	平成11年	1999	樋の水周辺	旧道	チップ補装道		幅員1.5×90m
	7	平成12年	2000	二の丸北東斜面	園路	中段から堀底間の手摺	修繕	
	(5)	平成14年	2002	本丸北登口	園路	木製丸太階段〔No.23(30)〕	昭和59年の作り替え	87段
	8	平成18年	2006	本丸、二の丸、三の丸	園路	階段、手摺等		
	9	平成20年	2008	調度丸・寺屋敷西側石段	旧道		石段積み直し	国
	10	平成21年	2009	二の丸北側斜面	園路	階段、手摺	平成18年修理箇所の再修理	
	(4)			三の丸北側斜面	園路	階段、手摺	昭和56年修理箇所の再修理	
	11			三の丸東側旧道	旧道	ロープ手摺	新設	117m
	(5)	平成28年	2016	本丸北登口	園路	木製丸太階段〔No.23(30)〕	平成14年の作り替え	86段
	12	令和2年	2020	本丸～三の丸～安寧寺	園路	チップ道、階段、手摺		国

第3項 地形保全

集中豪雨が頻繁に起きるようになってから、城郭中心部において斜面の崩壊が相次いで生じ、緑化基材(土に種子と肥料を配合)の吹付や布団カゴの設置等を行っている。城郭中心部は、曲輪縁辺部の斜面が急勾配であることから、雨水が大量に浸透すると崩壊が生じやすい。特に九尺石の北側は急勾配が下まで続くことから、平成20年度(2008)に木柵や植生ネットを設置したものの、斜面を安定化することができず平成22年度と平成30年度に再整備を行っている。これまでの整備は、いずれも土砂が流出する前の状態に戻すのではなく、これ以上の崩壊を防止することを主眼においた工法を採用している。

表 3-6 地形保全の整備一覧

	No. (再整備)	年度		箇所	整備概要			補助
		和暦	西暦		区分	内容	数量	
地形保全	1	昭和50年	1975	樋の水東側斜面	旧道・斜	排水、斜面復旧		国
	2	平成19年	2007	本丸駐車場入口本丸側	斜面	植生ネット		国
	3			樋の水北側	旧道・斜	植生ネット、布団カゴ		
	4	平成20年	2008	調度丸南側	斜面	植生基材吹付		国
	5			本丸登口石垣西側	斜面	植生基材吹付		国
	6			遊佐屋敷南側(外柵形北)	斜面	植生基材吹付		国
	7			九尺石北(前方)遊歩道	斜面	木製土留め(3段)、 植生ネット		国
	8			調度丸東側	斜面	植生基材吹付		
	9			調度丸北側	斜面	木製土留め(各1段)、 植生ネット	2か所	国
	(7)	平成22年	2010	九尺石北(前方)遊歩道	斜面	平成20年修理箇所の再修理 ※木製土留め(4段)、布団		国
	10			調度丸南側	斜面	木製土留め(2段)、 植生ネット		国
	(7)	平成30年	2018	九尺石北(前方)遊歩道	斜面	平成20年修理箇所の再修理 ※布団カゴ	14段	国
	11			桜馬場北東斜面	斜面	植生ネット		国
	(9)	令和元年	2019	調度丸北側	斜面	平成20年修理箇所の再修理 ※テラセル工法	1か所	国

第4項 植生整備

平成30年度(2018)から、石垣の保存環境の改善や曲輪の顕在化、七尾湾への眺望確保を目的として、樹木の伐採や枝打ち、梢落としを行っている。令和2年度は、本丸から調度丸の顕在化や眺望確保を実施している。



整備前



整備後

図 3-15 植生整備実績(令和2年度 本丸から調度丸)

第5項 案内・解説施設整備

城郭中心部には、本丸駐車場から順に来訪者の動線に沿って案内板や解説板を設置した。大手道(旧道)は、七尾城史資料館から本丸に至る経路において、簡易な誘導板を適宜設置している。近年は老朽化した施設の更新だけでなく、増加傾向に有る外国人観光客への対応として英語による案内表示を令和2年度(2020)整備から始めた。

表 3-7 案内・解説施設整備一覧

	No. (再整備)	年度		箇 所	整 備 概 要				補助
		和暦	西暦		区分		内容	数量	
案内・ 解説施設	1	昭和34年	1959	調度丸	説明板	七尾城説明板 [No.16]		1基	
	(1)	昭和48年	1943	調度丸	説明板	七尾城説明板 [No.16]	昭和34年の作り替え	1基	
	2	昭和56年	1981	二の丸	説明板	二の丸北側説明板 [No.16]			
	3	昭和57年	1982	袴腰入口	説明板	不動滝説明板 [No.20]		1基 ※現在なし	
	4			二の丸等	説明板	二の丸等遺構説明板		7基	
	5	昭和59年	1984	桜馬場	案内板	本丸・二の丸等案内板		1基	
	(1)	昭和63年	1988	調度丸	説明板	七尾城説明板 [No.16]	昭和48年の作り替え	1基	
	(3)			袴腰入口	説明板	不動滝説明板 [No.20]	昭和57年の作り替え	1基	
	6	平成11年	1999	調度丸	説明板			2基	県
	7			桜馬場入口、袴腰東	誘導板	矢印看板		3基	県
	(2)	平成18年	2006	二の丸	説明板	二の丸北側説明板	昭和56年の板面変更		
	8	平成20年	2008	本丸～三の丸	案内板・誘導板			6基(指定地内5基)	
	9			本丸駐車場	説明板	本丸駐車場大型看板	看板イラスト交換		
	10	令和2年	2020	本丸～三の丸～安寧寺	案内板			17基(英文表記) ※内3基新規	

第6項 管理・便益施設整備

昭和42年(1967)の県道城山線の開通に合わせ、本丸整備(ベンチや休憩所を設置)とともに長屋敷群の曲輪の一部を造成して本丸駐車場を整備した。城郭中心部まで車で登ることが可能となり、それが観光目的の来訪者増加につながった。増加する来訪者に対応するため、昭和62年(1987)に本丸駐車場の近くに便所を建設した。この他に本丸駐車場および調度丸に至る経路の安全対策として擬木柵やロープ柵を設置した。平成25年度(2014)には、便所の建て替えを行っているが、その他の施設についても老朽化したものから順次更新を行っている。

表 3-8 管理・便益解説整備一覧

	No. (再整備)	年度		箇 所	整 備 概 要				補助
		和暦	西暦		区分		内容	数量	
管理・ 便益施設	1	昭和42年	1967	本丸	休憩所			19.4㎡ ※現在なし	
	2			本丸北側	ベンチ	[No.16]		3基	
	3			本丸駐車場	駐車場		長屋敷群の曲輪を造成		
	4	昭和48年	1973	展望台	展望台		展望台、遊歩道等整備		
	(2)	昭和57年	1982	本丸北側	ベンチ	[No.16]	昭和42年の再整備	3基	
	5	昭和58年	1983	調度丸～本丸駐車場の間 (本丸駐車場・遊歩道北側)	柵	擬木柵(コンクリート製)		57m	
	6	昭和58年	1983	調度丸(2基)、本丸駐車場(3基)	ベンチ	擬木製		5基	
	7	昭和59年	1984	二の丸(2基)、安寧寺入口(2基)	ベンチ	木製		4基	
	8	昭和62年	1987	本丸駐車場南東	トイレ	本丸駐車場トイレ [No.24]			
	9	昭和63年	1988	本丸駐車場西側 (畠山清二氏石碇側)	柵	木製丸太柵		90m	
	(9)	平成11年	1999	本丸駐車場西～園路入口	柵	木製ロープ柵		78m	県
	(8)	平成25年	2013	本丸駐車場南東	トイレ	本丸駐車場トイレ [No.24]	昭和62年の建て替え		
	(5)	平成26年	2014	本丸駐車場北側	柵	擬木柵(プラスチック製)	昭和58年の更新		
	(7)	令和2年	2020	二の丸(2基)、安寧寺(2基)	ベンチ	擬木製	昭和59年の更新	4基	

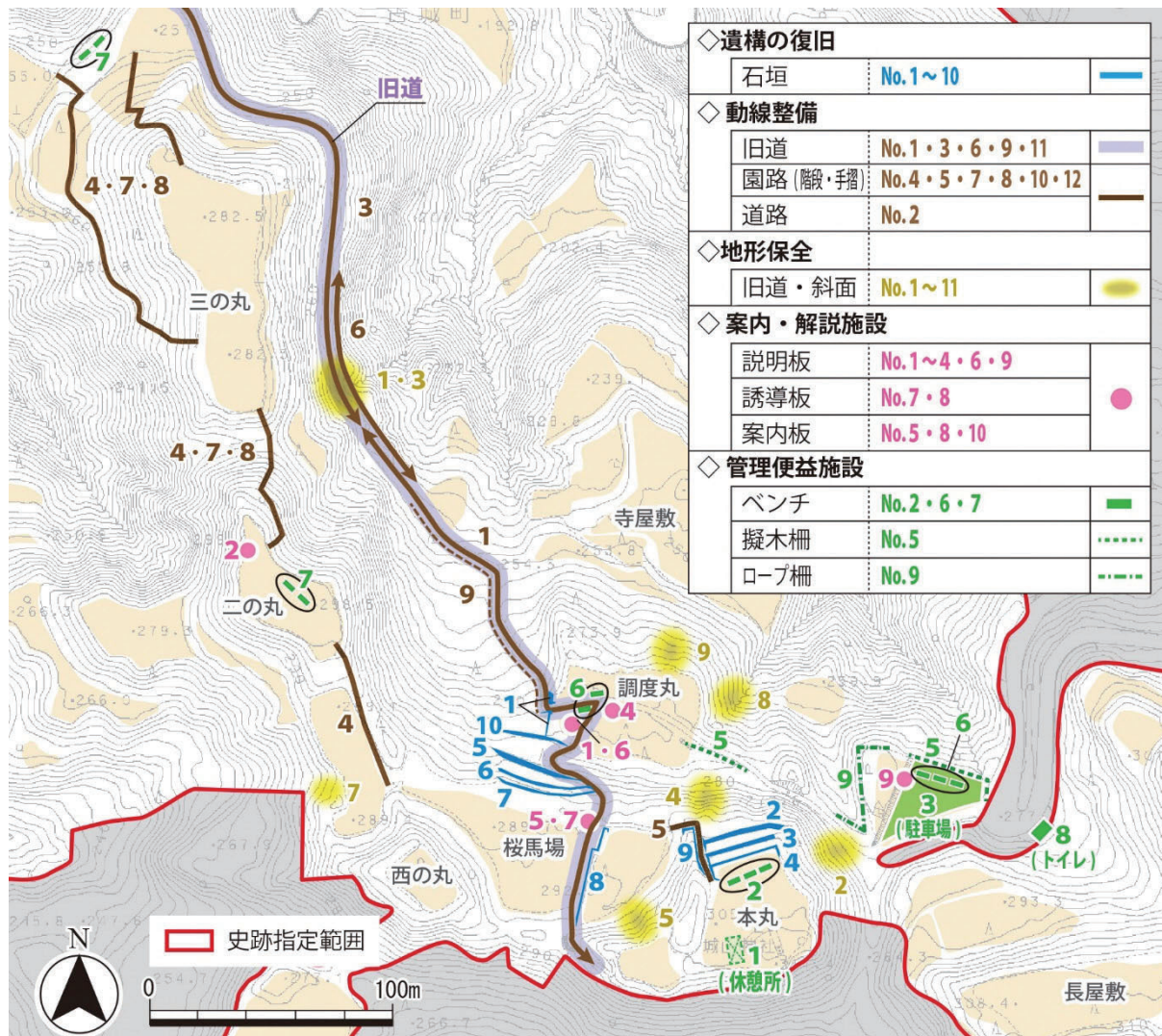


図 3-16 整備箇所

(ベース：史跡七尾城跡平面図)

第6節 史跡七尾城跡の本質的価値

「七つ尾」に喩えられる尾根筋の自然地形の要害を巧に利用した堅固で広大な縄張りを持つ史跡七尾城跡は、日本屈指の戦国時代(中世)の拠点城郭であり、城郭と連動して形成された山麓の城下が一体的、且つ良好に残っていることから、戦国時代から近世にかけての大名の城郭や城下の構造、変遷を解明する上において極めて重要な遺跡である。

具体的には、

- ①城郭は、山頂部から山麓部に連なる尾根筋に築かれた独立性が高い曲輪群の集合体で、山頂部の曲輪群と山麓部の曲輪群に大別される。尾根上に連続して築かれた曲輪群は、襲撃に備え堀切によって遮断されている。
- ②城域内には、戦国時代から近世初頭に変遷する多数の石垣が認められ、防御や防災など多様な機能が想定される。
- ③城下は、骨格となる東西・南北軸の主要道路による整然とした町割りのもと形成され、中心部を東西に横断する惣構えを築いて再編している。

- ④七尾城の縄張りや周辺地域の景観、能登畠山氏による文芸活動や上杉謙信との攻防などといった歴史を記した文献史料が多く残っていることから、かつての城郭や城下の様子をうかがい知ることができる。
- ⑤城郭中心部は、七尾湾から能登半島、呂知地溝帯から日本海を望む要の立地にあり、周辺部を眺望する景観や周辺部から城郭を見上げる景観も重要である。

表 3-9 七尾城跡を構成する要素

分類	構成要素		代表例	
本質的価値を構成する諸要素	政治・生活	曲輪	本丸支群(本丸、二の丸、三の丸、西の丸、寺屋敷、桜馬場、調度丸)、城下の屋敷地、街路(道路)など	
		町割	城下の屋敷地、街路(道路)など	
	防衛・防衛 治山・治水	石垣	本丸支群(本丸北側石垣、桜馬場北側・南側石垣、温井屋敷北東側・南西側石垣・九尺石)など	
		切岸	本丸支群などの曲輪の切岸など	
		土塁	長屋敷支群東側土塁、惣構えの土塁など	
		堀	関東堀、二の丸と三の丸の間の堀、物見台の堅堀、惣構えの堀など	
	宗教・信仰	寺屋敷、安寧寺、大念寺、龍門寺、西光寺など	寺屋敷の土搭状遺構、龍門寺の五輪塔など	
	交通	大手道	旧道(市道矢田郷354号)	
		その他の道	登山道(大門道、隠し道など)、曲輪を結ぶ連絡道など	
	その他	その他の遺構	屋敷内の石塁(三の丸、調度丸)・櫓台など	
		出土遺物	陶磁器類、石製品類、金属製品類、木製品類など	
		歴史資料	七尾城関係文献史料	
		景観・眺望	本丸から見た眺望、城内の石垣などの景観	
その他の要素	管理・活用に 関係する諸要素	石碑(標識)	第2代畠山義忠歌碑(本丸駐車場)、「七尾城址」(本丸)、畠山家一族登山碑(本丸)、供養塔(安寧寺)	
		標柱	曲輪名表示標柱、水源涵養保安林標柱など	
		解説板	城山本丸駐車場解説板、曲輪解説板など	
		案内板	登山案内板、城内誘導案内板など	
		便益施設	城山本丸・城山展望台トイレ、本丸・展望台・登山口駐車場など	
		ガイダンス施設等	七尾城史資料館、懐古館(国登録)、城山展望台など	
		園路	史跡七尾城跡中心部遊歩道	
		境界標(杭)	指定地境界(測量)杭、公有地境界杭	
	環境に関係する 諸要素	景観・眺望	城下(里山)の農村景観、山麓(城下)から山城を見た景観	
		森林	ヤブツバキ林、コナラ林など	
		希少野生動植物	ニホンカモシカなど	
		地形	尾根	松尾、竹尾など
			谷	滝ヶ谷内、落ヶ谷、木落谷など
			水系	木落川、大谷川など
		地質	城山礫岩層など	
		地名・伝承	七尾城下の地名(小字名)、七尾城に関する言い伝えなど	

第7節 追加指定後の地区区分

七尾城の城域(埋蔵文化財包蔵地)は、本丸を中心とする城郭中心部や物見台のある東側城郭部中腹から城下が形成されている山麓部を含めると、323.3haの広大な面積となる。

全域を適切に保存・活用していくことは難しいことから、昭和53年度(1978)に策定された第1次保存管理計画では計画対象範囲を3つに区分して、地区ごとに保存および管理方針を定めている。第2次保存管理計画以降においても地区区分の考え方を基に計画を立て、平成30年(2018)3月に策定した保存活用計画では史跡指定範囲をA地区とし、追加指定候補地をBからDの3つに区分し、地区ごとに保存と活用、整備の方向性を示している。

平成31年2月に大手道(旧道)の一部と物見台が追加指定されたことから、保存活用計画の考え方を踏襲し、これらの範囲をA地区に区分して保存・活用を進めている。

表 3-10 地区区分

区分	対象範囲	地区概要	面積
A地区	城郭中心部・大手道(旧道)の一部・物見台	国史跡指定地(昭和9年・平成23・31年指定)	27.7ha
B地区	城郭(山城・東側砦)	城郭中心から城下へ下る尾根一帯で木落川と大谷川に挟まれた区域と東部曲輪群	198.4ha
C地区	城下・城戸内	惣構えから南側で木落川までの地区	14.8ha
D地区	城下・城戸外	惣構えと北側の農免道路(市道矢田郷81号線)、木落川、庄津川に挟まれた地区	11.7ha

表 3-11 地区区分比較表

	第1次 保存管理計画 昭和53年度(1978)策定		第2次 保存管理計画 平成13年度(2001)策定		保存活用計画 平成29年度(2017)策定		整備基本計画 (2021)	
区分	2区分		5区分		4区分		4区分	
	昭和9年 指定地	9.8ha	A地区	9.8ha	A地区	26.6ha	A地区	27.7ha
	A地区	210.2ha	B地区	140.2ha	B地区	199.5ha	B地区	198.4ha
			C地区	5.4ha				
	B地区		D地区	21.3ha	C地区	14.8ha	C地区	14.8ha
			E地区	12.7ha	D地区	11.7ha	D地区	11.7ha
	合計	220.0ha	合計	189.4ha	合計	252.6ha	合計	252.6ha
公有地	無	—	無	—	有	9.6ha	有	9.6ha

※保存管理計画第1次・第2次、保存活用計画の地区区分図については表3-3内の図を参照

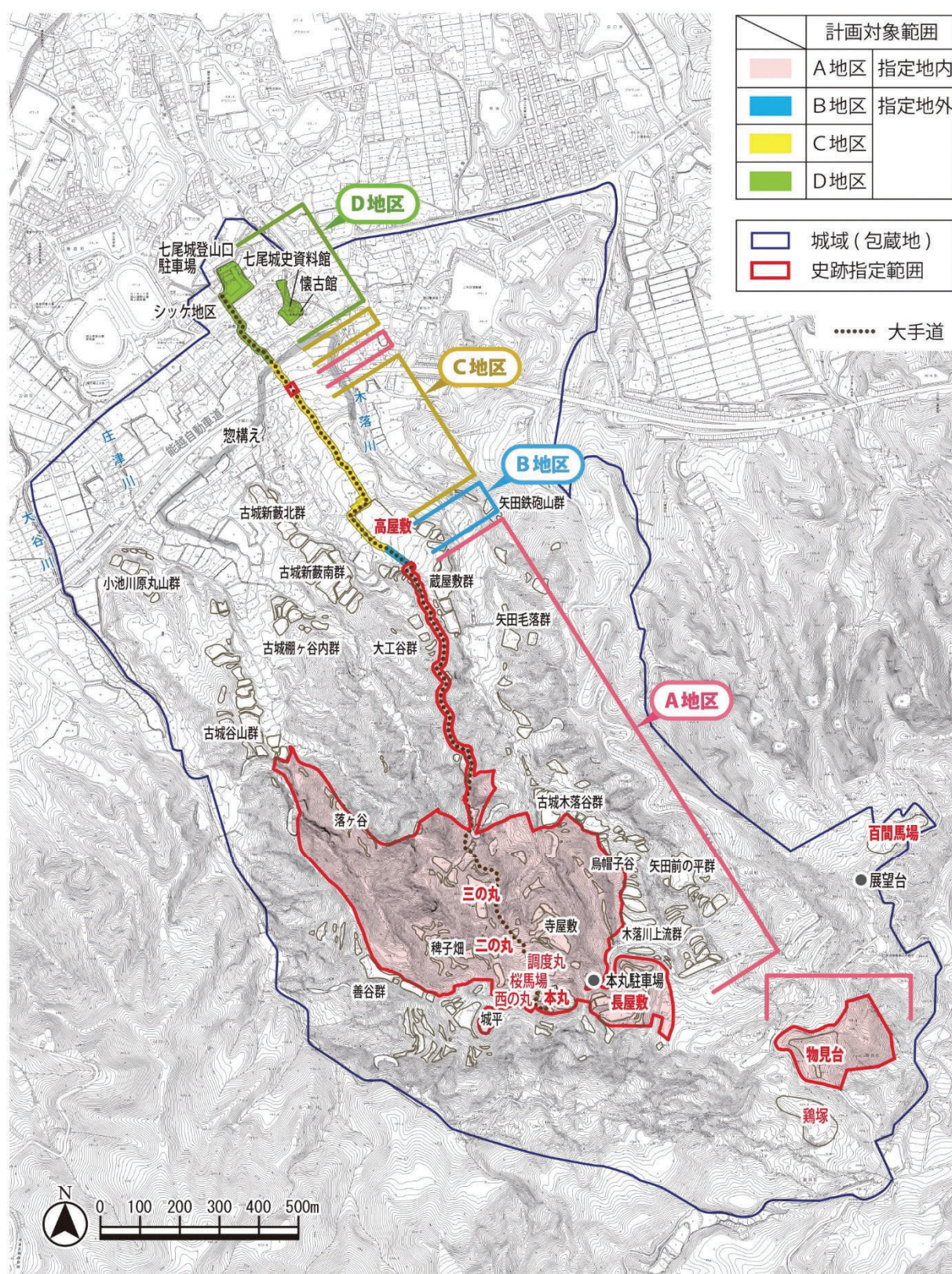


図 3-17 計画対象範囲における地区区分

(ベース：史跡七尾城跡平面図)

第8節 現状と課題

令和3年度から予定している活用整備事業において、整備の理由と目的を明確にしておくため、史跡七尾城跡における現状と課題を以下に整理する。

第1項 遺構の遺存状況

計画対象範囲における地上遺構と発掘調査にて確認された地下遺構の遺存状況をまとめる。

①曲輪・切岸

これまでは史資料や現地地形から曲輪の配置や規模について認識している程度で、城郭における発掘調査は、令和2年度に調度丸の石塁周辺から開始したところである。

人工的に平坦面が形成された部分は、雨水が溜まりやすく、地下浸透した水により地盤が緩み平坦面縁辺部が崩壊しやすい。これまでに城郭中心部だけでも多数の斜面崩壊が生じ、現代工法を取り入れた斜面の安定化を講じている。



図 3-18 調度丸北側の法面安定化(令和元年度実施)

➡城郭部分の学術調査を継続していくと

ともに、遺構の保存を目的とした整備を計画的に実施していく必要がある。雨水排水処理として城郭部分は地形に沿って雨水を流下させる考え方を基本とし、どうしても雨水が集中する箇所については、雨水排水施設による雨水の集中抑制や分散を検討する必要がある。

②堀(堀切)

曲輪や切岸と同様に史資料や現地地形からその存在を認識しているに過ぎず、その実態はほとんど把握できていない。谷地形は雨水が集中することから、相当の流土が堆積していると考えられる。また、斜面上には数多くの樹木が生育し、その存在が埋没しているとともに樹根の伸長による遺構への影響が心配される。

➡試掘を行い遺構の遺存状況を確認し、現地地形に影響を及ぼさない範囲にて遺構保存のための伐採を検討する必要がある。

③土塁

本丸や三の丸、西の丸、長屋敷等の縁辺部に遺存しているが、いずれも土砂が流出して往時の形状をとどめていない。上部には樹木が生育し、樹根の伸長による遺構への影響が心配される。

➡遺構を保存するため樹木を段階的に伐採していくこととし、土砂流出箇所の復旧と地被植物による安定化を検討する必要がある。

④石垣

平成22～26(2010～2014)年度に実施した石垣調査において、城郭中心部を対象とした石垣カルテを作成した。カルテでは石垣の安定性と来訪者の安全確保の観点から、復旧が必要な石垣とその優先順位を判定している。

九尺石は、石垣カルテを作成した段階で危険度B+と判定していたが、石垣を支える地盤に緩みが生じた影響か、全体に歪みが生じ危険な状態にある。



図 3-19 石垣面の歪みにより築石の合端が開きつつある九尺石(2020 年 1 月撮影)

本丸北側石垣は、昭和40年代に切り石加工の石材を補填、モルタル詰め仕様の仕様で再修理され、本来の野面積みの外観が失われている。



図3-20 切り石加工の石材を補填、モルタル詰め仕様の仕様で再修理された本丸北側石垣(2018年 7 月撮影)

- ➡石垣調査にて設定した優先順位を基に復旧計画を立て、計画的に保存修理を行っていく。また、良好な保存環境を維持・改善していくための方法を検討していく必要がある。
- ➡九尺石の石積みの歪み(変形)が急速に進んでいることから、大規模な修復が必要となる前に応急措置を講じ、破損の進行を抑制する方法を検討する必要がある。
- ➡九尺石以外に破損の急速な進行がないか再度悉皆調査を行い、復旧や応急措置の優先順位について再検討する必要がある。
- ➡本丸北側石垣については、カルテの判定では危険度Cで安定しているが、将来的には往時の景観を復元するため野面積みによる積み直しを検討する。

⑤石列

三の丸に遺存する塀の基礎石と想定されるものであるが、これまでに発掘調査を行っていないことから、遺構の性格や遺存状況を把握していない。石材が小さいことから、容易に動かすことができる。

➡将来的には発掘調査を行った上で、石材が動かないような措置を講じる必要がある。



図 3-21 三の丸に遺存する石列

⑥大手道(城郭部分)

発掘調査結果を基に確定したルートではないことから、今後の発掘調査により見直しが必要となる部分がある。城郭中心部に整備された木製階段やロープ柵、チップ舗装は、令和2年度に施設の更新を行った。石段部分は、土砂の流出により石材に緩みが生じていることから、来訪者の安全を確保するためにも復旧が必要な状況にある。

尾根に沿って作られた区間は、山側から下ってきた雨水を受け、道の縦断勾配に沿って流れていく。大手道は、路面が洗掘され全体が窪んでいる区間が多く、流れ込んだ雨水は道に沿って流れていくため、さらに路面の洗掘が進行する。

➡発掘調査により大手道の位置や構造を明らかにしていく必要がある。

➡流出した路面の復旧だけでなく、再び洗掘が生じない仕様にする必要がある。また、雨水の集中を抑制する措置を検討する必要がある。

⑦大手道(城下)

発掘調査結果を基に確定した位置は、全体の一部でしかないことから、今後の発掘調査により見直しが必要となる部分がある。しかし、アスファルト舗装が施された区間は、周辺住民の生活道路となっていることから、発掘調査や現状を大きく改変する整備は難しい。

能越自動車道の高架下から高屋敷までの間は、市有地で利用者が少ないことから、発掘調査や整備の条件が整っている。



図 3-22 能越自動車道の高架下

能越自動車道の高架下に大手道が良好に遺存している。調査後に埋め戻していることから遺存状況は良好であるが、両側に立ち入りを制限するフェンスが設置され、現状から大手道を連想させる状況にない。

➡史跡の追加指定を目指し、発掘等各種調査計画を立て、整備までの手順や課題を整理する必要がある。

➡能越自動車道の高架下は来訪者が遺跡への理解を深めることを目的とし、発掘調査成果を最大限活用した整備手法を検討する必要がある。

⑧地下遺構

計画対象範囲における学術調査は城下(大手道)だけで行われ、城郭部分における発掘調査は崩壊した石垣の復旧に伴うものであった。大手道(旧道)では能越自動車道の建設に際して石川県が発掘調査(平成17～19年度)を行い、大手道となる道路遺構が良好に保存されていることが確認された。城郭部分における遺跡の学術的価値を明らかにするための発掘調査は、令和2年度の調度丸が初めてとなる。曲輪の虎口や城内道などが潜在化している状況では、来訪者が城郭構造や機能、性格を理解することは難しい。

➡史跡七尾城跡が有する本質的価値を保存・継承していくためにも、調度丸からスタートした遺跡の学術的価値を明らかにしていく取り組みを今後も継続していく必要がある。

➡来訪者が地上遺構や解説板等から得られる情報には限界があり、発掘調査によって得られた成果を基に、遺構の表示等整備を検討する必要がある。そのためにも遺構の顕在化を見据えた発掘調査計画を立てる必要がある。

第2項 動線

①史跡七尾城跡までのアクセス

史跡七尾城跡までのアクセスは、鉄道と市内循環バスを乗り継ぐ方法と、自家用車や大型バスを利用する2つがある。しかし、JR七尾駅から七尾城史資料館までは市内循環バスが運行されているものの、毎時1本と数が少ない。史跡七尾城跡の専用駐車場としては、七尾城史資料館駐車場と本丸駐車場の2つあるが、いずれも手狭で毎週末はもちろん大型バスが乗り入れる行楽シーズン(4・11月)やイベント開催時は容量不足が深刻な問題となっている。2017～2019年度までの3か年の統計であるが、4月と11月は月に20台以上の大型バスが乗り入れている。

このような状況から、七尾市は利便性の向上を図るため、大手道に隣接する旧城山園跡地に七尾城登山口駐車場を整備し、令和3年4月に供用を開始する予定としている。この駐車場は大手道を登り、城郭部分に至る見学路の起点として諸施設の整備を進めていくが、高齢者や障害者、滞在時間が短い来訪者への対応が不足している。また、次年度からの活用整備により史跡七尾城跡が有する価値を顕在化することで、観光地としての魅力が向上し、車で城郭中心部へ直接アクセスする来訪者も増えることが予測される。

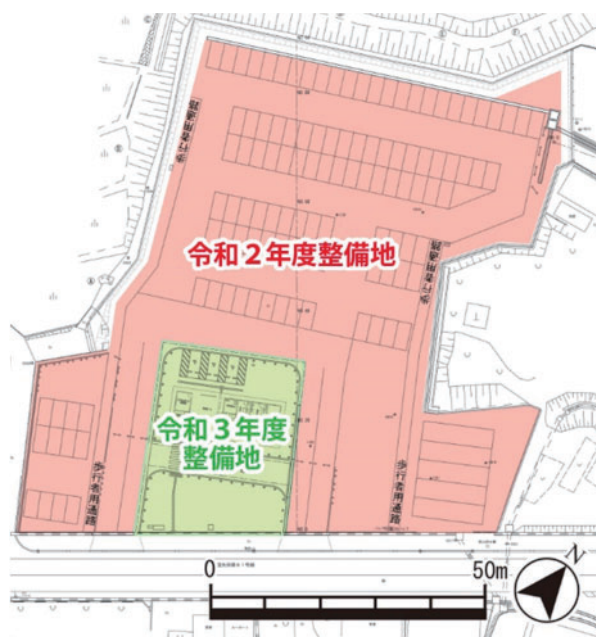


図3-23 七尾城登山口駐車場平面図



図3-24 週末時の本丸駐車場の利用状況



図 3-25 週末時は路上駐車が増える

- ➡公共交通機関の利用促進を図るため、行楽シーズンに限定して市内循環バスの増便を検討する必要がある。
- ➡イベント開催時における本丸駐車場の容量不足を解消する手段として、JR七尾駅から七尾城登山口駐車場を経由して本丸駐車場を結ぶシャルバスの運行を検討する。
- ➡通年における容量不足の解消方法として、本丸駐車場を今後とも維持していくとともに代替え地への駐車スペース確保を検討する必要がある。

②計画対象範囲の動線

七尾市は、昭和40年代から土地所有者の理解と協力を得て、城下から城郭までの大手道と城郭中心部における見学路を整備し、施設の更新により動線維持に努めてきた。しかし、大手道の延長だけでも約2kmあり、これに見学路を加えると、管理者である七尾市の負担が非常に大きなものとなり、老朽化した施設の更新が後追いとなっている。追加指定した物見台では、かつて見学路だけでなく眺望点としての広場整備を行ったが、現在は管理が行き届かず草木が繁茂している。

次年度から着手する活用整備において公開範囲を拡大することにより、維持管理に対する負担が増していくばかりか、保存を目的とした整備の進捗にも影響しかねない。また、景観との調和を優先して木製品の施設を導入してきたが、金属やコンクリート製品と比べて耐久性で劣り、施設の更新頻度が高いことも、負担増の一因となっている。

城郭中心部における城内道の所在は明らかとなっていないが、絵図との比較によると史跡指定後に整備された見学路と重なる区間が複数あることがわかっている。

- ➡動線整備にともなう施設の設置基準を設定し、公開範囲の拡大により施設の設置数を増大させない方法を検討する必要がある。
- ➡一定の水準にて計画対象範囲を管理・保存していくため、耐久性と施工性に優れ、景観にも配慮した仕様への変更による、管理者の負担軽減策を検討する必要がある。
- ➡今後の発掘調査による位置や構造、遺存状況の把握に努めていくこととし、将来的には調査性を基に復元整備を検討していく必要がある。

第3項 地形・雨水排水

集中豪雨の多発に呼応して、斜面崩壊の発生件数が増加している。遺構の保存や遺跡の風致を回復する観点から、来訪者に公開している城郭中心部において、現代工法を取り入れた斜面の安定策を講じてきた。その一方で西の丸の北側斜面で発生した斜面崩壊に対して、シート養生に止まり復旧に向けた対策が取れていない。この他にも対策が待たれる箇所や斜面崩壊自体が把握できていない箇所があると考えられる。

これまでの整備は、斜面の崩壊を受け被害の拡大を防ぐことを目的とし、安定化を図ってきた。また、雨水が集中する箇所に限定して雨水排水施設を設置し、集めた雨水を沢に放流している。

➡**予防策を積極的に講じることで、遺構だけでなく地形そのものの保全方法を検討する必要がある。**

➡**予防策を検討する上でも地盤調査の実施を検討する必要がある。**

第4項 植生

①城郭

計画対象範囲の城郭部分を植生で区分すると、概ね北側がコナラやミズナラを中心とした広葉樹林地、南側がスギやヒノキなどの植林地となる。城郭中心部を詳しくみると、本丸駐車場や本丸、二の丸にはモミジやサクラが植栽され、寺屋敷にはモウソウチクが生育している。

中高木は斜面地の安定に寄与しているものの、遺構の近くやその直上にて大きく成長した樹木は、樹根の伸張による影響が懸念される。大きく成長した樹木は、曲輪間の見透しや眺望を阻害している。

寺屋敷で生育しているモウソウチクは、地下茎が遺構に対して面的に影響を及ぼしているおそれがあるとともに、樹木とは異なり斜面の崩落を招くおそれがある。

➡**樹木は、遺構の保存と地形の保全を前提とし、伐採や剪定等の対応を検討する必要がある。また、遺構の顕在化や見透し、眺望の確保は、保存と保全を確実なものとし、法的規制の範囲内における対応を検討する必要がある。**

➡**竹林の範囲拡大を防止するとともに、落葉広葉樹林への移行を検討する必要がある。**

②大手道

能越自動車道から高屋敷までの間は、令和元年度に発掘調査を行ったが、大手道の位置や構造を明らかにすることができなかった。大手道が想定される範囲にはスギやヒノキ、タケが生育していることから、樹根の伸張や地下茎による遺構への影響が心配される。

➡**遺構を確実に保存するためにも今後とも発掘等各種調査を続け、その所在を明らかにしていく必要がある。**

➡**大手道の保存と活用を目的とした整備において支障となる樹木や竹は、伐採や剪定等の対応を検討する必要がある。**

➡**竹林と接している区間は、地下茎による影響を避け、大手道の保存に必要な措置を検討する必要がある。**

第5項 案内・解説施設

大手道や城郭中心部の見学路といった遺跡内だけでなく、最寄り駅やインターチェンジからのアプローチにも、総合案内板や解説板、誘導板等を整備してきた。

城郭中心部において、メインとなるサインは更新して維持してきたものの、全体的に遺構の解説板や現在地・公開範囲・見学ルート等を示したサインが不足している。また、デザインや素材、字体等が設置時期により異なり統一感がない。外国人観光客への対応としては、令和2年度から英語による案内表示を始めたばかりである。

- ➡施設の設置個所は動線計画に基づき配置計画を立て、来訪者の利用状況から整備の優先順位を検討していく必要がある。
- ➡施設の素材は耐久性と施工性に優れたものとし、七尾城に相応しい意匠や色彩を検討する必要がある。

第6項 管理・便益施設

①柵・車止め

令和2年度の動線整備では、城郭中心部のロープ柵や二の丸および安寧寺のベンチ(計4基)を更新した。本丸駐車場北側の柵は、平成26年度(2014)にプラスチック製に更新したことから、とくに問題はないが、見学路の起点にある擬木製の車止めはかなり老朽化している。

- ➡柵については、来訪者の安心・安全確保を図るため、常に良好な状態を保つとともに、公開範囲の再整備や拡大に合わせて新設を検討する必要がある。
- ➡施設の素材は耐久性と施工性に優れたものとし、景観に配慮した意匠や色彩を検討する必要がある。

②駐車場

「第2項 動線 ①史跡七尾城までのアクセス」で現状をまとめたように、城下および城郭にある駐車場は、いずれも容量が不足している。もともと城域北側には各種競技施設が集中して慢性的な駐車場不足が問題となっていたこともあり、七尾城登山口駐車場の整備に踏み切った。

- ➡課題については第2項の動線を参照のこと。

③便所

案内・解説施設と同様に動線整備に合わせて、来訪者の安全確保や利便性の向上を図るため、便所やベンチ、転落防止柵等を整備してきた。

本丸駐車場近くの便所(昭和62年度<1987>建設)は、城郭中心部の活用において駐車場と共に欠かせない施設であり、老朽化にともない平成25年度(2013)に改修を行っている。一方、城下は七尾城史資料館内にある便所の利用を案内していたことから、冬期休館時は来訪者に不便をかけている。



図3-26 本丸駐車場近くにある便所

- ➡城郭中心部にある便所は、今後ともその機能を維持していくため、設備の交換や小修理が必要な時期を予測し、事業計画に盛り込む必要がある。
- ➡冬期休館中は七尾城史資料館内の便所が使用できないことから、代替え施設の確保を検討する必要がある。

④ベンチ

眺望点や休憩地点にベンチが設置されているが、見学可能範囲に対して設置数が少なく、施設の老朽化が目立つ。令和2年度の見学路整備では、二の丸および安寧寺のベンチ(計4基)を擬木製に更新した。

- ➡ベンチの設置箇所は動線計画を基に配置計画を立て、来訪者の利用状況から設置数の過不足を見極め、柔軟に対応していく必要がある。
- ➡施設の素材は耐久性と施工性に優れたものとし、景観に配慮した意匠や色彩を検討する必要がある。

第7項 屋内展示施設

七尾城史資料館は、畠山氏にまつわる武具や美術品、出土遺物等を展示して、本史跡におけるガイダンス機能を果たしている。しかし、開館から57年が経過した建物は、老朽化や耐震対策、冬季の休館等の多くの問題を抱え、近くにある駐車場も普通車専用で容量が不足している。

- ➡ガイダンス施設は、本史跡を理解する上で必要な施設であり、既存施設の改築もしくは建て替え、移転等を検討する必要がある。

第8項 管理通路

城郭中心部の公開範囲だけでも数多くの風水害に見舞われ、資材や重機の搬出入に多額の費用をかけている。令和2年度の動線整備では、本丸駐車場から調度丸まで小型の運搬車を用いて運び、二の丸にはモノレール、三の丸方面には人力により資材を運搬した。

- ➡災害復旧が頻繁に生じていることから、現状地盤の保護や費用負担の軽減、工期短縮の観点から、仮設ではなく日々の管理でも車両の通行可能なルートの確保を検討する必要がある。

第9節 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

七尾城跡への来訪者は、昨今の山城ブームが追い風となり来訪者は3万人(令和元年)を超える。来訪者の大半は本丸駐車場から中心部を散策しているが、近年は発掘調査や復元CGの公開によって城下の所在が認識されてきたことや健康志向もあり、山麓の七尾城史資料館から大手道を利用して本丸まで歩いて登る来訪者が増えている。多くの来訪者を迎えるにあたって、史跡七尾城跡では地元住民や支援団体による様々な取り組みが実施されている(表3-12・13)。

表 3-12 主な活動団体

矢田郷地区まちづくり協議会	
目 的	七尾城跡の所在する矢田郷地域の地域住民による安心安全なまちづくり及び地域課題の解決並びに地域の特色を生かしたまちづくりを行う。
位置づけ	安全安心で住みよいまちづくりを行うために市が認定する、誰もが自主的に参画できる活動組織（＝地域運営組織）七尾城まつりや七尾城山クリーン大作戦などの各種イベントを実行している。
市との関係性	市から認定された団体
課 題	地元地域を中心としたイベントを開催。全国への発信力が弱かった。 七尾城まつりの知名度の向上
矢田郷地区まちづくり協議会（能登の國七尾城プロジェクト実行委員会）	
目 的	七尾城を核とした関係人口・交流人口の拡大・地域活性化・若者によるシビックプライドの醸成・地域協働によるより良いコミュニティの創造を目指す。
位置づけ	矢田郷まちづくり協議会 企画推進室が主導して活動している。
市との関係性	矢田郷地区まちづくり協議会に属する団体
課 題	七尾城トレッキング、七尾城グルメ「歴弁」等を開発し、全国的な発信を行なっている。市民、観光客に愛される七尾城跡であるような仕掛けを着実に実施していく必要がある。財政基盤が脆弱であるため、事業費の確保が必要である。
（公財）七尾城址文化事業団（七尾城史資料館・懐古館）	
目 的	七尾城を中心とした郷土の歴史文化を広く世に紹介するとともに、地方文化の発展に寄与することを目的とする。
位置づけ	七尾城跡からの出土品や能登畠山家ゆかりの品々を展示する「七尾城史資料館」と江戸時代後期に建築された茅葺民家「懐古館」を市から委託され、指定管理を行っている。
市との関係性	指定管理者
課 題	七尾城跡の麓、七尾城跡へ登る前の玄関口にあたり、能登畠山氏や七尾城跡を紹介するための施設である。企画展などの計画的な実施、収蔵資料の充実、施設のPRが肝要。施設が老朽化している。

ななお・なかのとDMO	
目 的	七尾市・中能登町エリアの観光地域づくりを目的として地域連携DMOとして平成29年11月28日に設立
位置づけ	広範なステークホルダー・地域組織との連携を図りながら観光地経営を推進する組織
市との関係性	七尾市総合計画の取り組み方針及び自治体と連携した活動を行う観光地域づくり法人(一社)ななお・なかのとDMO正会員には、七尾市など多種多様なコアメンバーが参画し、運営を行っている。
課 題	七尾市と中能登町全体の観光推進を目的としているため、七尾城跡の一極化は難しいことから、歴史的背景を絡めた観光地域づくりの戦略が必要。継続的な観光地域づくりの推進・マネジメントできる安定した体制づくり及び自主財源の確保が課題
七尾商工会議所・のと共栄信用金庫・石川県立七尾東雲高校	
目 的	七尾城跡を核とした観光振興事業 産学連携
位置づけ	七尾城跡観光&七尾市街地マップの作製、総合経営学科観光コース生徒による観光ガイド 英語版もあり
課 題	平成27年から取り組んでいるが、今後の継続性に課題がある。
ボランティアガイド はろうななお	
目 的	七尾市へ訪れる旅行者へのきめ細やかな観光ガイド及び情報の提供など、観光七尾のアシスタントとして広く観光客のニーズに応えることを目的として設立
位置づけ	特に七尾城では4月末から11月初旬にかけての土日・祝日に本丸駐車場でガイドをしている。観光客の評判が良い。
課 題	高齢化が課題。また大手道からの登山道案内は困難
興能信用金庫	
目 的	地域貢献活動の一環として、七尾のシンボルである七尾城跡の清掃活動(5月～9月)を行ない地域に愛される信用金庫を目指す。
位置づけ	地元の信用金庫
課 題	七尾市及びまちづくり協議会などとの清掃活動の連携

表 3-13 主な取り組み

内	容	時期	主催者
七尾城山山開き	本丸にある城山神社にて安全祈願祭を開催する。 七尾城山ウォーキングの実施。	4月中旬	矢田郷地区 まちづくり 協議会
七尾城山クリーン大作戦	地域住民や地元企業など総勢200名を超えるボランティアが清掃・草刈りを実施する。	8月下旬	
七尾城まつり [イベントの様子]	奉納演舞・晴嵐市、七尾城登山、チビッ子サムライ武者行列、城山のろし風船等の催しを実施。令和3年で第80回を数える。	9月中旬	
 			
能登の国・ 七尾城トレッキング	七尾城の歴史を学び七尾城山の自然に触れ、七尾城歴弁(饗応料理の一部を再現した弁当)を食し、戦国を体感するイベントで令和元年度に実施した。七尾城オリジナルTシャツ・オリジナル缶バッジ・限定御城印の作成。 令和2年度は七尾城内を巡るキーワードクイズラリーとARスタンプラリーを実施した。	11月中	矢田郷地区 まちづくり 協議会 (能登の国・ 七尾城プロ ジェクト実 行委員会)
[イベントの様子]			
  			
七尾城跡(能登畠山氏) 関係講演会	ダンボール甲冑づくり(8月天神山小学校5年生:七尾城まつりでチビッ子武者行列として参加地域への誇りと地元愛の醸成)、史跡七尾城跡(能登畠山氏)関係講演会(11月)、七尾城史資料館ミニ企画展(不定期)、御城印の作成を実施する。	—	(公財) 七尾城址 文化事業団

七尾城跡英語ガイドマニュアル作成(令和2年度)		—	ななお・なかのとDMO
七尾城跡PR動画の作成	「合戦前夜！七尾城 能登の風雲第一幕」再現プロジェクト 七尾城畠山饗応料理の再現(永禄4年、長統連公が畠山義綱公を饗応した際の献立)		
七尾城跡の観光ボランティアガイド		4月29日～11月3日の間の土日、祝日	はろうななお
本丸駐車場周辺の清掃ボランティア		6～9月	興能信用金庫
七尾城跡のマップ作りとガイド		—	七尾商工会議所・のと共栄信用金庫・石川県立東雲高校

七尾城下と城郭をつなぐ大手道、城郭中心部における、案内看板や園路整備、樹木などの景観整備、便所などの便益施設整備などの活用促進に向けた取り組みについては、保存活用計画に基づき随時実施している。

令和2年度には、城下から大手道を登る拠点となる七尾城登山口駐車場の整備、中心部の園路修繕や景観整備を実施した。さらに、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら発掘調査の現地説明会や人数を限定した親子発掘体験を開催し、参加者から好評を得た。



図3-27 親子発掘体験(令和2年度実施状況)

令和3年度以降は、本計画に基づく事業を都市建築課、土木課、農林水産課、環境課、商工観光課など市の関係部局、県教育委員会、文化庁などの関係機関と随時協議、連携しながら継続的に進めていく予定としている。

第10節 広域関連整備計画

七尾は古代から能登の中核都市であることから、能登の歴代の政治拠点とその周辺に展開した居住地や社寺、港や道路などが整備されており、遺跡や文献、伝承からその足跡が偲ばれることが本市の歴史的特徴である。

七尾城跡は、石垣や眺望などといった城郭の本質的価値に加え、京風の畠山文化の伝統、攻防や落城の歴史・伝承が受け継がれる市民に最も親しまれている歴史遺産である。一例としては、上杉謙信が陣を構えた史跡石動山(中能登町)や前田利家が七尾城に替わる拠点として築いた小丸山城などの遺跡、長谷川信春(等伯)の作品や上杉謙信が退陣を留まった戻り橋伝説が挙げられる。

こうした、七尾城跡に関連する周辺部の遺跡などと七尾城跡の関わりを一連のストーリーに仕上げた広域的な活用整備計画を策定し、実施することは七尾城跡整備計画において重要な課題である。

七尾市では、2015年度に七尾城と関係する伝統や歴史、伝承を偲ぶ文化財や旧跡を一連のストーリーにした「七尾城が語る『能登の戦国都市物語』」の面的な活用整備計画をいしかわ歴史遺産に申請し認定されているが、事業化には至っていない。

本計画では、「七尾城が語る『能登の戦国都市物語』」をはじめ、市内及び周辺に点在する史跡を巡るストーリーやのと里山里海ミュージアムや石川県七尾美術館などの関係する文化観光施設などを組み合わせたストーリーを描き、このストーリーのパンフレットや誘導案内板等を作成・設置するなどして、七尾城跡を核とした実施可能な広域関連整備計画事業を関係機関と連携しながら実施していく。



本丸空撮写真（北東から）

第4章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念（史跡七尾城跡の整備が目指す姿）

史跡七尾城跡保存活用計画第5章大綱・基本方針（2017年度）を継承し、史跡七尾城跡の整備の基本理念を以下のとおりとする。

七尾城跡の史跡としての価値は、「城下遺構を含めた城郭全体が大規模なもので、主郭部周辺には野面積みの高石垣が存在するほか、深い空堀や土塁などの遺構の残存が良好であり、北陸では最大級の規模を誇り、堅固な構造を有する中世城郭といえる（第3章第1節第2項平成23年追加指定の説明）」ことである。

併せて、七尾城は築城・拡大して基本プランを完成させた能登畠山氏、一時的ではあるが上杉謙信、前田利家も拠点とした歴史性や上杉謙信も絶賛した本丸からの眺望なども重要な価値であり、さまざまな来訪者にこうした価値や魅力を分かり易く表現し、安全快適に体感いただく必要がある。

このことから、七尾城跡の壮大なスケールを体感、眺望できる保存活用整備事業を実施し、将来にわたり確実に継承することを目指すことを基本理念とし、以下に本整備が目指す姿を示す。

史跡七尾城跡の整備が目指す姿

「七尾」の由来となった戦国時代の城郭

—七尾城跡のスケールと眺望を体感でき、市民が誇りをもてる史跡—

第2節 基本方針

七尾城跡の城郭と城下の遺構をはじめとした七尾城跡が有するさまざまな遺産を将来にわたり適切に継承するためには、史跡の本質的価値を明らかにし、関係者がその価値を共有しながら、史跡を積極的かつ継続的に活用していくための基本方針を以下に示す。

- ① 七尾城跡に関する計画的な調査研究（発掘調査・史資料調査・石垣調査）による価値の掘り起こしを図り、成果を公開しながら、本質的価値を高めていく。（第13節 公開・活用およびそのための史跡に関する計画、第16節 整備事業に必要となる調査等に関する計画）
- ② 本質的価値を損なわないような遺構の保存を原則に定期的なパトロールや除草・伐採などの日常管理を行う。石垣・大手道・造成地形（土塁・切岸等）については、確認調査を実施し、遺構の保存を図ったうえで、遺存状況に応じた修復を検討する。（第5章第4節 遺構保存に関する計画、第5節 遺構修復に関する計画）

- ③ 七尾城跡のスケールと眺望を体感できる遺構の顕在化、伐採・剪定などの景観整備を自然環境との調和を図りながら実施する。対象区域の周辺においても関連する曲輪や石垣が多数分布しており、周辺も含む一体的な遺構の保存と地形・植生の保全を図る（第10節 修景及び植生に関する計画、第14節 周辺地域の環境保全に関する計画）
- ④ 土砂災害等から史跡を保全するために、地盤調査や最小限の排水施設の整備を行う。自然災害による被害を抑制する減災対策を講じ、また来訪者の安全確保を前提とした危険個所の注意喚起や落石防止措置等を講ずる。（第7節 地形保存に関する計画、第8節 防災対策に関する計画、第16節 整備事業に必要となる調査等に関する計画）
- ⑤ 多くの来訪者の利便性を図るため、七尾城跡までの公共交通機関の案内、自家用車・大型観光バスでの来訪者への駐車スペースの確保、便益施設（ベンチ・便所）の整備に努める。また、城下から本丸へ至る大手道（旧道）や中心部見学路については、誘導看板の設置や階段・手摺り等の適切な更新を検討する。また、壮大な七尾城跡を体感できる見学コースを設定し、広く周知する。（第6節 動線計画、第11節 案内・解説施設に関する計画、第12節 管理施設及び便益施設に関する計画）
- ⑥ 七尾城跡の歴史や遺構が体感できる整備を目指す。本整備計画の時代設定は、廃城時期に比定する天正17年（1589）頃の戦国末期を基本とする。ただし、調査で確認されたそれ以前、以後の露出遺構についても対象とし、来訪者の誤解を招かないように遺構表現や解説、見学動線などでその違いや変遷を示す。（第9節 遺構の表現に関する計画、第11節 案内・解説施設に関する計画）
- ⑦ 七尾城跡の保存と活用を図るには、市民協働が不可欠である。七尾城跡の現地説明会や体験学習などの史跡の公開を通して、身近にある貴重な歴史遺産であることを体感してもらい、史跡への誇りと愛着の醸成を図る。また、広大な七尾城跡の保全とその価値と魅力発信を行う協議会の設立を目指す。さらには、市域を越えた関連する歴史遺産や文化観光施設との広域連携を図る。（第15節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画、第17節 公開・活用に関する計画、第18節 管理・運営に関する計画）

第5章 整備基本計画

第1節 全体整備方針

計画対象範囲とする史跡指定地(27.7ha：令和3年3月31日現在)および優先的な追加指定を目指す大手道は、約30haと広域に及ぶことから、遺跡の保存だけでなく、活用していく上でも数多くの課題を抱えている。これらの課題を解消していくためには、今後長い時間をかけて対応していくものとするが、令和3年度から着手する本格的な保存・活用整備を始める上で、効率的かつ効果的な整備事業とするためにも、優先的に実施していく内容を定めておく。

具体的には第4章にて掲げた基本理念を具現化するための基本方針を基に、本計画の実施期間としている令和3～12(2021～2030)年度までの10年間における重点事業項目を設けることとする。

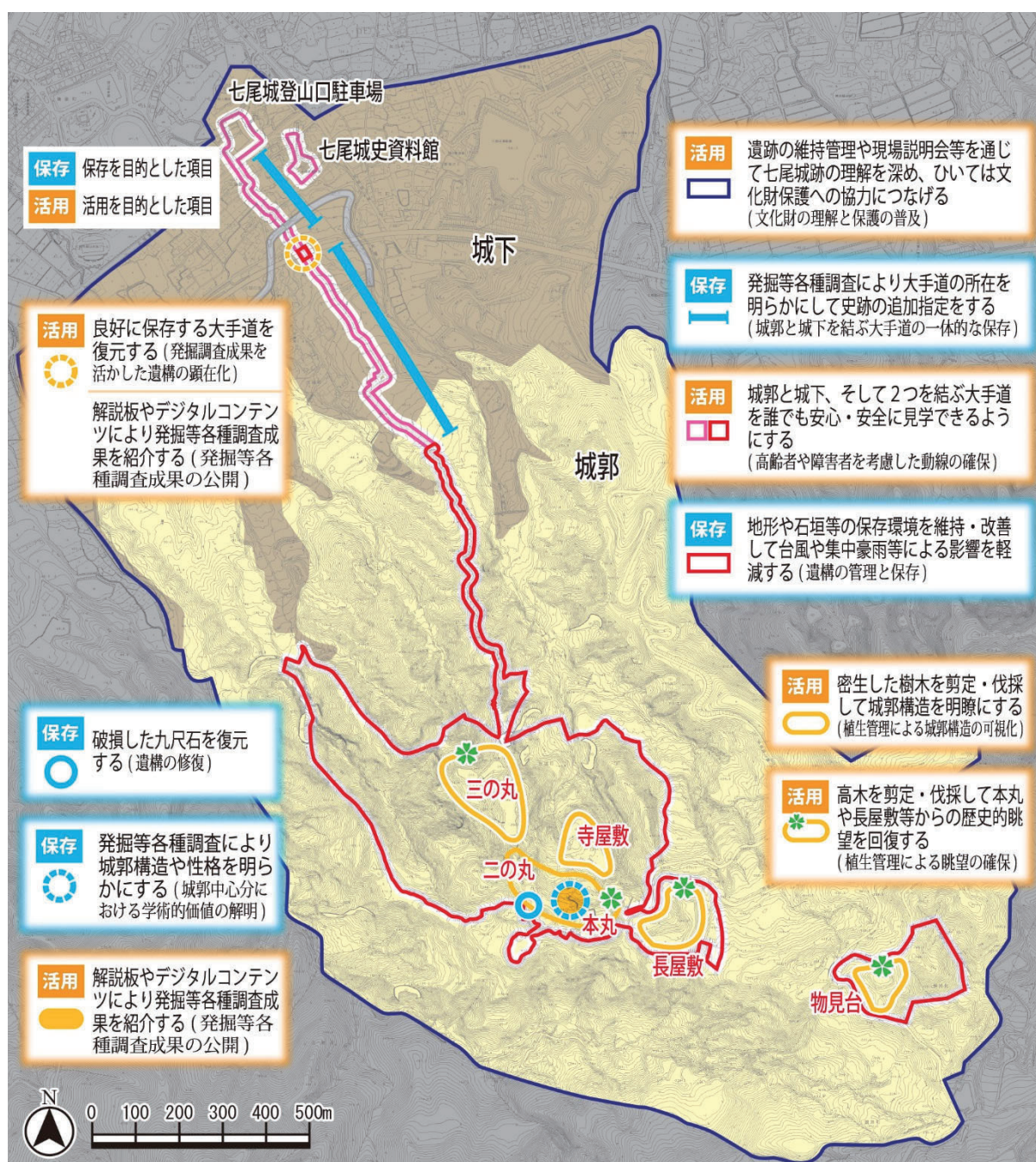


図 5-1 重要事業箇所図

第2節 地区区分

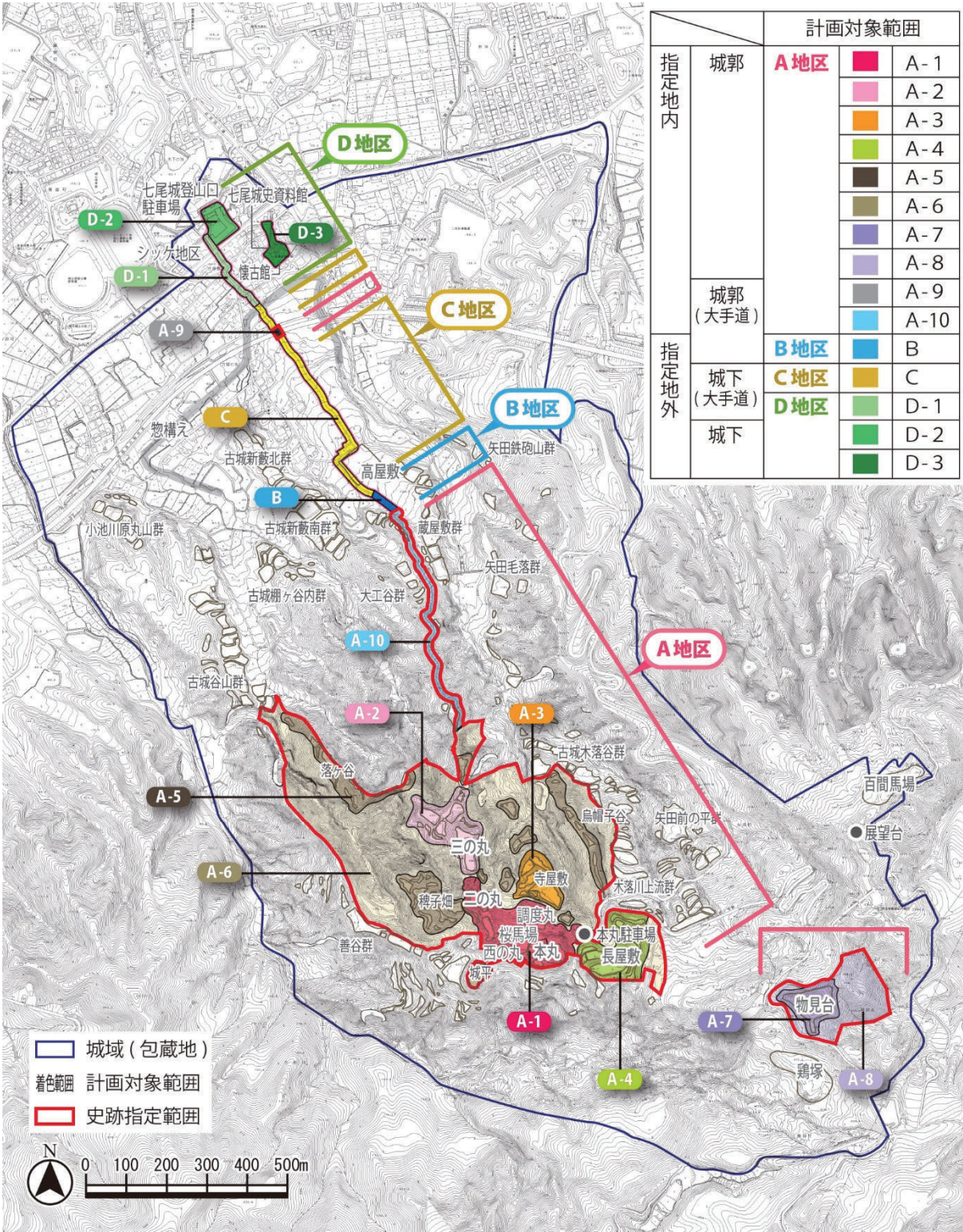
遺構の分布や遺存状況、法規制、土地所有等、場所毎の特性に応じた整備を行うためにも、計画対象範囲を地区区分する。

表 5-1 地区区分と地区別概要

	地 区		概 要
指定地内	城郭	A-1 本丸・二の丸	城郭の中心となる本丸および桜馬場、西の丸、二の丸、調度丸を含む範囲とする。本丸からの眺望に優れ、城郭中心部の近くまで車で上がれることから行楽シーズンは多くの来訪者で賑わう。曲輪南側の一段高い位置に城山神社がある。本丸駐車場を除いて市有地であることから遺構の保存・活用を目的とした整備が可能であるが、実態解明の発掘調査を令和2年度からようやく開始した段階にある。石垣調査により多様な石垣が集中して遺存していることや本丸北側石垣などの修理履歴が確認された。この他に本丸部分の外枳形虎口、遊佐屋敷から調度丸へ直線的に伸びる石塁、巨石を用いた虎口(九尺石)など様々な遺構が残る。地区の大半が植林されたスギやヒノキから構成され、一部が水源涵養保安林、全域が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。
		A-2 三の丸	三の丸を中心として沓掛や袴腰、安寧寺を含む範囲とし、二の丸とは大堀切によって区切られている。民有地であるが土地所有者の理解と協力のもと見学路が整備され、三の丸の遺構を見学することができる。曲輪縁辺部には石塁や土塁が連続して遺存する。三の丸の大半が広葉樹林で構成されている。地区の一部が水源涵養保安林、全域が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。
		A-3 寺屋敷	調度丸の北側にある大小幾つかの曲輪が密集する範囲とする。本丸との比高が約50mあるものの、これまでの植生管理(伐採や梢落とし)により見通しが比較的きく。石垣調査により小規模な石垣が点在していることが確認された。全域が市有地であることから、遺構の保存・活用を目的とした整備が可能であるが、曲輪の実態解明が進んでいない。地区の北から東側にかけてモウソウチクが生育し、その他は植林されたスギやヒノキで構成される。全域が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから樹木の取扱いに関しての制限がある。
		A-4 長屋敷	本丸の東側に位置し、東西が大堀切によって分断された範囲とし、標高は本丸より数m高い。県道城山線沿いに便所があり、本丸駐車場からも一番近い位置にある。全域が民有地であることから、山道があるものの見学路としての整備はもちろん草刈り等の管理も行われていない。発掘調査や整備を行うためには、土地所有者の理解と協力が必要となる。地区の大半が植林されたスギやヒノキから構成され、一部が水源涵養保安林、全域が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。

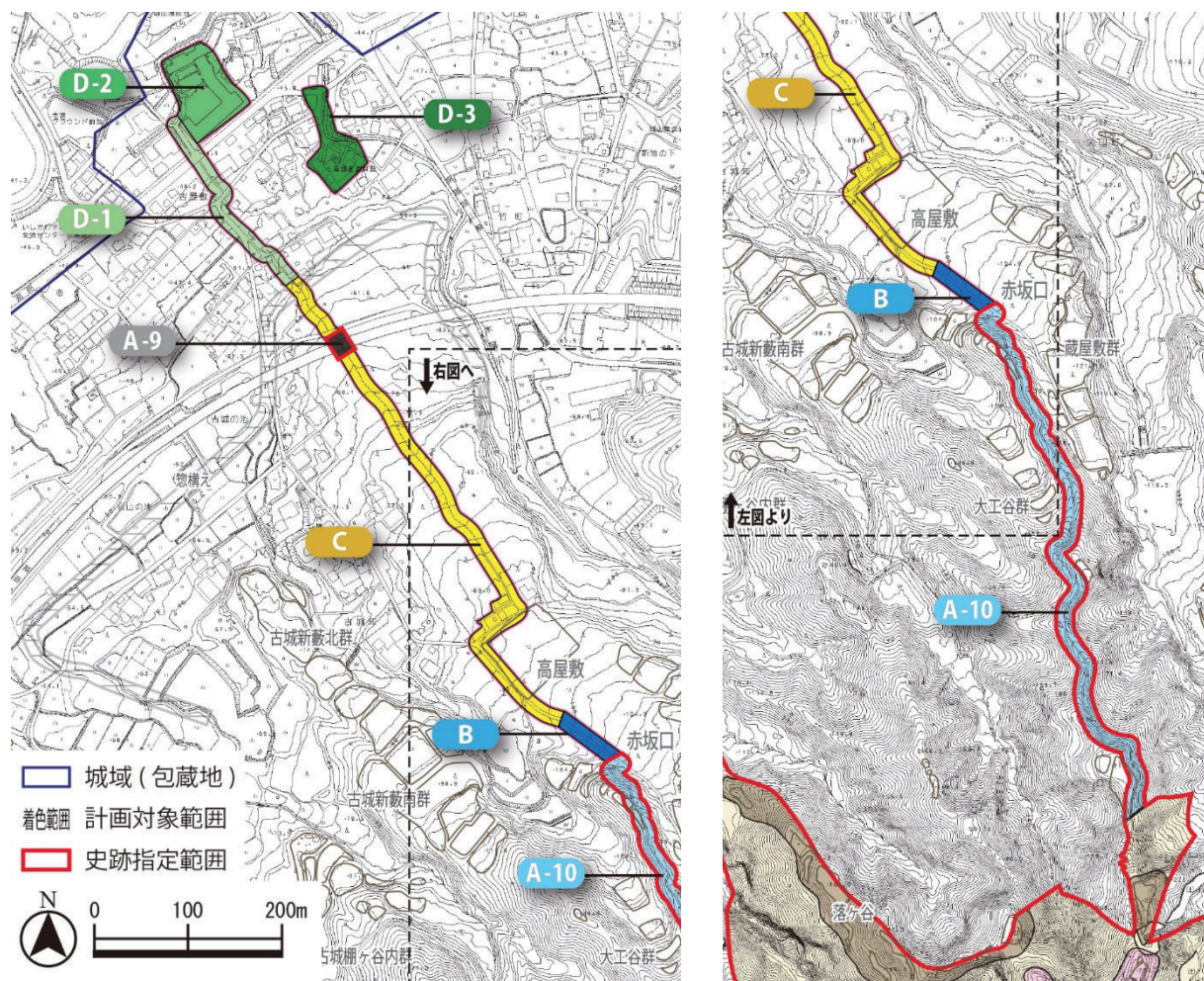
指定地内	城郭	A-5 中心部縁辺の 曲輪群	4つの曲輪群(東から烏帽子谷群、城平群、稗子畑群、落ヶ谷群)を含む範囲とする。大手道から離れ、見学路がないことから来訪者が訪れることもなく、巡回や草刈り等の管理は行われていない。大半は民有地で一部が市有地と国有地からなり、発掘調査や整備を行うためには土地所有者の理解と協力が必要となる。地区の大半が広葉樹林で構成され、一部が水源涵養保安林、ほぼ全域が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。
		A-6 中心部縁辺の 斜面	城郭中心部の斜面部分の範囲とする。大手道の一部と曲輪群(番所)、石垣などの遺構をわずかに含むが大半は自然地形である。それでも七尾城は地形を巧みに利用した天然の要害でもあることから、地形自体が城郭の重要な構成要素である。地区の大半は民有地で一部が国有地であることから、発掘調査や整備を行うためには土地所有者の理解と協力が必要となる。地区北側が広葉樹林、南側が植林されたスギやヒノキで構成され、ほぼ全域が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。
		A-7 物見台	城郭中心部の東端に位置し、史跡に追加指定(平成31年2月)された範囲の曲輪および周囲に遺存する畝状空堀群を含む範囲とする。城郭中心部で最も高い長屋敷よりもさらに約60m高い。全域が民有地であるが、高所で眺望がきくことから遊歩道やベンチを整備して、かつては展望所として活用していた。北側の百間馬場と合わせて、戦略上重要な地点であったが、現在は雑木・下草が繁茂して曲輪や畝状空堀群が埋没している。発掘調査や再整備を行うためには土地所有者の理解と協力が必要となる。地区全体が広葉樹林で構成され、大半が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。
		A-8 曲輪外・斜面	史跡に追加指定(平成31年2月)された範囲からA-7地区を除いた斜面部分とする。全域が民有地であることから、発掘調査や整備を行うためには土地所有者の理解と協力が必要となる。地区全域が広葉樹林で構成され、大半が水源涵養保安林に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。
	城下	A-9 大手道	史跡に追加指定(平成31年2月)された大手道の内、能越自動車道路の敷地内(高架下)に位置する範囲とする。能越自動車道路の建設にともない発掘調査が行われ、路面や側溝(水路遺構)といった大手道の遺構が良好に遺存していることが確認された。遺構の遺存状況に問題はないが、能越自動車道路の高架下という立地条件であることから、かつての大手道であったことを連想させる状況にない。地区の全長は31mで北に向かって緩やかに傾斜している。全域が国有地で有り、発掘調査成果を活かした遺構の保存整備を行うには、国(国土交通省)の理解と協力が必要となる。
		城郭 A-10 大手道	史跡に追加指定(平成31年2月)された大手道の内、通称赤坂口から既指定地の城郭中心部とひと続きとなる範囲とする。古くから山上へ登るルートとして利用され、古絵図からも登城道である蓋然性が高い。全域が市有地であることから、遺構の保存・活用を目的とした整備が可能であるが、未調査区間であり道路遺構の実態解明が進んでいない。地区の延長は約760mで比高が約120mある。南(城郭)側半分が国定公園に指定されていることから、樹木の取扱いに関して制限がある。

指定地外	城郭	B 大手道	史跡指定外の城郭部分における大手道の範囲とする。地区全体が市有地で延長は78mある。高屋敷跡から史跡指定地の赤坂口までは路面がアスファルト舗装されている。
	城下	C D-1 大手道	発掘や絵図等の調査研究から大手道に推定している範囲とする。指定地であるA-9を挟んで北と南の2つに分かれる。現在は追加指定・活用整備に向けて、計画的な発掘等各種調査が行われている。 ＜北側：D-1＞ 道路遺構が発掘調査により初めて確認されたシッケ地区遺跡からA-9地区までの範囲。地区全体が市有地で延長は約290mあり、途中で惣構えを縦断する。古屋敷町や古城町の生活道路となっている市道部分と重なる区間もあり、路面の一部はアスファルトで舗装されている。 ＜南側：C＞ A-9地区からB地区(城郭)までの大手道と高屋敷北側の七尾市有地を含む範囲とし、惣構えの内側(城戸内)に位置する。地区全体が市有地で延長は約590m、比高が約34mある。高屋敷跡で道がクランクし、そこからA-10地区入口の赤坂口までは、路面がアスファルトで舗装され車両の通行が可能である。
		D-2 七尾城登山口 駐車場	市道矢田郷81号線沿いにある旧城山園(社会福祉施設)跡地を範囲とする。史跡七尾城跡の散策だけでなく城山野球場や陸上競技場等の利用者、地域行事に向けた駐車場やイベント会場、史跡七尾城跡のガイダンス機能を有する便所や市内巡回バス停留所等の整備を計画している。
		D-3 七尾城史資料館 ・ 懐古館	七尾城史資料館(昭和38年<1963>開館)および懐古館、駐車場部分を範囲とする。城史資料館は畠山氏にまつわる武具や美術品、出土遺物等が展示され、本史跡の理解を深めるために必要な機能を有している。城下における見学路の起点となっているが、駐車場の台数が不足しているだけでなく、建物の老朽化や耐震対策といった大きな問題を抱えている。



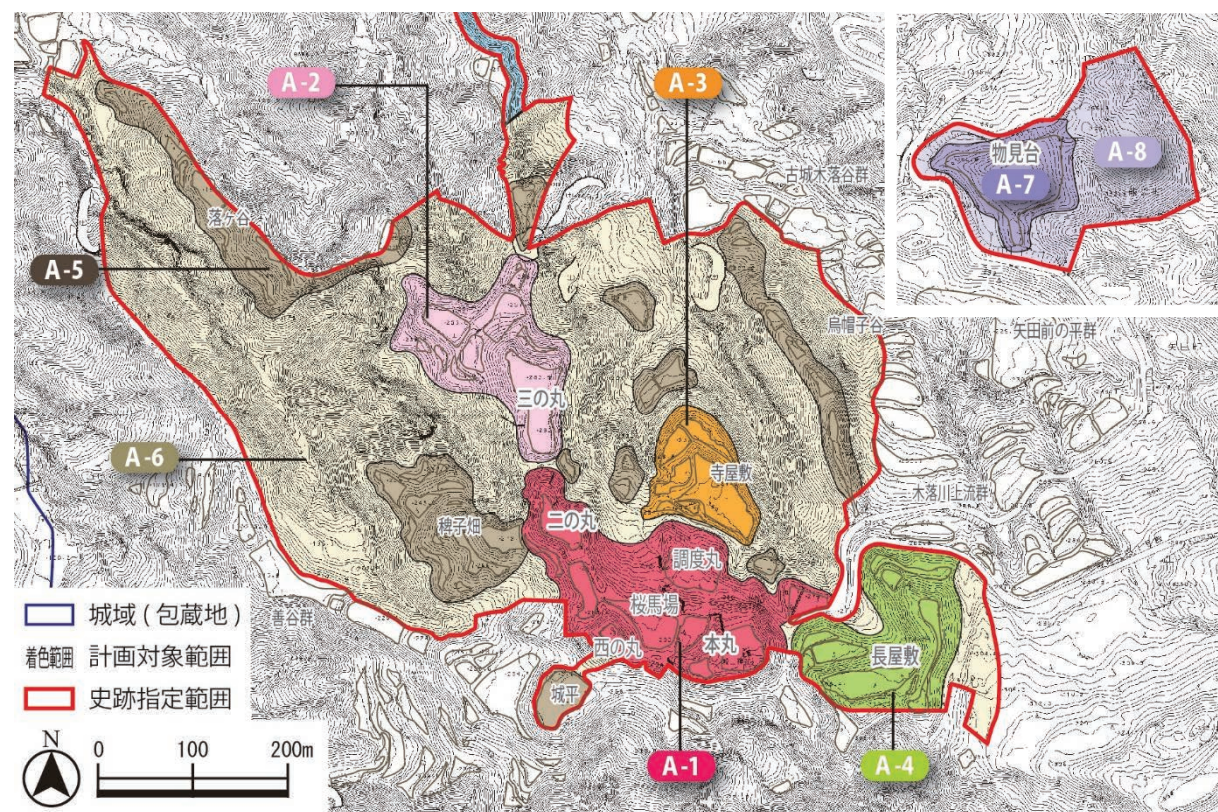
(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-2 地区区分図



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-3 地区区分図－拡大：A-9・10、B、C、D-1～3



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-4 地区区分図－拡大：A-1～8

第3節 地区別整備方針

各地区の特性から重要事業項目を中心とした整備方針を設定し、優先的に実施していく主な整備内容を以下に示す。なお、未指定地においては、整備に先立ち史跡の追加指定や公有化を目指す。

表 5-2 地区別整備方針・主な整備内容(A-1地区)

	地区		整備方針・主な整備内容
指定地内	城郭	A-1 本丸・二の丸	◆遺構の復旧や防災対策といった保存を目的とした整備を優先する中で、計画的な発掘等各種調査により本史跡の学術的価値を明らかにしていく。さらに埋没した本史跡の本質的価値を構成する諸要素の顕在化や来訪者の利便性向上など活用を目的とした整備も着実にやっていく。 ＜調査＞ ・本史跡の本質的価値を構成する曲輪の配置や構造、石垣、堀切等の学術的価値を明らかにするため、発掘等各種調査を計画的に行っていく。 ・城郭構造や機能、性格等の顕在化を目指し、本丸および桜馬場で虎口が想定される箇所の発掘調査を行い、遺構の遺存状況や構造を明らかにする。 ＜保存を目的とした整備＞ ・遺構に影響を及ぼしている樹木は、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。 ・石垣調査に基づき、九尺石や本丸北側斜面石垣等の危険度の高い石垣から順次復旧を行う。 ・斜面崩壊箇所は、現代工法の採用を視野に入れて復旧方法を検討し、崩落範囲が拡大する前に復旧する。 ＜活用を目的とした整備＞ ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) 1. 曲輪内の樹木を伐採(間伐)して範囲を顕在化する。 2. 斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行う。曲輪間の見透しをきかせ、周辺地区を含めた曲輪の配置や構造、比高が理解できるようにする。規模や方法は本丸から能登半島をはじめとした周囲や城内を見渡す景観の回復を考慮したものとする。 ※地区の大半が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、視点を幾つか設定して見透しや眺望確保の範囲を限定する。 ・本丸や桜馬場において発掘調査成果を反映した虎口や門、堀等の表示等の整備を検討する。また、将来整備として建物等の復元を目指す。 ・調度丸の発掘調査成果はVRによる説明を検討する。 ・大手道と見学路は、当面維持していくこととし、必要に応じてバリアフリー化も視野に入れた施設の更新や石段の据え直し、路面の舗装を行う。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 ・各種サインやベンチは、老朽化したもの、表示内容の変更・修正等が必要なものから順次更新していく。 ・転落防止柵は既存施設の更新だけでなく、新設も視野に入れ来訪者の安心・安全を守る。 ・本丸駐車場の容量不足を解消するため、既存施設を維持するとともに別箇所にて駐車スペースの確保に努める。

		・適正な維持管理を実施していく上において、地区内に管理用通路の設置を検討する。 ・本丸駐車場に来訪者の人数を把握するためのカウンターを設置する。
--	--	--

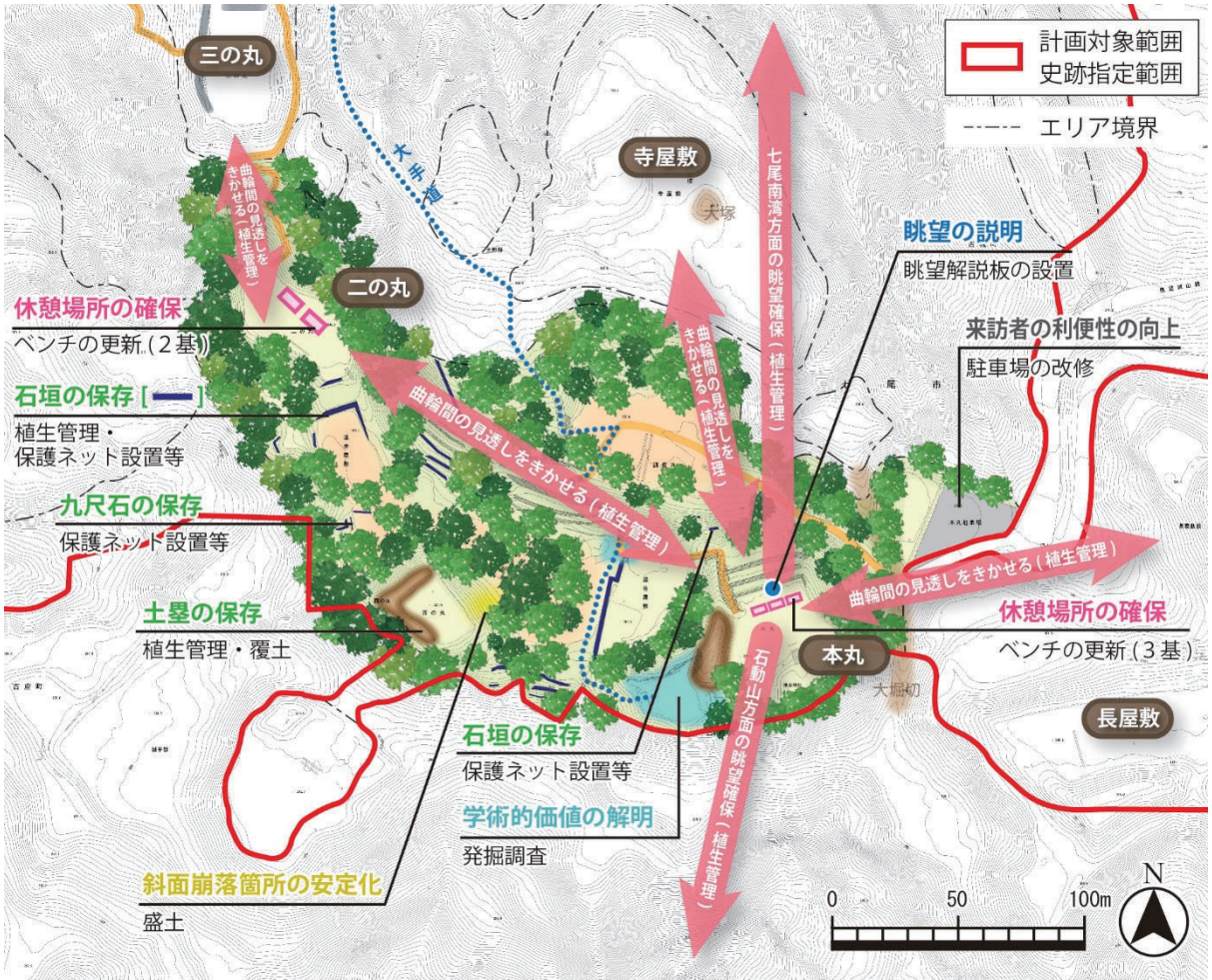


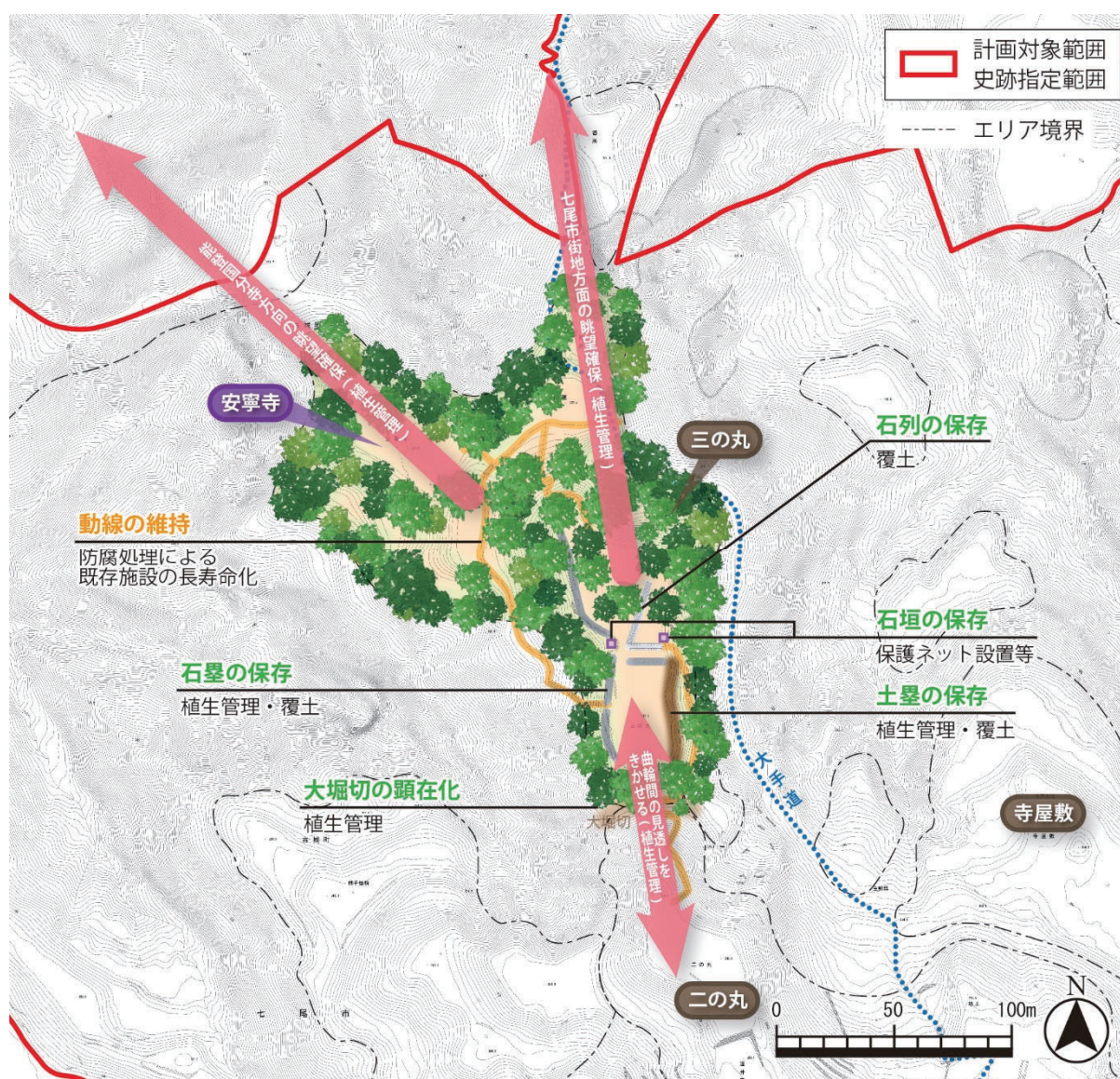
図 5-5 整備概念図(A-1 地区)

(ベース：測量図※数値地形図)

表 5-3 地区別整備方針・主な整備内容(A-2 地区)

	地区	整備方針・主な整備内容
指定地内	城郭 A-2 三の丸	◆土地所有者の理解と協力を得て遺構の復旧を行うとともに、植生管理による景観回復や隣接する本丸・二の丸地区との一体化を図る。 <調査> ・土塁や石塁、石列の復旧に先立ち発掘調査を行い、遺構の遺存状況や構造を明らかにする。 <保存を目的とした整備> ・遺構に影響を及ぼしている樹木は、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。これは遺構(大堀切)の顕在化にも通じる。 ・土塁および石塁上の樹木伐採に合わせて、土砂流出範囲の保存修理を検討する。 ・石列は当面の保存措置として覆土により現状保存を図る。

指定地内	城郭	A-2 三の丸	＜活用を目的とした整備＞ ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) 1. 曲輪内の樹木を伐採(間伐)して範囲を顕在化する。 2. 形姿不良や生育不良の樹木、枯木等は伐採や剪定して景観を回復する。 3. 斜面の樹木を地形が不安定にならない範囲で伐採や梢落としを行う。二の丸との見透しをきかせ、本丸から連続する曲輪の配置や大堀切、比高が理解できるようにする。また、七尾市街地や能登国分寺跡をはじめとした呂知地溝帯方面や城内への眺望を確保する。 ※地区の南側が水源涵養保安林、全域が国定公園に指定されていることから、視点場を幾つか設定して見透しや眺望確保の範囲を限定する。 ・見学路は、当面維持していくこととし、必要に応じてバリアフリー化も視野に入れた施設の更新を行い来訪者の安全確保に努める。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 ・各種サインやベンチは、老朽化したもの、表示内容の変更・修正等が必要なものから順次更新していく。
------	----	------------	---



(ベース：測量図※数値地形図)

図 5-6 整備概念図(A-2地区)

表 5-4 地区別整備方針・主な整備内容(A-3地区)

	地区	整備方針・主な整備内容
指定地内	城郭 A-3 寺屋敷	◆遺構の復旧や防災対策を行うとともに、植生管理による本地区の特徴を示す通称大塚などの顕在化や近接する本丸・二の丸地区との一体化を図る。 <調査> ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 <保存を目的とした整備> ・遺構に影響を及ぼしている樹木およびモウソウチクは、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。 ・斜面地に生育する竹林は斜面崩壊をまねく恐れがあることから、専門家の指導の下、斜面安定化措置や広葉樹林への誘導等を検討する。 <活用を目的とした整備> ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) 1. 曲輪内と周辺のモウソウチクを全て伐採、樹木は間伐して範囲を顕在化する。 2. 斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行う。調度丸やその先の本丸までの見透しをきかせ、本丸から連続する曲輪や大塚の配置や比高が理解できるようにする。 ※地区の全域が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、視点場を設定して見透し確保の範囲を限定する。 ・当面は大手道から続く山道をバリアフリー化も視野に入れながら見学路として整備する。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。

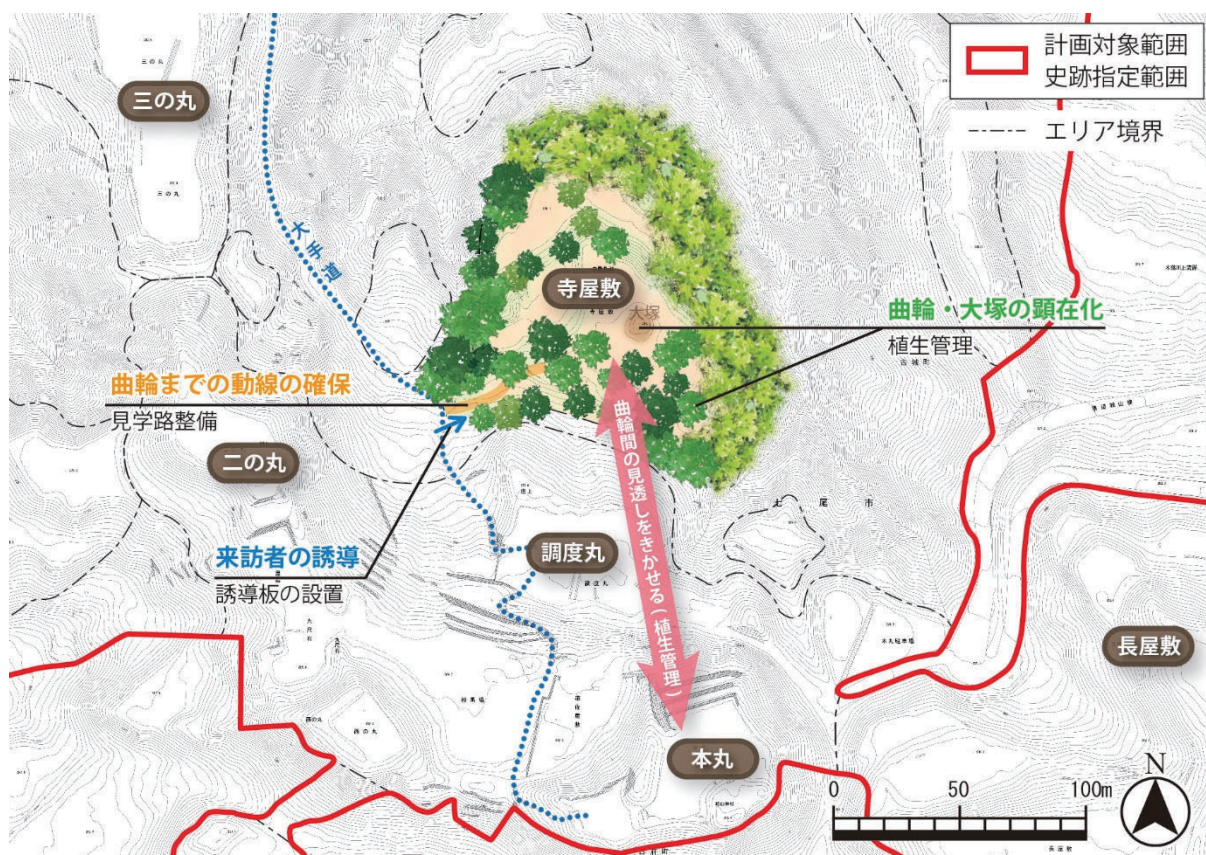


図 5-7 整備概念図(A-3地区)

(ベース：測量図※数値地形図)

計画対象範囲
史跡指定範囲

----- エリア境界

高所からの転落防止
柵の設置

大堀切の説明
解説板の設置

大堀切の顕在化
植生管理

大堀切の説明
解説板の設置

休憩場所の確保
ベンチの設置(2基)

石垣の保存
植生管理

土塁の保存
植生管理・覆土

曲輪間の動線の確保
見学路の整備

虎口・土塁の顕在化
植生管理

長屋敷
曲輪間の見透しをきかせる(植生管理)

本丸
来訪者の誘導
誘導板の設置

曲輪の顕在化
植生管理

調度丸
大堀切の顕在化
植生管理

七尾南湾方面の眺望確保(植生管理)

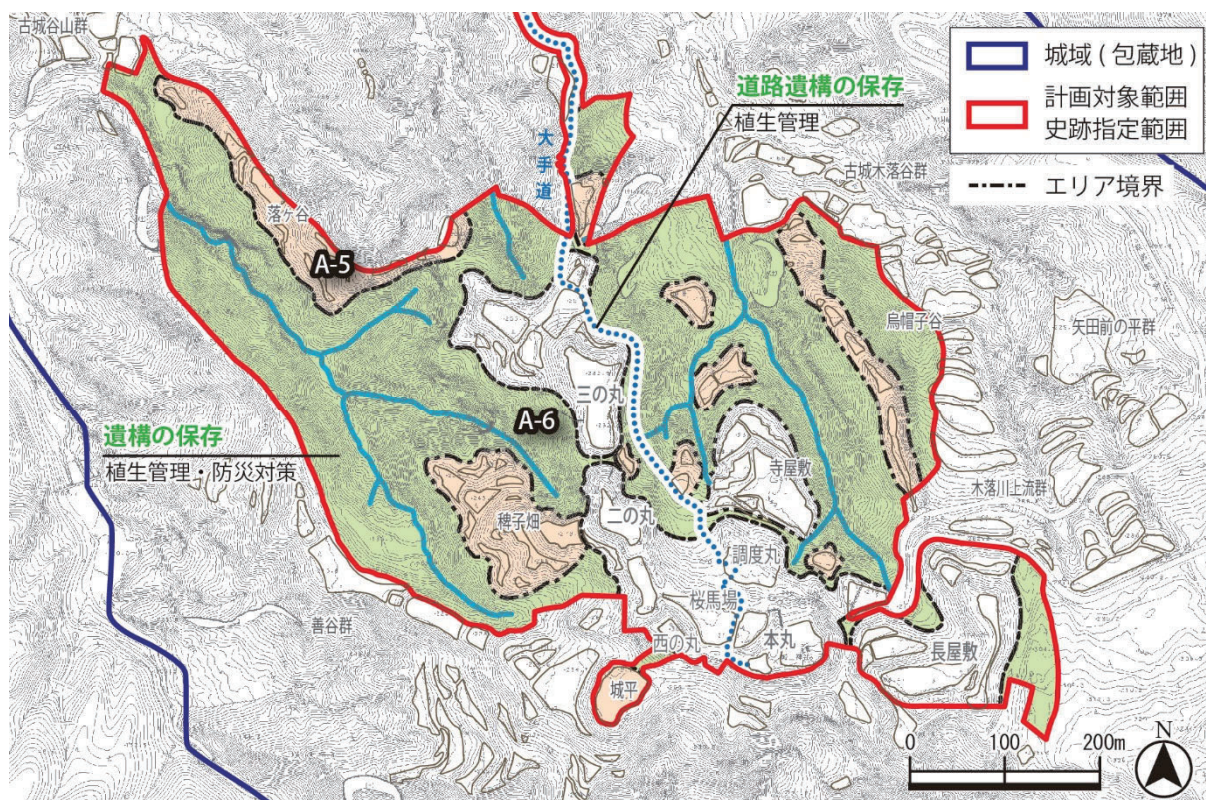
0 50 100m

N

(ベース：測量図※数値地形図)

表 5-6 地区別整備方針・主な整備内容(A-5・6地区)

	地区	整備方針・主な整備内容
指定地内	城郭 A-5 中心部 縁辺の 曲輪群	◆土地所有者の理解と協力を得て、遺構の遺存状況の把握に努め、適切な保存環境の形成を目指す。 <調査> ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 ・斜面崩壊による地形の改変が生じていないか、定期的に現地確認を行う。 <保存を目的とした整備> ・植生管理や防災対策等により遺構の保存環境の維持・改善を図る。
	A-6 中心部 縁辺の 斜面	◆土地所有者の理解と協力を得て、遺構の遺存状況の把握に努め、適切な保存環境の形成を目指すとともに、大手道の遺構を表現した整備に向けて発掘等各種調査を行う。 <調査> ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 ・将来の整備に向けて大手道の位置と構造、遺存状況を明らかにするための発掘調査を行う。 ・斜面崩壊による地形の改変が生じていないか、定期的に現地確認を行う。 <保存を目的とした整備> ・土地所有者の理解と協力を得て、植生管理や防災対策等により遺構の保存環境の維持・改善を図る。 <活用を目的とした整備> ・大手道と見学路は、当面維持していくこととし、必要に応じてバリアフリー化も視野に入れた施設の更新や石段の据え直し、路面の舗装を行う。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-9 整備概念図(A-5・6地区)

表 5-7 地区別整備方針・主な整備内容(A-7・8地区)

	地区	整備方針・主な整備内容
指定地内	物見台 A-7 物見台	◆土地所有者の理解と協力を得て遺構の復旧を行うとともに、見学路および曲輪(眺望点)を再整備することで、来訪者を城郭中心部から展望台へ誘導する。 ＜調査＞ ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 ＜保存を目的とした整備＞ ・遺構に影響を及ぼしている樹木は、地形が不安定とならない範囲や規模、方法にて植生管理(伐採・強剪定)を行い、遺構の保存環境の維持・改善に努める。これは遺構(堀切、畝状空堀群)の顕在化にも通じる。 ＜活用を目的とした整備＞ ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) 1. 曲輪内の樹木を伐採(間伐)して範囲を顕在化する。 2. 斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行い、本丸などの主要な曲輪や能登半島、富山湾に向けての眺望を確保する。 ※地区の大半が水源涵養保安林と国定公園に指定されていることから、視点場を設定して眺望確保の範囲を限定する。 ・見学路は、過去に整備されている園路を利用するものとし、必要に応じてバリアフリー化も視野に入れた階段や手摺り、誘導板を設置する。かつての城内道が確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 ・各種サインやベンチは、老朽化したものから順次更新していく。
	A-8 曲輪外 斜面	◆土地所有者の理解と協力を得て、遺構の遺存状況の把握に努め、適切な保存環境の形成を目指す。 ＜調査＞ ・現地踏査により遺構の遺存状況を把握し、適切な保存・管理を行う上での課題を明らかにする。 ・斜面崩壊による地形の改変が生じていないか、定期的に現地確認を行う。 ＜保存を目的とした整備＞ ・植生管理や防災対策等により遺構の保存環境の維持・改善を図る。

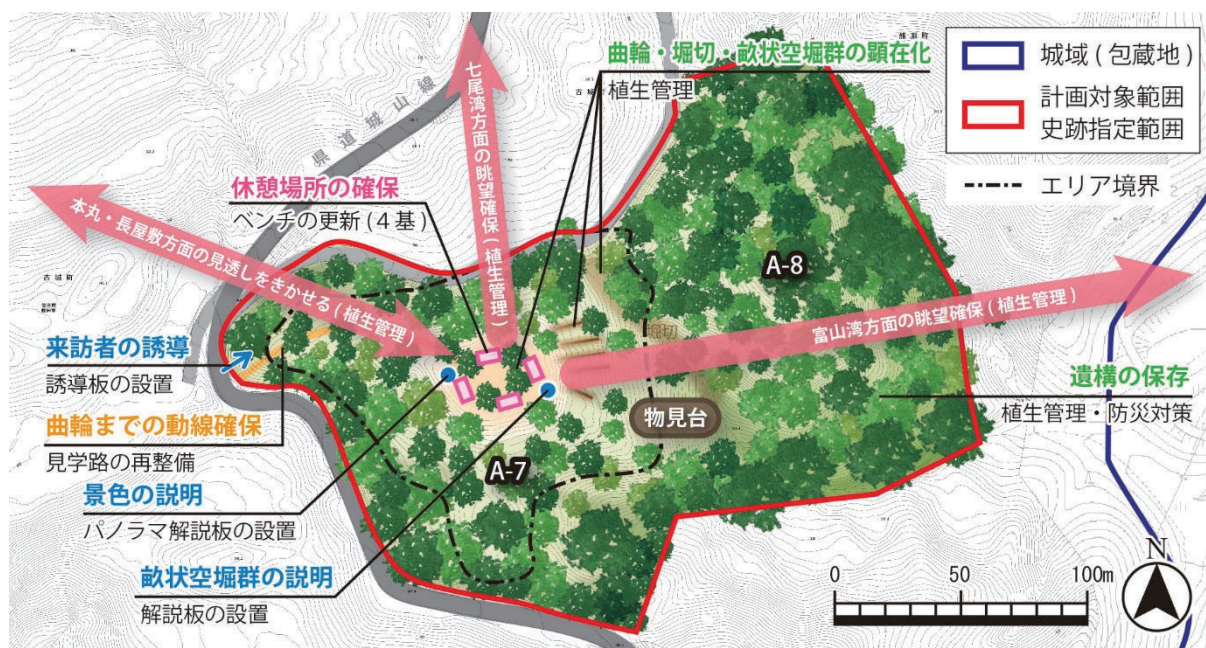


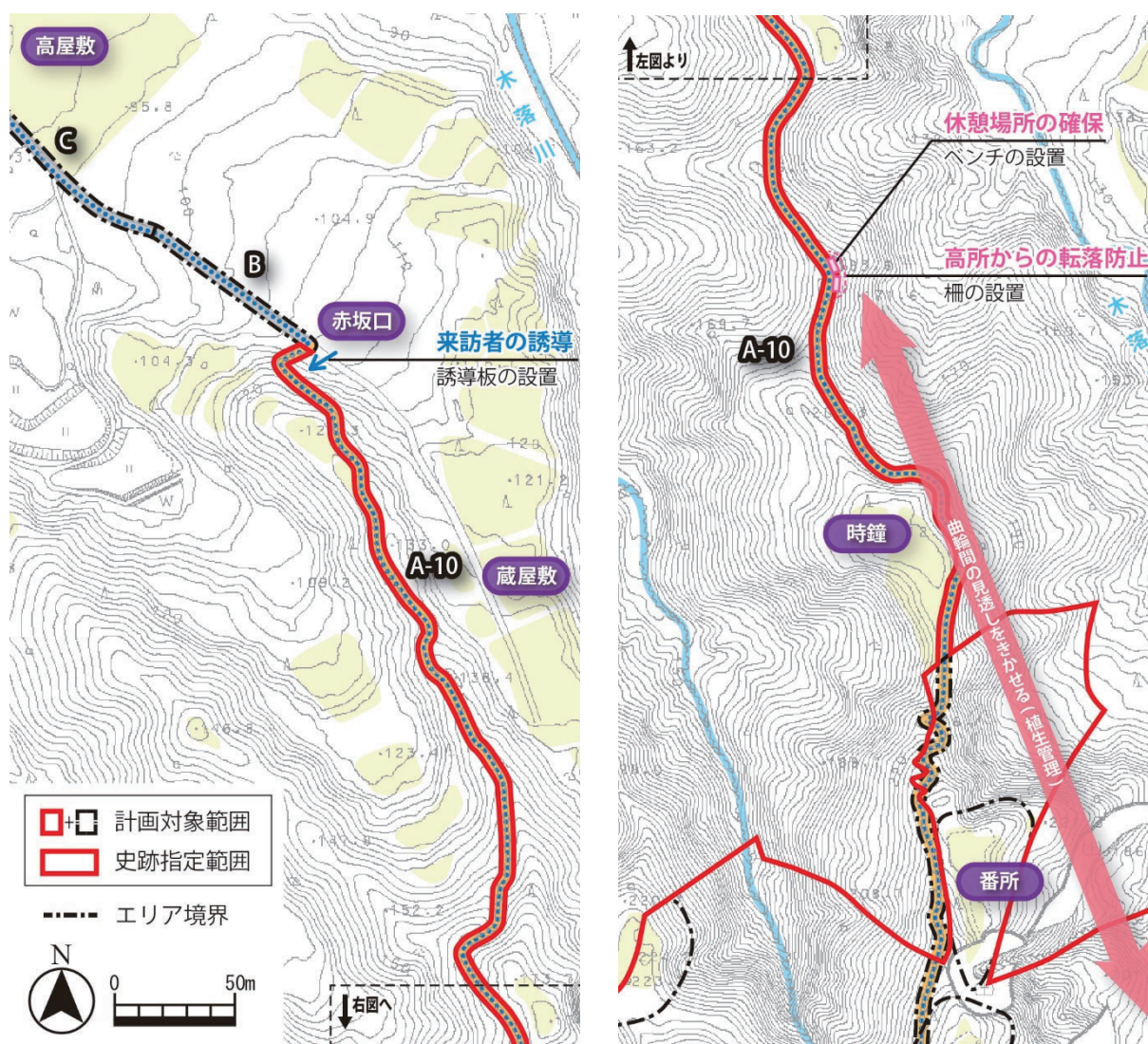
図 5-10 整備概念図(A-7・8地区)

(ベース：測量図※数値地形図)

表 5-8 地区別整備方針・主な整備内容(A-9・10、B、C、D-1～3地区)

	地区		整備方針・主な整備内容
指定地内	城下	A-9 大手道	◆大手道が良好に遺存していることから、発掘調査成果を最大限活かした整備手法により、大手道の顕在化を図る。 ＜活用を目的とした整備＞ ・高架下で雨水が直接降らない敷地条件を活かして遺構の復元展示を検討する。 ・復元する大手道は動線として利用可能な仕様を検討する。 ・発掘調査にて得られた知見は解説板およびARにて来訪者に説明する。
	城郭	A-10 大手道	◆未調査部分であり遺構の遺存状況が把握できていないことから、隣接する土地所有者の理解と協力を得て、植生管理や雨水排水処理による現地形の保全と来訪者の安全確保を優先した整備を行う。また、大手道の表示等整備に向けて発掘調査を行う。 ＜調査＞ ・将来の整備に向けて大手道の位置と構造、遺存状況を明らかにするための発掘調査を行う。 ＜保存を目的とした整備＞ ・降雨時に大手道が水路化することから、横断溝を適宜設け雨水の集中を抑制する。 ＜活用を目的とした整備＞ ・植生管理(伐採・透かし剪定・梢落としなど) 1. 倒木による地形の改変が多発していることから、道沿いの樹木は定期的に管理を行い巨樹への成長を抑制する。既に巨樹化した樹木は順に伐採する。 2. 視点場を設定して斜面地の樹木を地形が不安定とならない範囲で伐採や梢落としを行い、本丸などの主要な曲輪に向けての眺望を確保する。 ・視点場にベンチや解説板を設置する。 ・各種サインや木製階段は、老朽化したものから順次更新していく。 ・大手道が現道と別の位置に確認された場合は解説板による説明や表示等整備を検討する。 ・赤坂口に来訪者の人数を把握するためのカウンターを設置する。
指定地外	城郭	B 大手道	◆既存の道路を活かして城下と城郭の境界を顕在化する。 ・アスファルト舗装に城下と城郭の境界を明示したサインを設置する。 ・アスファルト舗装を修繕する際は、カラーアスファルト舗装等にて仕上げ大手道の顕在化を図る。
	城下	C D-1 大手道	◆発掘等各種調査により大手道の位置や遺存状況を明らかにして史跡の追加指定を目指す。さらに、埋没した本史跡の本質的価値を構成する諸要素の顕在化による景観復元を図る。 ＜北側：D-1＞ 町内の生活道路となっている部分は、今後もその機能を維持していく。シッケ地区や門の高(城戸口)などの発掘調査結果、惣構えなどについて解説する施設を設置する。登山道として多くの来訪者に利用されていることから、本整備に先立つ道路の簡易整備や誘導板の設置により利便性の向上を図る。 ＜南側：C＞ 路面が整備された道路については今後もその機能を維持していく。 既指定地(A-9)から高屋敷までの約330mは、土地利用状況から統一した整備手法が採用できるため、来訪者にかつての雰囲気を追体験してもらう道路遺構の復元展示もしくは立体表示整備による景観復元を検討する。来訪者の利便性を確保する道路の簡易整備も視野に入れる。

指定地外	城下	C D-1 大手道	高屋敷で大手道が2か所でクランクすることから、分岐点に誘導板を設置して利便性の向上を図る。高屋敷北側の市有地については、城下から城郭に向かう中継地にあることから、来訪者への案内や休憩等の整備(仮整備)を優先的に実施する。
		D-2 七尾城 登山口 駐車場	◆城下における見学路の起点として活用上必要な施設を整備する。 大手道に隣接していることから、山麓の城下から山上の城郭中心部に至る登山道の起点として令和2年度に駐車場を整備した。令和3年度には案内・休憩機能を具えた便所や市内循環バスの停留所を設けることも検討する。実現すれば、本駐車場や電車から市内循環バスを利用する来訪者にとっても利便性が向上する。七尾城史資料館の老朽化にともない、ガイダンス機能の一部(展示・収蔵)や調査研究機能を兼ね備えた施設の建設を検討する。
		D-3 七尾城史 資料館・ 懐古館	◆既存施設の長寿命化や代替施設の建設によりガイダンス機能の存続を図る。 七尾城登山口駐車場の整備により、城下における駐車台数の確保に目処がついたものの、資料館を維持していくためには劣化診断や耐震診断を実施して必要な措置を講じる必要がある。資料館の取り扱いは、建物改修による長寿命化だけでなく、七尾城登山口駐車場にガイダンス機能の一部を有した施設の建設も選択肢に入れて検討する。



(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図 5-11 整備概念図(A-10、B地区)

(ベース：史跡七尾城跡平面図)

第4節 遺構保存に関する計画

第1項 管理と復旧

整備事業は、保存と活用のバランスを図った計画とするが、その根底として遺構の保存を原則とする。日常管理により遺構の保存環境を良好に保ち、き損やその危険性がある場合は、適切な復旧を施し遺構を保存する。

本計画の対象範囲は、30haに及ぶことから全域を高い水準で管理していくことは難しい。そこで、遺構の分布密度や遺存状況に応じた管理計画を策定する。状況確認を目的とした巡回は、七尾市教育委員会事務局スポーツ・文化課が実施するものとし、チェック項目を明確にして、複数の担当者が同様の判断を下せるようにする。また、巡回結果を追記していくことで、遺存状況の変化に対して、担当者間での共通認識を図る。頻度についても地区によって濃淡をつけ、集中豪雨にて被害が予測される箇所については、防災対策を講じるとともに、雨が止んだ後の状況確認を欠かさずに行う。

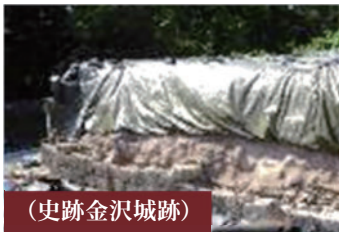
遺構に影響を及ぼす支障木の伐採や倒木処理は、被害の未然や拡大防止のためにも、土地所有者だけでなく支援団体の理解と協力のもと迅速に対応する。

第2項 復旧の区分

文化庁文化財部記念物課が監修し出版された『史跡等整備のてびき』（平成17年）によると「遺構の復旧」とは、き損または衰亡する前の状態に戻す措置とし、「遺構保存」と「修復」に区分される。本節では「遺構保存」について取り上げ、「修復」については次節にて言及する。

表5-9 復旧の措置区分

大区分	細区分	内 容
遺構保存	保存処理	遺構を構成している材料の劣化および風化、破損に対して、進行速度の抑制や進行を防止するための処理を施すこと。 ➡
	保存環境の改善	き損または衰亡の原因を除去・制御するため覆土保存や排水処理、伐採や除根等により保存の条件を整えること。 ➡

修 復	保存修理	劣化および風化、破損している遺構をもとの材料および工法を用いて、劣化や破損する前の状況に復すること。  (大山寺旧境内)	
	復元修理	欠失または改変によって価値が低下した遺構の一部を高い精度にて旧規の状態に復すること。  (史跡金沢城跡)	

遺構の復旧は、破損の程度や来訪者への危険性等を考慮して整備の優先順位を設け、計画的に整備を進めていく。風水害の被害を受け速やかな対応が必要な場合は、保護ネットや遮水シート、土のう等による応急処置を施すとともに優先順位を見直す。

第3項 地上遺構の保存

定期的に巡回することで遺跡の遺存状況を把握し、自然災害や鳥獣被害に対する予防策や発生後の迅速かつ適切な対応をとる。ただし、計画対象範囲だけでも約30haあり、地上遺構が広範囲に分布していることから、一定水準の管理と保存措置を全域で続けていくことは難しい。そのため直面している問題に対して重点箇所を設定し、必要な対策を優先的に講じていくこととする。

①造成地形(曲輪・切岸・堀)

造成地形は、雨水排水処理と斜面に生育する樹木や地被植物について、適切な整備と管理により保存を図る。地盤は、水を含むと強度が低下することから、可能な限り浸透させない。浸透した水は、速やかに外へ排水することが望ましい。樹木は、曲輪間の見透しや眺望を遮るだけでなく、根の伸張により遺構への影響が心配されるが、その一方で斜面地の安定に欠かせない。地被植物は表土の洗堀を低減させる役割を有する。これら3つを上手く組み合わせて、造成地形を保存していく。

<雨水排水処理の考え方>

城郭における雨水排水処理は、排水施設を可能な限り設けず、地形に沿って下流へ排水していくことを基本とする。雨水の集中により斜面崩壊が懸念される曲輪や堀に対しては、地形と地質を考慮した上で承水路(上流からの流入を防ぐため地区外縁にもうける水路)を設け雨水の流入を防ぐ、もしくは暗渠管や面状配水材にて地表面近くの浸透水を集水し、速やかに下流(沢)への排水を検討する。雨水排水施設の設置には掘削行為が避けられないことから、事前に試掘などを行い遺構に影響のない経路、設置深度を選択するとともに、放流先への負担を考慮した規模とする。

＜段階的な伐採と斜面地の安定化＞

斜面地において面的に伐採を行う場合は、間伐にとどめ林床へ日が差し込むようにして、地被植物の生育環境を整える。地被植物がある程度成長した段階で、残りの樹木を伐採していく段階的なものとし、遺構保存措置が地形の改変を招かないよう留意する。また、見透しや眺望を効かせる場合は、枝打ちや梢落としにより改善を図り、面的な伐採は極力避けることとする。伐採後の樹根は残置してある程度腐朽させてから除去する。

②土塁

将来的には発掘調査成果を基にした復元修理を目指す。当面は直上および近接して生育している樹木の伐採と表土の流出防止を優先する。地形造成と同様に樹木の伐採は段階的に行い、地被植物の生育具合をみながら伐採を続けていく。



図 5-13 遺構に近接する樹木の伐採(左：伐採前／右：伐採後)

③石垣・石塁

樹根の伸張による影響を避けるため、石垣や石塁に近接して生育している樹木は伐採していくことを基本とする。樹根は残置してある程度腐朽させてから除去する。き損箇所の修復を計画している場合は、修復時に樹根を可能な限り除去する。

割れや表面に風化がみられる石材は、損傷により石垣が構造上不安定となっている、もしくはそのおそれがあるか確認する。石垣を解体せず石材の接着や強化処理を行っても、その効果はあまり見込めず、劣化速度を抑制するにとどまる。間詰め補強やネット設置等と合わせて石垣の現状保存を基本とし、石材への保存処理は試験体により有効性を確認した上で実施する。

④石列

上部構造が消失したことで石材が動きやすい状態にある。上部を復元修理することで保存を図ることができるが、それには調査・検討の時間を要するため、当面の保存措置として覆土などにより現状保存を図る。将来的には発掘調査による遺存状況や性格等の解明と、調査成果に基づく保存や顕在化の方法を検討する。

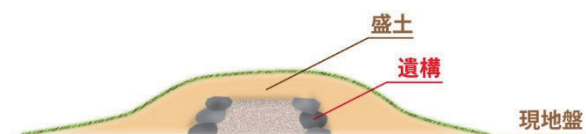


図 5-14 覆土による保存措置のイメージ

使用する土砂は、遺跡地に自生する植物以外の種子が混入していないものとし、現在の植生に影響が及ばないようにする。

⑤大手道(旧道)

洗掘範囲を土砂や砂利で補うだけでなく、横断溝を適所に設け沢に流下することで雨水を分散させ、地形の改変を抑制する。

横断溝の設置は、放流先への影響を十分検討した上で決定する。また、構造を検討するためにも、事前に試掘などを行い遺構の所在や遺存状況を確認する。遺構保護層が薄い場合や掘削が全くできない場合は、盛土内への設置を検討する。

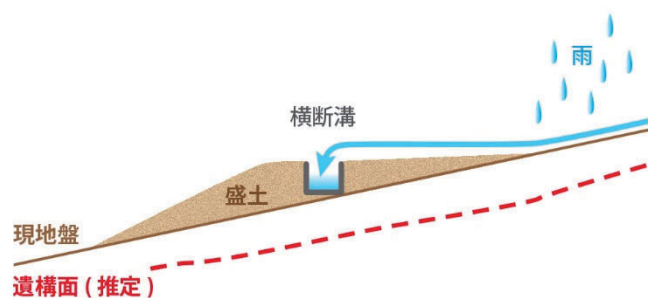


図 5-15 横断溝の整備イメージ



図 5-16 横断溝の整備事例

(史跡金ヶ崎城跡)

⑥イノシシ対策

イノシシ対策として侵入防止柵の設置が有効であるが、計画対象範囲全域を柵で囲み維持していくことは管理者にとって大きな負担となる。被害状況から優先的な対策が必要な範囲を調査するとともに、猟友会と連携を図り捕獲檻の設置やハンターによる駆除と並行して対策を講じていく。

第4項 地下遺構の保存

史跡七尾城跡が有する本質的価値を保存・継承していくためにも、調度丸からスタートした遺跡の学術的価値を明らかにしていく発掘調査などの取り組みを今後も継続していく。保存の対象となる遺構などを明確にし、その上で遺存状況から適切な管理や復旧を講じることが保存・継承の第一歩となる。地下遺構に対する保存措置は、今後の発掘調査成果を踏まえ具体的な方法を検討することとし、現状では地形の保全に必要な措置を講じることとする。

第5節 遺構修復に関する計画

これまでに確認された地上遺構を対象とした修復の考え方をまとめる。今後の発掘調査にて確認された地下遺構については、遺存状況に応じて取り扱いを検討する。

第1項 造成地形(曲輪・切岸・堀・土塁)

地形を造成(切土・盛土)することで構築された遺構は、水の流れを強制的に変えることから、排水処理を考慮した上で城郭を築いたものと考えられる。しかし、近年の集中豪雨による水害が多発している状況を踏まえると、新規の排水施設設置や表面排水による保存環境の改善が必須といえる。

既に崩壊した部分については、残存する遺構の保存を図った上で、再び崩壊が起きないように現代工法を視野に入れた修復を検討する。令和元年度に実施した調度丸の復旧工事では、崩壊原因であった雨水の排水処理と合わせて現代工法を採用している。

平坦部や斜面(自然地形)、法面(造成地形)は、土砂の流出や堆積による地形の改変が生じやすく、廃城後の経年変化を遂げ今に至っている。そのため、地形を修復する際は周辺地形とのすり合わせを考慮する必要がある、発掘調査成果を基に復元することは難しい。地形の改変形態から整備の考え方を整理する。

①土砂が崩壊(流出)した範囲(斜面・法面)

→流出前の範囲(断面)に修復する。ただし、流出前が急勾配で安定した構造にて修復が難しい場合は、勾配を緩くして安定した構造(断面)にて修復することも視野に入れる。地盤調査(ボーリングもしくは簡易貫入試験等)により崩落原因を明らかにし、雨水排水処理や表土の土砂流出防止等の対応策を講じた構造とする。

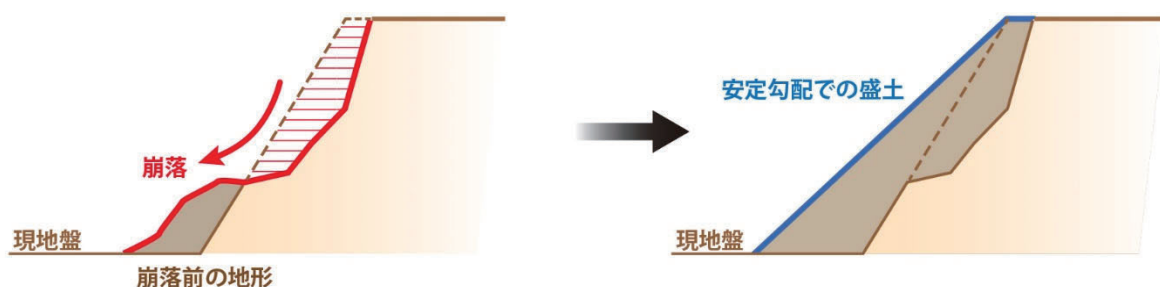


図 5-17 盛土による地形修復イメージ

②土砂(流土)が堆積した範囲

→周辺地形との摺り合わせや樹木の取り合いから、当面は現地形の維持を基本とする。現地形から遺構が潜在化していると判断されるものについては、将来的な顕在化に向けて発掘調査を行い流土の堆積状況を把握しておく。諸条件が整った段階で流土を除去し顕在化を図る。

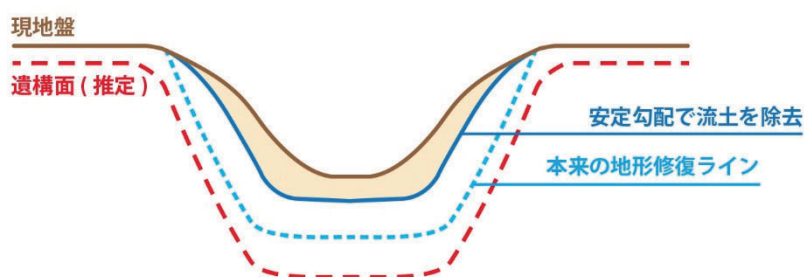


図 5-18 切土による地形修復イメージ

第2項 石垣

平成22～26(2010～2014)年度までの5か年間にわたって実施した石垣調査では、石垣の分布状況や規模、保存状態等を把握するとともに、復旧が必要な石垣とその優先順位を検討する上での基礎資料としての利用が期待される。その一方で、近年多発する集中豪雨により石垣の破損が進行していることが予測される。石垣調査時に九尺石を危険性は高くないと判断していたが、現状は非常に危険な状態にある。よって、再度悉皆調査を行い来訪者への安全性・安定性を判断し、来訪者の安全確保を考慮した保存整備計画を策定した上で順次修復を進めていく。

石垣の状態・形態から以下の6つに区分した上で修復の考え方を示す。

①廃城までに築かれ現在も健全な石垣

→適切な管理により良好な保存環境を保ち、保存・継承していく。

②廃城時に壊された石垣

→修復は行わず適切な管理により良好な保存環境を保ち、保存・継承していく。

③廃城後に改変されたが健全な石垣

→保存と活用の観点から取り扱い(現状維持または修復)を検討し、修復を行う場合は事前に発掘調査を行い、その成果に基づいたものとする。現状を維持する場合は、来訪者の誤解を招かないよう、改変されたことを現地にて説明する。

④崩壊後の積み直しが改変である石垣

→適切な管理に努め現状維持を基本とする。今後、自然災害により崩壊もしくは、そのおそれがある場合は、発掘等各種調査成果に基づき復元修理を目指す。それまでは来訪者の誤解を招かないよう、本来の姿でないことを現地にて説明する。

⑤一部もしくは全体が変形・崩壊した石垣

→変形が生じている石垣については、動態調査を行い変形が進行しているか確認する。変形の進行が認められず、崩壊の危険性が低い場合は適切な管理により現状維持に努める。進行が認められる場合は、間詰石の補足や石垣前面に対してネットを張ることで石垣の安定化を図る。
→崩壊が生じた石垣は、発掘等各種調査成果に基づいた保存修理を検討する。計画対象範囲内で崩壊した石垣は、斜面崩壊により生じたものが大半であることから、地形の修復と一体的に整備する。石垣解体調査にて崩壊した原因を解明し、修復する際はその原因を除去した構造とする。修復までに時間を要する場合は、間詰石の補足や石垣前面に対してネットを張ることや土のう補強するなど暫定的な措置を講じて石垣の安定化を図る。

⑥廃城後に地形の保全や活用上の観点から新しく築かれた石垣

→保存と活用の観点から取り扱い(現状維持または撤去)を検討する。現状を維持する場合は、来訪者の誤解を招かないよう、新たに構築されたことを現地にて説明する。

第3項 大手道(旧道)

大手道については、城下と城郭の二つにわけて整備の考え方を整理する。

城下については、これまでの発掘調査結果から、覆土保存されていると判断される。活用整備事業においても能越自動車道の高架下を含めて露出させる計画はなく、今後とも現状保存を基本とする。

城郭については発掘調査を行っていないことから、遺構の所在確認と遺存状況の把握から始める必要がある。発掘調査結果から見学路の見直しが必要となる可能性もあり、復元整備を含めて将来的な課題としておく。現状、見学ルートとして多くの来訪者が利用していることから、安全に利用してもらうため、路面や階段等の既存施設の更新や修理が必要となる。予め遺構への影響を確認するため確認調査を行い、遺構の保存を前提とした整備を行う。確認調査にて得られた成果を蓄積し、活用整備に反映していく。

第6節 動線計画

第1項 全体計画

①史跡七尾城跡へのアクセス

城下から大手道を利用して城郭中心部へ至る見学ルートの利用促進を図る。そのためにもJR七尾駅から七尾城史資料館や七尾城登山口駐車場までの移動手段として、市内循環バス「まりん号」が運行していることを広く周知する。行楽シーズン(4・11月)は、運行本数の増便による輸送力の強化も検討する。自家用車や大型観光バスでの来訪に対して、七尾城登山口駐車場が令和3年4月に共用開始することを広く周知する。

高齢者や障害者、滞在時間が短い来訪者に対し、車で直接城郭中心部までアクセスする手段として、本丸駐車場を今後とも維持していく。容量不足に対しては、本丸駐車場の改修による駐車台数の増設、市道南大呑1号線や県道177号城山線沿いでの駐車スペース確保等による解消を目指す。

イベント開催時は、JR七尾駅から七尾城登山口駐車場を経由して、本丸駐車場さらには追加指定された物見台の先にある展望台を結ぶシャトルバスの運行を検討する。本丸駐車場は一般車両の駐車を制限し、七尾城登山口駐車場をパーク&ライド駐車場とすることで本丸駐車場の容量不足を解消する。

②計画対象地の動線計画

城下から大手道を利用して本丸へ至るルートは、遺構の保存を前提としながら、来訪者の利便性確保のための動線整備を計画的に行っていく。また、発掘等各種調査により史跡の追加指定を目指し、調査成果を活かした遺構の表示等整備により顕在化を図る。

城郭中心部の見学路は、土地所有者の理解と協力を得て当面維持していくこととし、階段や手摺り等の施設をバリアフリー化も検討しながら更新して来訪者の安全確保を図る。かつての城内道が確認された場合は、解説板による説明や表示等整備を検討する。



(ベース：国土地理院)

図 5-19 全体動線計画図

第2項 大手道(旧道)

大手道は、計画的な発掘等各種調査を行い所在と構造の把握に努め、未指定部分は追加指定を目指す。動線としての整備は追加指定後に実施していくが、全区間の指定には時間を要することから、部分的には暫定的な整備も検討する。以下に場所ごとの整備内容をまとめる。

- 1) 七尾城登山口駐車場を利用する来訪者が市道矢田郷81号線(農免道路)を安全に横断できるよう、大手道との交差点に横断歩道を設けることを検討する。城下から本丸へ至る見学ルートの起点であることを示すものとして、城山交差点にある標識(石柱)の移設を検討する。

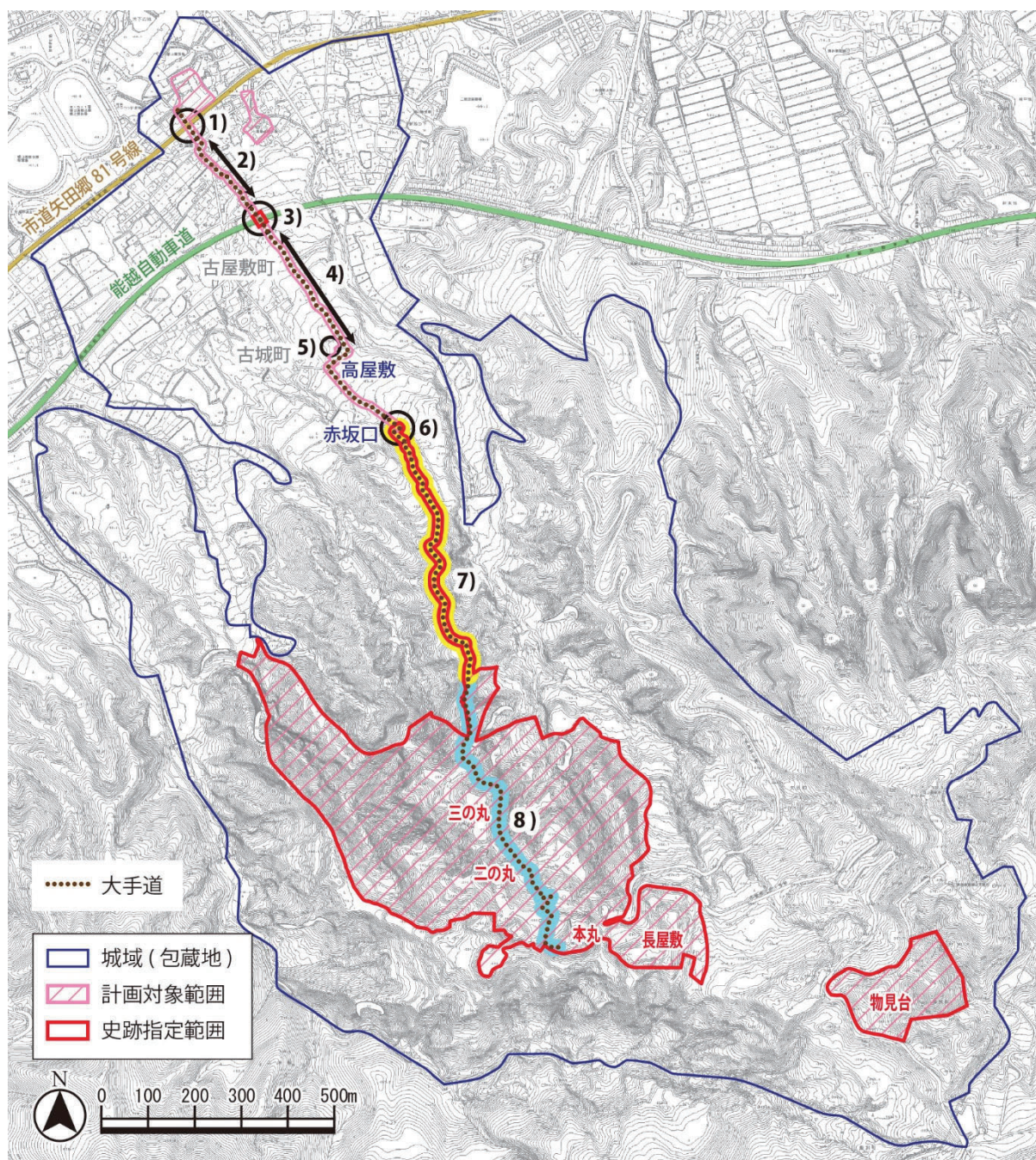
- 2) 能越自動車道の高架下までは生活道路として利用されていることから、当面は現状を維持する。来訪者を誘導するための看板を道路沿いに適宜設置する。

- 3) 能越自動車道の高架下は道路遺構の露出展示もしくは復元整備を検討する。動線としての整備内容は、遺構の整備手法を決定した上で検討する。



図 5-20 文部省史跡指定
七尾城址登山口の石柱

- 4) 能越自動車道の高架下から高屋敷までは、遺構の保存を前提とした上で発掘調査成果に基づく遺構の表現により大手道の顕在化を図る。史跡の追加指定までに時間を要する場合は、来訪者の利便性向上を目的とした暫定整備も検討する。
- 5) 高屋敷北側の市有地(図5-11)は、休憩、案内施設として活用する。敷地内には管理用車両の駐車スペースや管理に必要な道具を収納する倉庫を整備する。
- 6) 高屋敷から城郭登山道入り口の赤坂口までの整備された道路に沿って、来訪者を誘導するための看板を設置する。
- 7) 赤坂口から城郭中心部までは、遺構の保存を前提とした上で土砂流出箇所の復旧や老朽化した階段の更新を行い、来訪者の安全を確保する。城郭中心部まで距離があることから、休憩所として眺望がきく場所にベンチを設置する。
- 8) 階段や手摺りは、バリアフリー化も視野に入れながら適切な時期に更新し、土砂流出による石段のズレや緩みが生じた箇所の復旧も行い、来訪者の安全を確保する。



※図中の No. は第5章第1項の整備内容と対応
(ベース：史跡七尾城跡平面図)

図5-21 動線整備箇所図

第3項 城郭中心部の見学路

城郭中心部の公開を目的として昭和40年代から整備されたものであるが、かつての城内道の実態を確認していないことから当面は維持していく。かつての城内道が確認された場合は、解説板による説明や表示等整備を検討し、復元整備は将来の課題とする。

長屋敷内の公開・活用に向けて、遺構に影響のない範囲にて路面や階段、手摺りを整備する。

施設を更新する際の使用材料については、景観に配慮した上で耐久性が高く施工性の優れた素材への転換を検討する。発掘等各種調査成果を基に大手道を復元することで階段の蹴上げが高くなる場合は、来訪者の安全を確保するため補助階段や手摺り等の設置を検討する。

なお、本計画の対象地区外（史跡指定地外）であるが、物見台の西側に隣接する駐車場と便所、北東部に所在する展望台とその駐車場や便所についても本地区と一体的な整備を検討する。

第4項 物見台への見学路

地区内の見学路は、利用者が少なく潜在化していることから、遺構に影響のない範囲にて階段および手摺りを整備する。物見台中央の平坦部は、樹木を伐採して広場を再整備し、老朽化したベンチを更新する。

第5項 見学コースの設定

大手道および城郭中心部分の見学路整備により、計画対象範囲を一体的に見学できるようになることから、来訪者に対して豊かな自然の中で七尾城跡を学び、壮大な城郭であることを体感してもらうための見学コースを設定する。見学コースは、ホームページやパンフレット、各種サイン、現地ガイド等を通じて、七尾城跡が有する魅力とともに紹介する。

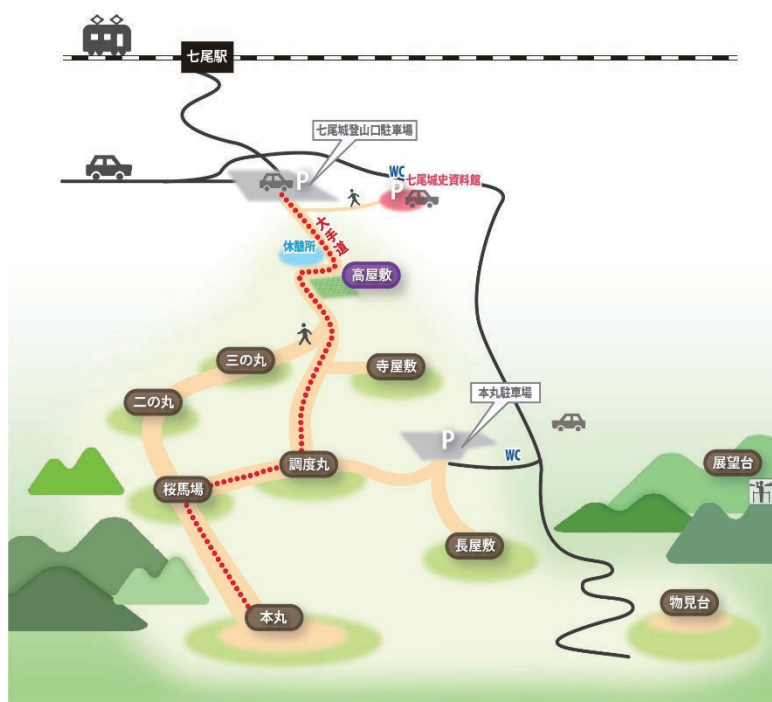


図5-22 全体動線イメージ図

<大手道からの城郭中心部見学コース>

距離：約6km（水平距離）
所要時間：3時間（山道は時速1.5kmで計算）
高低差：270m

物見台を追加した場合

距離：約9km
所要時間：5時間
高低差：332m

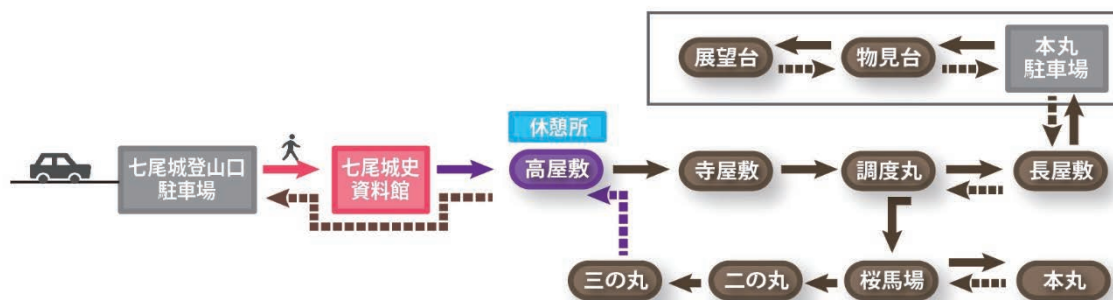


図5-23 見学モデルコース1

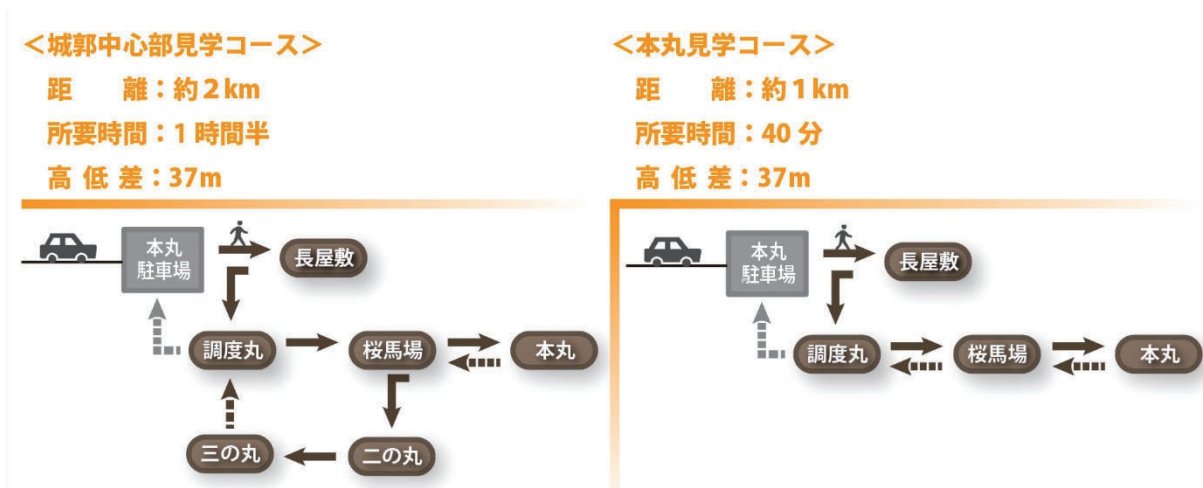


図5-24 見学モデルコース2・3

第7節 地形保全に関する計画

土砂流出や堆積による改変が蓄積して今に至るが、既存樹木や見学路等の諸施設との取り扱いを考え、大規模な地形復元は行わない現状維持を基本とする。

城郭中心部だけでも、集中豪雨による土砂災害が多発していることから、遺構を保存するとともに来訪者の安全を確保するため、平坦部の表面排水処理や雨水排水施設を整備することで斜面の崩壊を防止する。なお、施設整備にともなう小規模な造成は、遺構の保存を大前提としたものとする。

曲輪間の見透しや遠方への眺望確保等の景観整備を目的として樹木の伐採や剪定を行う場合は、斜面が不安定にならない範囲とする。

第8節 防災対策に関する計画

第1項 遺構(地形)の保存

遺構保存や修復、地形に関する計画において、地形を保全していくため雨水の集中を防ぐとともに、必要最小限の雨水排水施設にて速やかに下流へ排水することを基本としている。

史跡七尾城跡の根幹を成す地形を保存・継承していくためにも、災害が生じてから対応するのではなく、未然に防ぐもしくは減災のための対策を講じていく必要がある。地盤調査による城郭中心部の地質を把握するとともに、地形と雨水排水施設集水範囲図を作成する。有識者の指導のもと過去の災害発生状況から対策が必要な場所を特定し、整備の優先順位を設け計画的に対策を講じていく。

遺構保存に関する計画にて言及したように、状況確認を目的とした巡回を定期的の実施するとともに、台風や集中豪雨の発生後は、雨が止んだ後の状況確認を欠かさずに行う。

第2項 来訪者の安全確保

活用整備事業では、多くの来訪者を迎えるにあたって、遺構の保存と同等に来訪者の安全には万全を期す必要がある。土砂災害への対策は前項にて言及していることから、ここでは地震により生じる災害や野生動物への対策をまとめる。

①落石防止措置

本丸および二の丸等の城郭中心部には、変形や崩壊が生じた石垣が数多くある。地震により石垣が崩壊し、人的被害が生じないように遺存状況に応じて必要な対策を講じる。

<見学路の直上に位置する石垣に変形や崩壊が生じて不安定な状態にある場合>

→間詰め補強を施した上でネットにて石垣を覆い安定性を向上させる。(図5-25左)

→石垣足もとに大口径の樹木が生育している場合は、樹間に落石防止ネットを設け落石を受け止める。(図5-25右)

<見学路の直上斜面に崩落した石材が点在している場合>

→石材が点在する法面に対して落石防止ネットを設置して落石を抑制する。

また、崩落の危険性が高い石垣には直接的な整備を行わず、注意喚起サインや立ち入り禁止柵を設置して来訪者に注意を促す。



図 5-25 対策工の整備事例(史跡唐沢山城跡)

②野生動物への対策

イノシシ対策については、遺構保存に関する計画にて言及したように、柵の設置や猟友会の協力のものと対応していくものとする。また、スズメバチによる被害を防止するため、定期的な巡回や巣の除去だけでなく注意喚起サインを設置して、来訪者に注意を呼びかける。

第9節 遺構の表現に関する計画

遺構の表現手法は、遺構展示(遺構露出展示・複製展示)と遺構表示、復元展示の3つがある。これまでの発掘調査により確認された地下遺構に対してだけでなく、表示整備や復元展示による遺構の顕在化に向けて整備の条件を整えるためにも、発掘調査を計画的に進めていくこととする。大手道以外の遺構の具体的な整備手法については、調査成果を待って詳細を検討していくものとする。

第1項 遺構展示

遺構露出展示は、出土した遺構の状態を実体的に現すもので、発見時の迫力と遺構の遺存状態を伝えることができる。しかし、露出展示する地下遺構は良好な状態であるとともに、整備後もその状態が維持できるものに限定しなければならない。集中豪雨が頻繁に生じている状況下において、遺構を確実に保存するには課題が多く、露出展示による整備手法が効果的である遺構に限定する。

一方、複製展示は遺構を覆土保存し、その頂上にて現在の材料(工法)により、遺構を複製するものである。露出展示は遺構の保存上難しいが、遺存状況を表現することが効果的と判断される場合に検討する。

第2項 遺構表示

遺構表示は、地下遺構の規模・配置・形態等に関する情報を遺構直上の盛土面において、平面的もしくは立体的に表示する手法である。露出展示と異なり遺構の保存を図った上で整備となり、盛土面での整備となることから、周辺地形や諸施設、樹木との取り合いが容易である。

大手道の能越自動車道から高屋敷までの区間は、その前後で確認された道路遺構からおおよその位置を特定している。令和元年に行われた発掘調査では、大手道に関する明確な知見は得られなかったが、今後も発掘等各種調査を継続して、大手道の所在や構造を明らかにして史跡の追加指定を目指す。追加指定以後は、大手道の顕在化を図るため、平面表示整備を検討する。

今後予定している本丸や桜馬場の虎口が想定される発掘調査において、虎口や建物等の城郭構造を示す遺構を検出した場合、遺構の保存を図った上での整備を検討する。

第3項 復元展示

復元展示は、発掘等各種調査成果を基に消失した構造物もしくは建造物を、遺構面直上の盛土面にて往時の材料や工法を考慮して新たに復元する手法である。

能越自動車の高架下にて検出した大手道の遺構は、良好に遺存していることから露出展示による表現が望まれるものの、遺構を確実に保存するには課題が多い。そのため、覆土保存した上で直上にて復元展示を行う。遺構の遺存状況は解説板やAR(図5-32)により説明する。



図 5-26 復元展示の整備イメージ

城郭中心部において発掘調査を計画している本丸および桜馬場等の虎口が想定される箇所において、本史跡における活用整備の象徴となる建造物（櫓門など）の復元展示を目指す。そのためにも令和2年度から始まった遺跡の学術的価値を解明するための発掘調査を継続し、有識者の指導をもとに遺構の復元検討を行う。将来的に復元に足る根拠が得られ、遺構の保存を大前提とした復元展示が可能と判断された場合は、復元展示に向けた実施計画に着手する。



図 5-27 建物復元の整備事例（史跡鳥越城跡）

第10節 修景および植生に関する計画

第1項 植生管理

遺構の保存や顕在化、景観整備を目的とした樹木の伐採は、事後の環境変化による土砂災害の発生を念頭に、地形と地被植物との相関関係を十分考慮する。そのためにも、多様な目的から伐採や剪定を計画している城郭中心部において植生調査を優先的に実施して、遺構と自然環境の調和・共生を目指した実施計画を策定する。

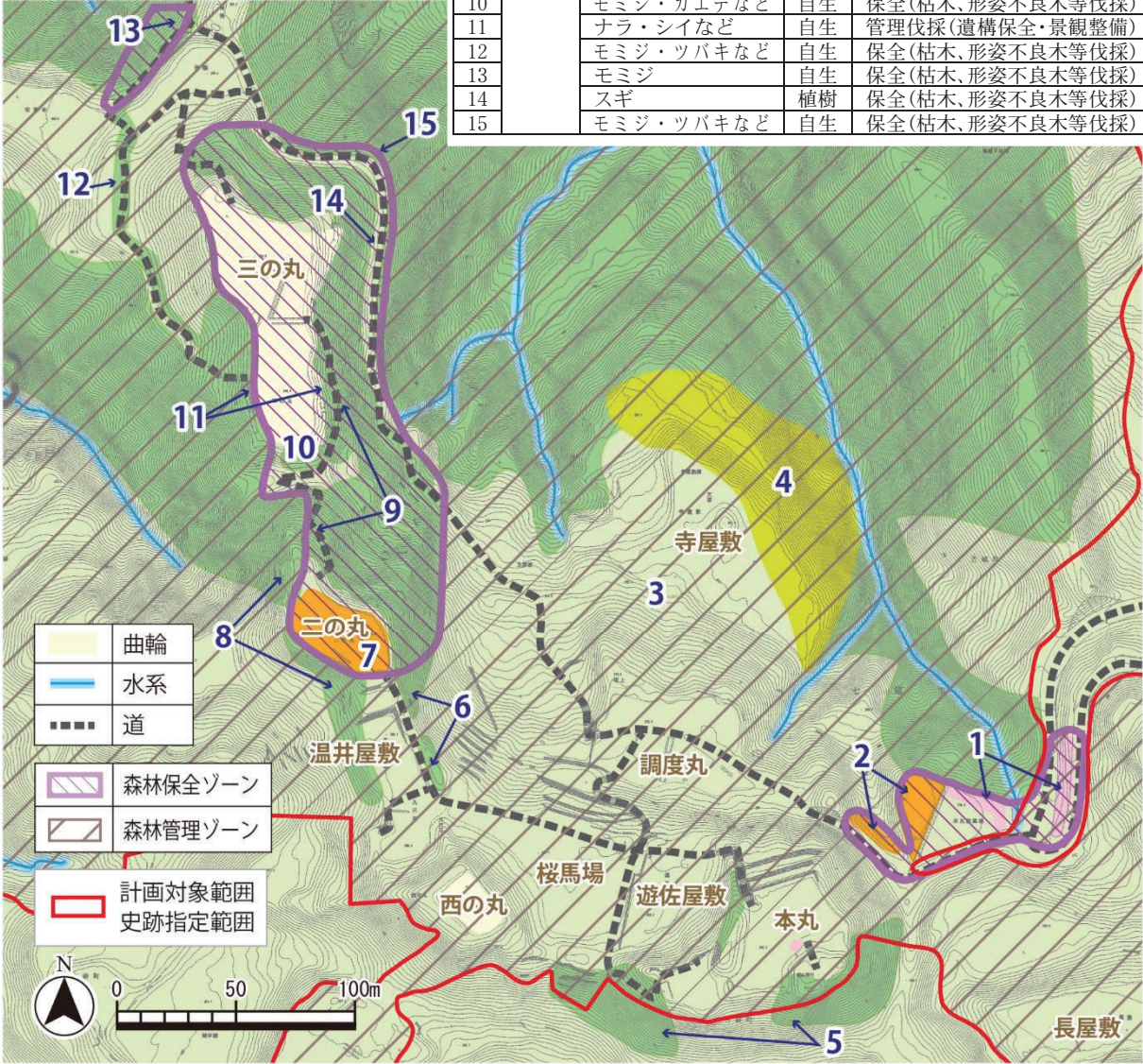
ここでは、優先的な整備が望まれる城郭中心部における植生管理の考え方を示す。植生から「森林管理ゾーン」と「森林保全ゾーン」の2つゾーンに区分する。前者は、スギやヒノキなどの針葉樹の植林から構成され、地形の保全や遺構保存に影響しない範囲にて、遺構の保存や顕在化や景観整備を目的とした伐採を行う。後者は、モミジやツバキなどの広葉樹から構成され、遺構の保存を前提に自生・植樹された樹木が一定量まとまる群落を保全・育成する。

いずれの地区においても短期間で実施するのではなく、地被植物の生長を見極め、段階的に移行していくものとする。

表 5-10 樹木リスト

植林	スギ・アテ・ヒノキ
植樹	モミジ
	サクラ
自然林	モミジ・ナラ・ツバキなど
竹林	モウソウチク

No.	区分	樹種（植生）	原因	工法
1	ゾーン管理	サクラ(ソメイヨシノ)	植樹	保全(剪定など)
2		モミジ	植樹	保全(剪定など)
3		スギ・ヒノキなど	植林	管理伐採(遺構保全・景観整備)
4		タケ(ササヅク)	自生	全伐採(伐採後広葉樹を植樹)
5		ナラなど	自生	管理伐採(遺構保全・景観整備)
6	ゾーン保全	ナラ・ケヤキなど	自生	管理伐採(サイカチ巨木有)
7		モミジ(カエデ)	植樹	保全(剪定など)
8		モミジ・カエデなど	自生	管理伐採(遺構保全・景観整備)
9		モミジ・カエデなど	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
10		モミジ・カエデなど	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
11		ナラ・シイなど	自生	管理伐採(遺構保全・景観整備)
12		モミジ・ツバキなど	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
13		モミジ	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
14		スギ	植樹	保全(枯木、形姿不良木等伐採)
15		モミジ・ツバキなど	自生	保全(枯木、形姿不良木等伐採)



※図中の No. は表 5-10 の樹木リストと対応

図 5-28 本丸周辺域における植生管理計画図（ベース：測量図※数値地形図）

第2項 諸施設の意匠

計画対象範囲には看板や階段、ロープ柵といった様々な諸施設が設置されている。いずれも活用上必要な施設であるが、史跡地内に相応しい風致を維持していくため、意匠や色彩について十分配慮する必要がある。これは整備直後だけでなく、経年劣化にともなう変化についても含まれる。さらに統一されたデザインであることが求められる。設置者や設置時期によって、仕様の統一がされていないのが現状で、活用整備事業を実施していく上で諸施設の素材、構造、色彩等を予め決めておく。

第11節 案内・解説施設に関する計画

来訪者に対して効果的に情報提供を行うため、案内と解説をハードとソフトの両面で整備していく。各施設は動線計画に基づき適宜配置していくこととし、近年増加傾向にある外国人観光客への対応として、表記内容の多言語化を推進していく。

本計画では整備の基本的な考え方について定めるものとし、詳細については別途策定する実施計画にて検討する。

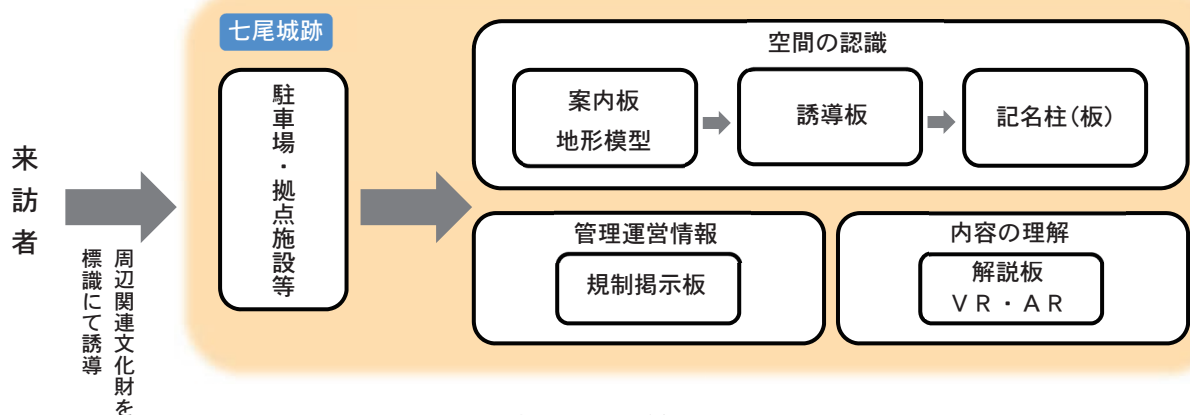


図 5-29 想定される整備イメージ

第1項 施設の配置

①七尾城登山口駐車場

城下から城郭へ登る見学ルートの起点となることから総合案内板および城域全体の地形模型などの設置を検討する。多くの来訪者が利用することから、目立つ位置に配置して前面を広く空けておく。この他に城郭までの経路や注意事項を紹介する看板、周辺関連文化財と有機的な連携を図るため、配置と経路、解説を行う案内板等を整備する。駐車場内に建設する便益施設に小規模な案内コーナーを設ける計画としていることから、天候不順の場合や滞在時間の短い来訪者に対して本史跡の解説を行う。



図 5-30 総合案内板の整備事例(特別史跡姫路城跡)



図 5-31 地形模型の整備事例(石見銀山遺跡)

②大手道(旧道)

交差点や分かれ道(分岐)等があることから適宜誘導板を設置する。道沿いで発掘調査が行われた箇所や伝説が伝わる箇所などに解説板を設置する。

なお、大手道沿線以外についても、必要性が高いと判断される箇所に解説板を設置する。

③城郭中心部

本丸駐車場は、城郭中心部のエントランスと位置づけ城郭中心部の地形模型などの設置を検討し、総合案内板の表示版を公開範囲の再整備や拡大に合わせて更新する。城郭中心部の見学ルート(大手道および見学路)や遺構・曲輪の配置等の解説板については適宜、更新・設置する。各曲輪や遺構に対して記名板もしくは解説板を適宜設置し、見学路の分岐点には全体平面図に現位置を入れた誘導板を配置する。

④県道177号城山線および市道南大呑1号線沿い

来訪者の利用実態に合わせて誘導板の整備を進めていく。城郭中心部から物見台、物見台から展望台までについても来訪者が迷わないように丁寧に誘導する。

第2項 デジタルコンテンツの活用

能越自動車道の高架下にて検出した大手道の遺構は、覆土保存する計画とされていることから、解説板だけでなくARを導入して遺構状況を紹介する。令和2年度に実施した調度丸の発掘調査成果を含め、来訪者が城郭の構造や性格を理解する上で効果的であると判断される遺構を検出した場合、デジタルコンテンツの導入を検討する。



図5-32 能越自動車道高架下におけるAR導入イメージ

右上の画像提供：(公財)石川県埋蔵文化財センター

第3項 整備方針

計画対象範囲には既に各種看板が設置されていることから、当面はこれらの施設が有効に機能するように清掃や小修理により維持していくことを基本とする。経年劣化により更新が必要な場合は、1) わかりやすいこと、2) 幅広い対象者(外国人も含む)に対応できること、3) 安全であること、4) 親しみがもてること、5) 美しいこと、6) 統一した意匠であること、7) 耐久性に優れていること、以上を備えたものとする。また、更新に当たっては必要性・設置位置・規模等を検証するとともに、その形状は設置箇所に応じたものとする。なお、設置に当たっては事前に遺構への影響を避けるため確認調査等を行う。

第12節 管理施設および便益施設に関する計画

第1項 管理施設

①柵

来訪者の安全を確保するため必要な施設であり、既存のうち老朽化したものについては、その必要性・設置位置・規模等を検証した上で、必要な箇所について美装化や部材の交換による長寿命化を基本とし、更新を行う。

なお、公開範囲の再整備や拡大にともない、危険箇所への立入を禁止する柵の設置を検討する。更新や新設する際は、遺構の保存を大前提に意匠の統一を図り、景観に配慮した色彩で耐久性が高く施工性の優れた素材とする。

②車止め

柵や手摺りと同様に既存施設の長寿命化を基本とし、老朽化にともない施設を更新する。意匠や素材の考え方も同様のものとする。

③管理用通路

城郭中心部において保存と活用を目的とした整備を効率よく行うため、遺構の保存と自然環境の保全を前提に、本丸駐車場から二の丸や三の丸へ至る管理用通路の設置が可能か時間をかけて検討する。

④入城カウンター

赤坂口と本丸駐車場に来訪者の人数を把握するためのカウンターを設置する。本体は、2つのセンサーで来訪者の動き(出入り)が把握できる仕様で、給電が不要な太陽光発電型とする。データロガーに保存された情報を定期的に取り込み、活用整備事業の進展と来訪者数の推移を追っていく。

得られた数値は、駐車場やトイレの必要規模を算出する際の判断材料とするだけでなく、ピーク時における交通規制やガイドの配置等の活用面にも利用する。また、来訪者の利用実態に応じて、整備の優先順位を見直すことも視野に入れる。



図 5-33 カウンターの整備事例
(屋島：香川県高松市)

第2項 便益施設

①本丸駐車場

七尾城登山口駐車場を新しく整備するものの、高齢者や障害者等が城郭中心部分を見学するためには現在の位置に駐車場が必要である。ただし、週末や行楽シーズンやイベント開催時は容量が不足していることから、本丸駐車場を改修して駐車台数を増やすとともに、灘浦(展望台)方面に延びる市道南大呑1号線沿線を活用した駐車スペースの確保も課題解消の手段として検討する。

なお、本計画での対象範囲外ではあるが、物見台（A-7地区）の西側の駐車場や展望台駐車場についても適正な維持管理に努める。

②ベンチ

城郭中心部にあるベンチは老朽化しているものが多いことから、令和2年度に引き続き順次、美装化による長寿命化もしくは更新を行っていく。

なお、公開範囲の再整備や拡大にともない、眺望点や休憩場所への設置を検討する。更新や新設する際は、必要性・設置位置・規模等を検証した上で、遺構の保存を大前提に意匠の統一を図り、耐久性が高く施工性の優れた素材とする。

③便所

本丸駐車場近くにある便所は、活用上必要な施設であり、設備の交換や美装化等により長寿命化を図る。緊急時に備えAEDを施設に設置する(令和3年度)。

七尾城登山口駐車場で新たに設ける便所には、多目的トイレを設け障害者への対応を図ったものとする。七尾城史資料館が存続している場合は、耐震補強と合わせて便所の改修も行う。

便所についても駐車場と同様に、計画対象外のものについても適正な維持管理に努める。

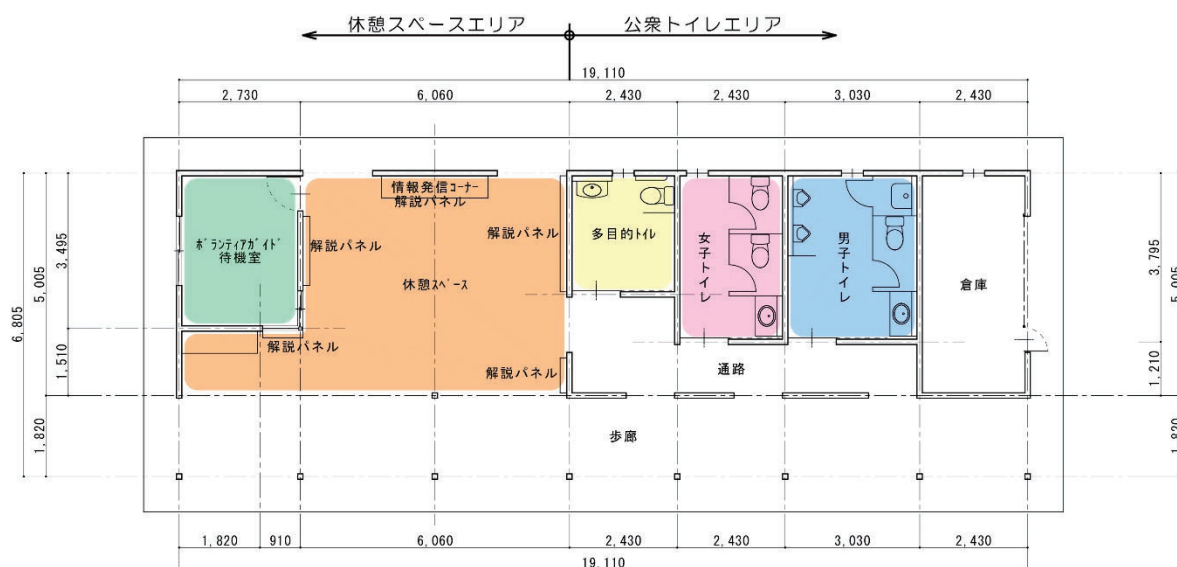


図 5-34 便所平面計画図案(七尾城登山口駐車場)

第13節 公開・活用およびそのための施設に関する計画

史跡七尾城跡の本質的価値や特徴を来訪者へ周知するとともに、より多くの人々に遺跡へ訪れてもらうため、保存・活用整備した遺跡だけでなく、これまでの調査・研究により蓄積した成果の公開・展示も充実させていく。

ガイダンス施設については、七尾城史資料館を現位置にて建て替えるか、七尾城登山口駐車場内に移転するかの2つの選択肢がある。いずれにしても多額の費用を必要とすることから、活用

整備に向けた調査・研究や収蔵・保管機能の拡充と合わせて今後時間をかけて検討していくこととする。

七尾城史資料館は冬期に休館することから、当面は七尾城登山口駐車場に建設予定の建物内やのと里山里海ミュージアムを併用して、七尾城跡に関する展示・公開を常時行っていく。

第14節 周辺地域の環境保全に関する計画

本整備計画では、計画対象範囲を史跡指定地と優先的な追加指定を目指す大手道(旧道)や活用上必要な諸施設とし、遺構の保存・活用だけでなく、地形や植生等も保全していく計画としている。しかし、計画対象範囲は城域(包蔵地)の一部に過ぎず、その周辺域においても七尾城跡の本質的価値を構成する曲輪や石垣等の遺構が多数分布している。

323haと広大な範囲に及ぶ城域において、遺構の保存と地形・植生の保全を行政だけで対応していくことは困難であり、土地所有者をはじめとした地域住民や支援団体等に環境保全に対する意義を理解してもらい協力を得る必要がある。

定期的な巡回と土地所有者や地域住民等からの連絡を基に、自然環境の変化や遺構の遺存状況の把握に努める。災害や遺構のき損に対して迅速に行動して被害拡大を防ぐだけでなく、被害を未然に防ぐための予防措置も積極的に講じる。

＜環境保全・遺構の保存環境の改善に対する取り組み例＞

- ・斜面崩壊による地形の改変が生じていないか、豪雨災害後に現地確認を行う。斜面崩壊の発生もしくは予見される場合は、緊急措置として災害復旧・防災対策を講じる。
- ・範囲の拡大がみられる竹林を伐採し、周辺域に自生する落葉広葉樹を植栽する。
- ・倒木が生じた場合は、幹を切り落として、掘り起こされた樹根(根元)を埋め戻す。
- ・樹根の伸張が表出遺構をき損するおそれがある場合は、地形に影響を及ぼさない範囲で樹木を伐採(樹根は存置)する。
- ・石垣カルテを作成、確認しながら、定期的に遺存状況を更新する。
- ・樹根の伸張により石垣に変形(孕み出し)が生じている場合は、地形に影響を及ぼさない範囲にて伐採(樹根は存置)を行い、石垣の保全措置を講じる。

第15節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

七尾市内には本史跡をはじめ278件(国指定13件)の指定文化財が所在する。史跡指定された4件は、七尾城跡と能登国分寺跡附建物群跡、須曽蝦夷穴古墳、万行遺跡で、万行遺跡以外は史跡整備とガイダンス施設(建設順に七尾城史資料館、蝦夷穴歴史センター、能登国分寺展示館)が建設され、冬季休館を設定しているが、だれでも見学することができる。七尾市は、来訪者が遺跡に対する理解を深めるための環境づくりとして、史跡とガイダンス施設をセットに整備してきた。

しかし、七尾市全体の歴史や文化を学ぶための施設がなかったことから、市域に限定せず能登の歴史や文化、自然環境を体感することができる「のと里山里海ミュージアム」を平成30年(2018)に建設した。今後は当該施設を核として既存のガイダンス施設をサテライト的な施設と位置づけ

活用し、石川県七尾美術館や石川県能登島ガラス美術館、和倉温泉お祭り会館等の文化・観光施設を含めた、歴史・文化・観光から構成されるストーリーを打ち出し、市内循環バスを活用したネットワーク化を図る。

＜文化施設や関連遺跡と合わせて巡る1日コース＞



来訪者の滞在日数を増やすため、七尾市内の主な観光地(施設)を組み込んだコースも設定し、首都圏や近畿圏、中京圏にアピールしていく。七尾市では七尾市文化施設等共通観覧券(共通パスポート)として、七尾市内の特色ある施設を有効期間中、どこでも何度でも入館できるようにしている。これにのと里山里海ミュージアムと関連遺跡等を加えたスタンプラリーや共通イベントなどの開催を検討する。

第16節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

第1項 発掘調査

① 大手道(旧道)

大手道の所在と構造を解明するため、史資料調査を含めた調査計画を立てる。調査成果を基に史跡の追加指定を目指し、遺跡の保護に万全を期す。未指定区間は、追加指定後に表示等整備を実施することから、整備事業では早い段階から調査に着手して整備の条件を整える。

② 城郭

遺跡の学術的価値を明らかにすることを目的として、令和2年度に調度丸の発掘調査を行った。城郭における学術調査はこれが初めてで、遺跡の保存と活用を図るためにも、史跡七尾城跡が有する価値を明らかにする。単発的な調査に終わらず、今後とも継続していくため、未指定部分の大手道と合わせた調査計画を立て実行していく。

当面は、調度丸に続いて本丸西側の虎口が想定される箇所にて発掘調査を行い、虎口の所在と構造の解明を目指す。

第2項 史資料調査・研究

七尾城に関する新たな史資料を見つけ出すとともに、これまでに確認された文献や古絵図の研究を続けていく。能州鹿島郡七尾城古城図に基づいて城郭中心分における曲輪を呼称しているが、他の絵図とは異なる名称で記されている点で興味深いものであり、研究次第では曲輪の性格を明らかにする鍵となり得る。今後は城郭中心部の学術調査や大手道の所在確認を進めていくことか

ら、史資料調査・研究についても、これに沿ったテーマを設定して計画的に実施していく。蓄積した調査研究は、現地やガイダンス施設、ホームページ等にて発表していく。

第3項 地盤調査

本丸・二の丸地区および周辺は、近年多発する集中豪雨により、繰り返し土砂災害に見舞われている。斜面崩落のメカニズムを解明するため城郭中心部においてボーリング調査を行い山頂部分の地質を把握する。地盤工学に精通した専門家の指導のもと、現代工法を視野に入れた復旧や防災対策を検討する。

第4項 植生調査

伐採・剪定による環境変化が地形の保全や遺構の保存に影響を及ぼさないためにも、現状の植生を調査する。さらに、調査により作成した林相区分図や林相断面図、樹冠投影図などを踏まえ、植生管理計画を策定する。調査範囲は、優先的に植生管理を実施していく城郭中心部から拡大していく。

第5項 石垣調査

① 悉皆(破損確認)調査

石垣調査表を作成してから5年以上が経過することから順次更新していく。調査対象石垣が数多くあることから、大きく破損したものから優先的に調査していく。なお、大きく破損した石垣については、オルソ写真の作成だけでなく三次元測量による記録措置を実施する。

② 動態調査

石垣の安定性を評価するため、トータルステーションによる定点(反射板)観測、ガラス棒やクラックゲージの設置により、石垣表面(築石部分)に変動が生じているか調査する。ガラス棒とゲージについては、現地にて変動の有無が確認できる利点があるものの、故意による破損や計測方位が限定される。定点観測は、理論上全方位の動きを捉えることが可能であるが、必ず測量誤差が生じてしまう。そのため、面全体の変動を捉えるには定点観測、局所的な変動にはガラス棒、変動速度を測るにはクラックゲージを用いるなど、目的や用途、立地条件等に応じて使い分ける。



反射板



ガラス棒



ゲージ

図 5-35 石垣動態調査方法

第6項 測量

切土(流土の除去含む)や盛土など地形の改変をともなう整備の実施設計を行うには1/200程度の現況平面図が必要となる。活用整備事業にて発掘調査や地盤調査、石垣測量を行う予定とされていることから、本丸・二の丸地区および周辺域については、正確な調査・測量を行うためにも永久標識(基準点)の設置を検討する。

第7項 石垣測量

間詰め補強や保護ネットの設置といった保存措置や、解体積み直しの対象となる石垣に対して測量・図化(立面・平面・断面図)を行う。

第17節 公開・活用に関する計画

昨今の山城ブームが追い風となり、山麓の七尾城史資料館から大手道を利用して本丸まで歩いて登る来訪者が増えている。第3章にて記述したように多くの来訪者を迎えるにあたって、史跡七尾城跡では地元住民や支援団体による様々な取り組みが実施されている(表3-12)。

「矢田郷地区まちづくり協議会」や「はろうななお」、「ななお・なかのとDMO」などの活動団体との連携を継続しながら、以下に示す新たな活動の発掘・賛同に努めていく。

第1項 情報公開

①現地説明会

七尾市民の遺跡に対する理解を深めるため、発掘調査だけでなく整備の過程においても現地説明会を開催して、活用整備事業の実施状況を広く発信する。石垣の修復時には普段目に見ることのない石垣背後(裏込め)の様子などを見学してもらう。

②七尾城保存活用推進室年報の作成

史跡七尾城跡の保存・活用事業に合わせて平成元年度から発行しているもので、月ごとの活動記録や調査研究成果、災害復旧工事の実績等が記されている。令和3年度から本格的な活用整備事業に着手することから、年度毎の整備内容や発掘等各種調査成果をとりまとめた年報を発行して、七尾城跡の保存と活用に向けた整備が進行していることを市民に伝えていく。

第2項 活用

①石垣点検

石垣の安定性を評価するため動態調査を実施していくが、石垣が広範囲に分布していることや調査期間が長期に及ぶことから、土地所有者をはじめ周辺住民、支援団体等の力を借りる。崩壊の危険性が低く、安全に近づくことが可能な石垣に限定して、ガラス棒の点検やゲージの読み取り作業を実施してもらう。自分たちで石垣を管理していくことで、遺跡保存の意義を理解してもらい、郷土愛の醸成に繋げていく。トータルステーションによる定点観測は高価な機器と専門技

術が必要となることから七尾市教育委員会が行う。

②学校教育・生涯学習(社会教育)の場

出前授業や生涯学習講座だけでなく現地見学会を定期的に行い、遺跡を歩いて、見て、触れることで、その価値や魅力を体感してもらう。また、七尾市内に限定せず遠方の学校に対しても、七尾市の歴史と文化を学ぶ体験学習の場として積極的な誘致活動を行う。高校や大学と連携して歴史学や観光学のフィールドとしての提供も検討する。



図 5-37 体験学習

③憩いの場や観光地としての活用

七尾城跡は、行楽シーズンともなれば県外だけでなく、多くの七尾市民も訪れている。市内における観光拠点と位置づけ、周辺遺跡や観光地(施設)との有機的な連携を図っていくと同時に、ウォーキングや写生大会などを通じて、七尾市民にとって身近にある貴重な歴史資産であることを体感してもらう。

第18節 管理・運営に関する計画

管理・運営については、平成30年3月に策定した史跡七尾城跡保存活用計画(以下「保存活用計画」)にて、実施体制を整えていく重要性を謳っている。保存活用計画にて示された体系図を図5-38に示すが、今後は七尾市内部の体制をとくに強化する必要がある。次年度から本整備計画に基づき活用整備事業を実施していくことから、これまでの維持管理に加えて発掘等各種調査や整備を計画とおりに進めていくことが求められる。

工事発注に必要となる設計図書のとりまとめは、七尾市職員の土木技師や建築士で対応することができる。しかし、設計内容の照査確認や現場での指示は、遺構の保存を大前提とした上で、発掘等各種調査成果を反映させた整備となることから、最終的には教育委員会が判断することになる。市街地における公共工事として取り扱うのではなく、整備の効果として史跡七尾城跡を訪れる人が本質的価値を理解し、その魅力を体感してもらうため、教育委員会が中心となり関係部局と密に連携を図っていく。

計画対象範囲だけでも約30haと広域に及ぶことから、巡回や草刈り、清掃だけでも相当な労力が必要となる。遺跡地としての風致を維持していくためには、土地所有者をはじめとした地域住

民や支援団体等の理解と協力が欠かせない。また、次年度からの活用整備にて史跡七尾城跡が有する価値を顕在化することで観光地としての魅力も向上し、新型コロナウイルス感染症の終息後は多くの来訪者が見込まれる。史跡七尾城跡が有する価値と魅力を伝えるためには、ハードだけでなくソフト面も充実させていく必要がある。

以上のことから、市民、関係団体、関係機関が連携した管理や活用の柱となる協議会の立ち上げを目指す。協議会は周辺住民、ボランティア団体等で組織し、年間スケジュールの作成やイベントを企画・立案して実行していく。七尾市は協議会の活動に対して運営・財政面から支援する。

現在、七尾城まつりや七尾城トレッキングなどの各種イベントは、矢田郷地区まちづくり協議会で実施しているが、七尾城跡のボランティアガイドは、主に「はろうななお」が行なっている。また、観光客誘客（インバウンド含む）のための情報発信は、「ななお・なかのとDMO」が行なっており、それぞれの分野で個別に行なっているのが実情である。新たに協議会を発足させ、横の綿密な連携を図り、七尾城跡の活用・魅力発信について、統一的な計画を立案し、同じビジョンを共有する。また、ホームページを立ち上げて七尾城跡の情報発信を一元化していくなど、訪れる人々がより迅速に正確な情報を得て、七尾城跡に足を運んでもらえるような方策を考えていく。

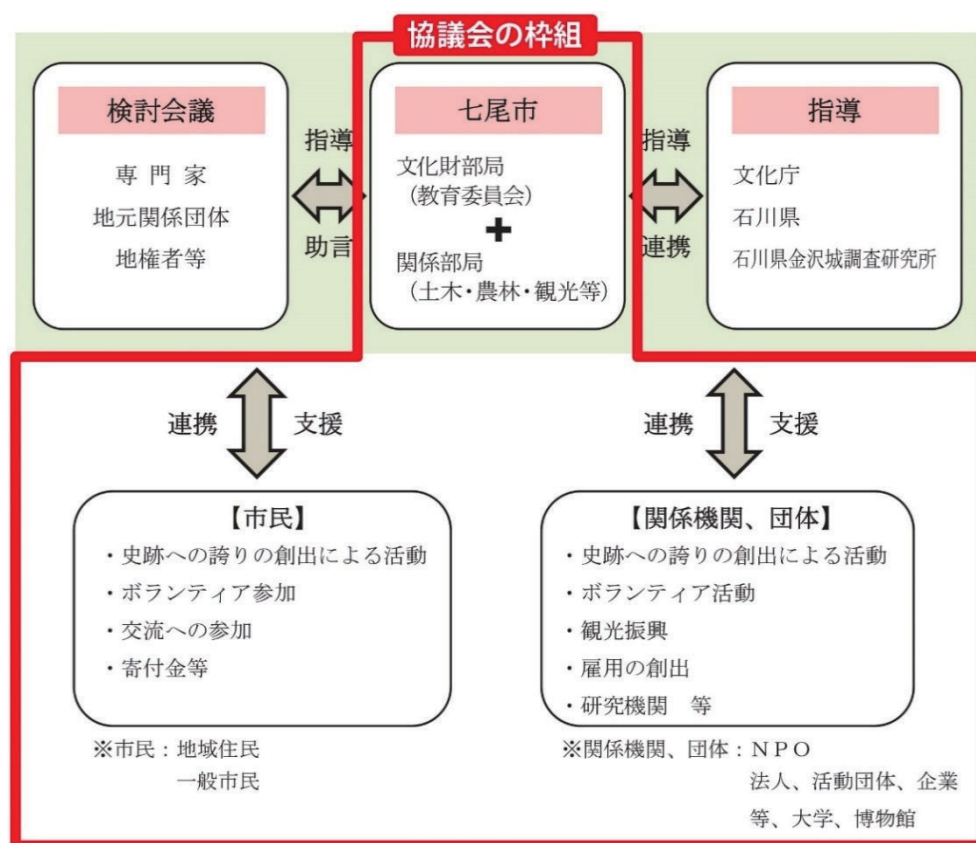


図 5-38 七尾城跡のマネジメントの体制・連携（『保存活用計画』編集）

第19節 事業計画

第1項 段階的事業計画

令和3年度から着手する整備事業は、喫緊の課題である地形の保全や石垣や土塁等の地上遺構の保存、来訪者の利便性向上だけでも、多額の費用と時間と労力を必要とする。大手道の発掘調査や史跡の追加指定については不透明な部分が多い。また、雨水排水処理や防災対策については、活用整備事業の中で調査から計画、設計へと段階的に進めて行くこととなる。一度に多くの計画を手掛けることは費用面だけでなく、実施体制においても負担が大きい。そこで効率的かつ着実に整備を計画、実行していくため事業項目に優先順位を設ける。

短期事業計画として10年の事業期間を設け、当面優先すべき実施内容を盛り込む。発掘調査成果を受け、整備の方向性を検討する項目については、中長期事業計画での実施を目指す。短期事業計画は前期5年(令和3～7年度)と、後期5年(令和8～12年度)にわけ、5年目にそれまでの事業実績を評価するとともに、事業の評価や進捗状況に応じて後期の事業内容を見直す。本整備計画も実施期間を10か年としていることから、中長期事業計画を実施するにあたっては、事業の進捗や成果を基に次の整備計画を策定する。

短期事業計画は遺構の保存を大前提とするものの、保存と活用のバランスを考慮した計画とし、風水害や地震に対しては緊急的に対応していくものとする。事業期間中は定期的に整備検討委員会(仮)を開催し、実施内容の報告や指導・助言を受け、以後の調査や整備に反映させていく。

第2項 短期事業計画

令和3～12年度の短期事業計画で実施する主な調査・整備内容を以下に示す。

●虎口の発掘調査と復元検討(令和6～12年度)

本丸西側虎口(令和6～8年度)および桜馬場北側虎口(令和9年度以降)の発掘調査を行い、遺構の性格と遺存状況を解明する。発掘調査成果や史資料、他事例を基に虎口および櫓門の復元検討(令和10～12年度)を行う。

●大手道の発掘調査(令和3・4・8～12年度)

大手道(門の高～高屋敷)の追加指定にむけて、所在と構造を解明するため発掘調査および整理作業、報告書の刊行を行う(令和8～12年度)。発掘調査の実施時期については、実施体制の構築状況を勘案したものとする。令和元年度の発掘調査の整理作業と報告書の刊行を令和3～4年度に行なう。

●九尺石の発掘調査(令和4～7年度)

緩みが生じている九尺石の復旧に先行して発掘調査を行い、石垣の遺存状況および構造を解明する。調査成果を基に復旧に必要な実施設計を行う。また、石垣解体時にも発掘調査を行い、構築年代や破損原因等を探る。

●石垣調査(令和3～5年度)

悉皆(破損)調査により石垣調査表の更新を行う。破損個所にはガラス棒を設置して、定期的に

動態調査を行う。調査結果を基に遺構の遺存状況と来訪者の安全確保を考慮した石垣保存整備計画を立てる。計画策定後は定期的に動態調査を実施していく。

●石垣の復旧と保存措置（令和4～7・9・10年度）

九尺石の復旧を優先的に行う。周辺地形の変化が石垣の破損と関係していることから、地形保全と一体的に石垣の復旧を行う。先行して九尺石（令和4～7年度）および本丸北側斜面石垣（令和4～5年度）について周辺の地盤調査や石垣測量等を行い、専門家の指導のもと整備内容を検討する。その他の復旧や保存措置が必要な石垣は、石垣保存整備計画に沿って整備していく。

●本丸西側虎口の表示等整備（令和11・12年度）

発掘調査成果を反映した表示等整備を行う。

●大手道の復元展示（令和5～7年度）

能越自動車道の高架下に遺存する大手道（路面と側溝）の復元展示を行う。遺構整備に合わせて、解説板の設置や動線整備を行う。

●七尾城登山口駐車場の便所建設（令和3年度）

令和3年4月の供用開始に向けて整備が進んでいる七尾城登山口駐車場内に便所の建設、バスの停留所と専用ルートの整備を行う。便所は休憩スペースや史跡七尾城跡に関する解説、周辺の関連遺跡や観光地等の情報案内板等を備えた建物内に組み込む。建設後の展示・解説施設整備が完了した段階で開放を予定する。

七尾城登山口駐車場を史跡七尾城跡の玄関口と位置づけ、総合案内板や誘導板を設置するとともに、城山交差点にある標識（石柱）の大手道の起点部分への移設を検討する。

●本丸駐車場の改修（令和5～7年度）

駐車台数を増やすため区画線の引き直しや車止めの設置等による改修を行う。市道南大呑1号線沿線での駐車場スペース確保を検討する。

●活用上必要な諸施設の更新・設置（令和3～10年度）

柵やベンチの更新や新設、園路整備等を地区もしくは曲輪ごとに行っていく。

●史跡の追加指定と土地の公有化（令和12年度以降）

周辺部も含めて条件が整った区間から順次申請する。

●植生管理（令和3～9年度）

遺構の保存や顕在化、見透しや眺望確保を目的とした樹木や草本類の伐採、剪定を地区もしくは曲輪ごとに行っていく。

表 5-11 短期事業計画表－1

			前 期					後 期				
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
史跡指定地	A-1	本丸・二の丸										
	2	三の丸										
	3	寺屋敷										
	4	長屋敷										
	5	中心部縁辺の曲輪群										
	6	中心部縁辺の斜面										
	7	物見台										
	8	曲輪外・斜面										
	9	大手道										
	10	大手道										
史跡指定地外	B	大手道										
	C	大手道										
	D-1	大手道										
	2	七尾城登山口駐車場										
	3	七尾城史資料館・懐古館			七尾城史資料館の取り扱い決定後に必要な施設整備を行う							
(仮)整備検討委員会												
史跡の追加指定・土地の公有化												
整備工事報告書												
次期整備基本計画策定												

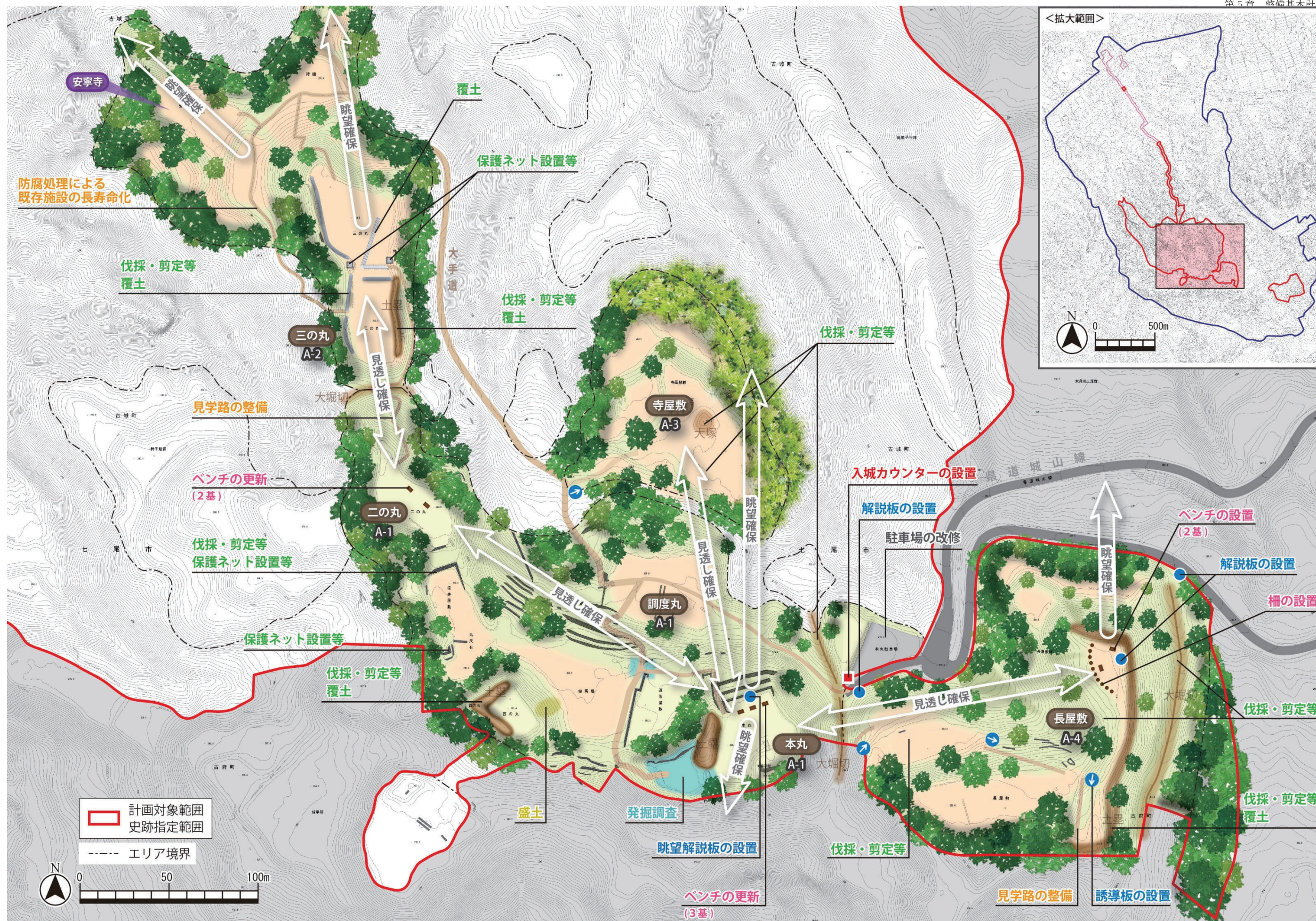
 植生調査
 石垣調査

表 5-12 短期事業計画表－2

内 容		前 期					後 期				
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
史跡指定地	A－1 本丸・二の丸	発掘調査および 復元検討	調度丸	発掘調査	整理作業	報告書					
			桜馬場北側虎口						発掘調査	整理作業	報告書
		表示等整備	本丸西側虎口			発掘調査	整理作業	報告書	★実施設計	表示整備	
		石垣の復旧	九尺石	発掘調査	★実施設計	整理作業	報告書				
			本丸北側斜面	地盤調査	石垣調査	★実施設計	石垣復旧				
			その他	石垣調査(調査表の更新)		石垣調査(保存整備計画策定)	★実施設計	石垣復旧		規模に応じて延長	
		植生管理	植生調査	実施設計	整理作業	実施設計	剪定・伐採				
		活用上必要な施設整備		実施設計	更新・新設						
		本丸駐車場の改修		実施設計	改修						
	2 三の丸	植生管理	植生調査			実施設計	剪定・伐採				
		活用上必要な施設整備			実施設計	更新・新設					
		石垣の復旧	石垣調査(調査表の更新)		石垣調査(保存整備計画策定)				★実施設計	石垣復旧	
	3 寺屋敷	植生管理	植生調査			実施設計	剪定・伐採				
		活用上必要な施設整備			実施設計	更新・新設					
		石垣の復旧	石垣調査(調査表の更新)		石垣調査(保存整備計画策定)				★実施設計	石垣復旧	
	4 長屋敷	植生管理	植生調査				実施設計	剪定・伐採			
		活用上必要な施設整備				実施設計	更新・新設				
		石垣の復旧	石垣調査(調査表の更新)		石垣調査(保存整備計画策定)				★実施設計	石垣復旧	
	5 中心部縁辺の 曲輪群	活用上必要な施設整備				必要に応じて実施					
	6 中心部縁辺の 斜面	大手道の保存整備		実施設計	整備						
	7 物見台	植生管理	植生調査					実施設計	剪定・伐採		
		活用上必要な施設整備					実施設計	更新・新設			
	8 曲輪外・斜面	活用上必要な施設整備					実施設計	整備			
		植生管理・防災対策				必要に応じて実施					
	9 大手道	大手道の復元展示	★実施設計	整備							
	10 大手道	大手道の保存整備		実施設計	整備						
史跡指定地外	B 大手道	活用上必要な施設整備		実施設計	整備						
	C 大手道	発掘調査	整理作業	報告書				発掘調査	整理作業		報告書
	D－1 大手道	活用上必要な施設整備		実施設計	整備						
		2 七尾城登山口 駐車場	便所建設	実施設計	整備						
	3 七尾城史資料館 ・懐古館	活用上必要な施設整備									
						七尾城史資料館の取り扱い決定後に必要な施設整備を行う					

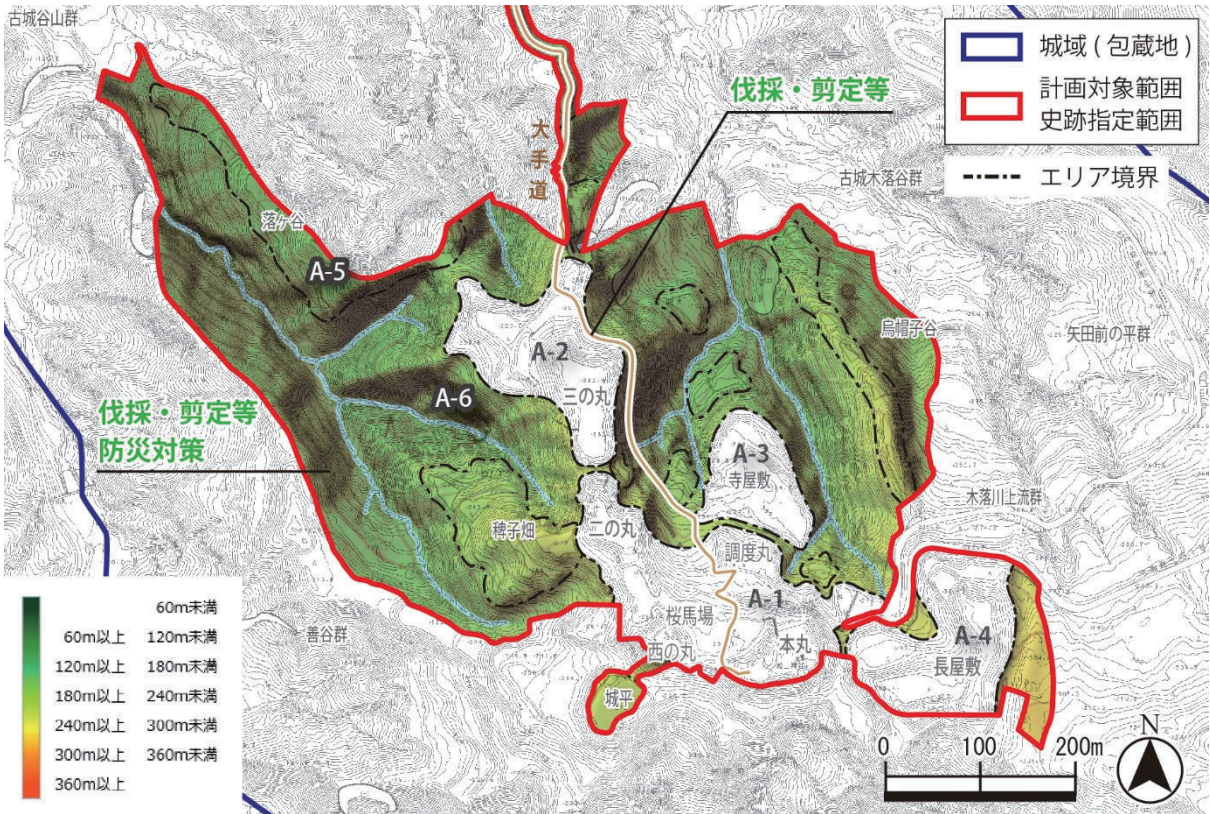
重点事業項目：短期事業計画の中でも優先的に実施していく項目と位置付ける。

★の実施設計および施工監理は専門業者に外部委託する。
本丸駐車場の改修・便所建設・諸施設の更新および新設・植生管理は七尾市が直営で設計・監理を行う。



（ベース：測量図※数値地形図）

図 5-39 整備計画図（A-1～4 地区）



(ベース：史跡七尾城跡平面図 S=1/3,500 ※標高図：国土地理院)

図 5-40 整備計画図(A-5・6地区)

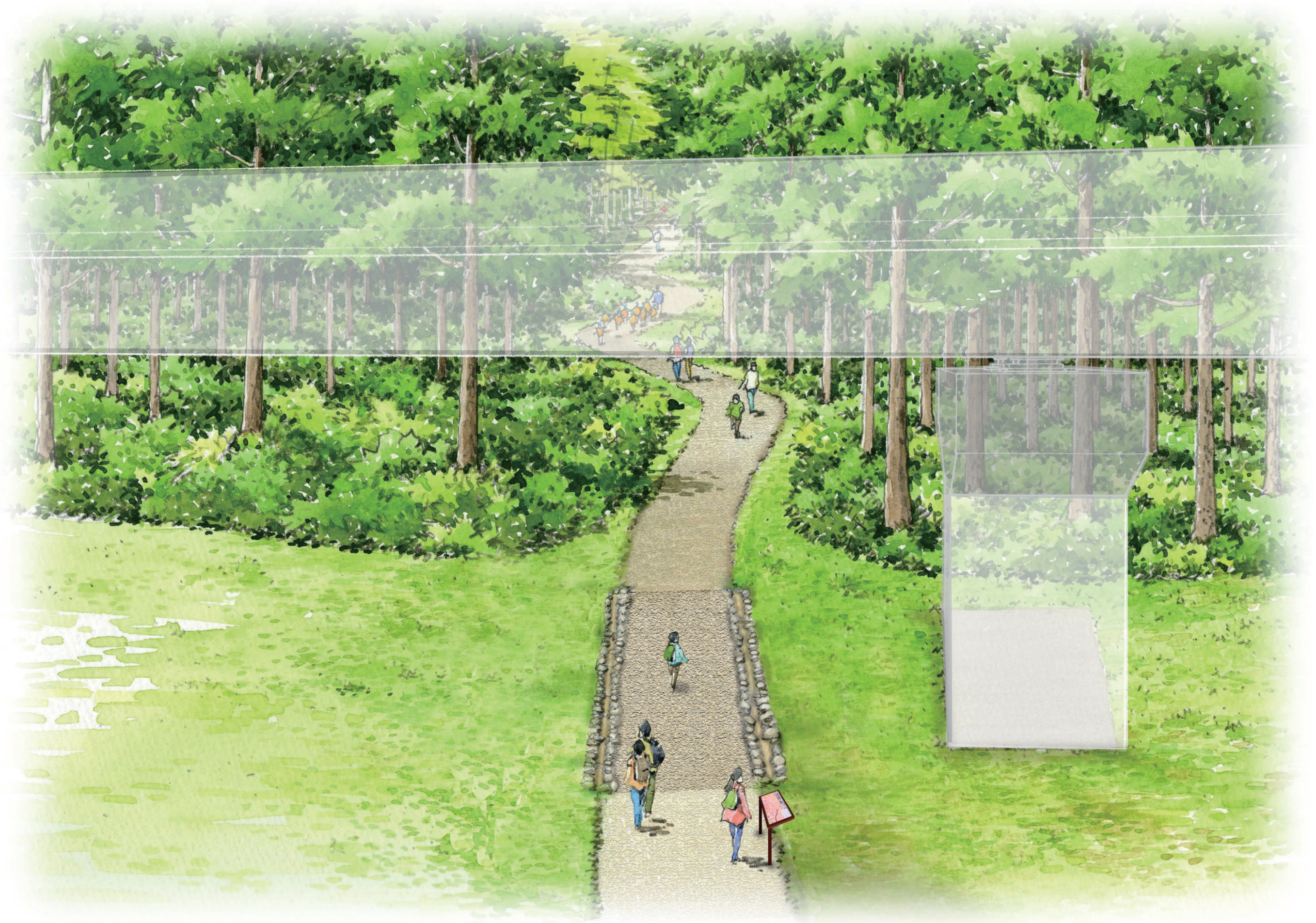


(ベース：測量図※数値地形図)

図 5-41 整備計画図(A-7・8地区)



城郭中心部の整備イメージ図



大手道の整備イメージ図



七尾城登山口駐車場の整備イメージ図

【印刷の仕様】

- ⊖ 判型・・・A4判
- ⊖ 頁数・・・125頁
うち、A3折込み図8頁
- ⊖ 組版・・・主要活字（10.5ポイント DF平成明朝体W3）
- ⊖ 印刷・・・オフセット印刷
- ⊖ 製版・・・図版・写真とも175線
- ⊖ 用紙・・・表紙 ベストマット180kg
マットPP加工
本文・図版 マットコート 110kg
- ⊖ 製本・・・無線綴り 背文字入れ 見返し

史跡七尾城跡整備基本計画書

編集 七尾市教育委員会スポーツ・文化課
七尾城跡保存活用推進室

発行 七尾市教育委員会
〒926-8611
石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
Tel (0767) 53-8437 Fax (0767) 52-5194
Mail: sportsbunka@city.nanao.lg.jp

発行日 令和3年(2021)3月26日(金)

印刷 第一印刷株式会社



本丸東側上空から邑知地溝帯をのぞむ